

Evidentiary Doc. # 2289

2

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 2287 to 2294 inclusive

28 June 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Manchuria Year Book, 1933, 1936, 1937, 1938, 1939, 1940; Japan-Manchukuo-China Industrial Year Book, 1939, 1940

Date: as above Original Copy Language: Japanese

Has it been translated? Yes No

Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: East Asia Research Institute

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Economic aggression in Manchuria

SUMMARY OF RELEVANT POINTS

Manchurian Yearbook contains information on the following: Manchurian history, geography, politics, finance, defence, commerce, social organization, etc., and a list of banks and companies with their capitals. The books are published by the HANSHU-NICHI-NICHI-Press in DAIREN.

Japan-Manchukuo-China Industrial Yearbook (for dates see above) is published by the Japan-Manchukuo Industrial Press in OSAKA. Contains articles on the industrial world of the three countries, laws of the three nations pertaining to economy and finance, industrial statistics and tables, etc.

Copies of these documents can be obtained in the Document Division by asking for the following document numbers for corresponding years:

Doc. Nos. 2287 to 2294 incl

Page 1

Doc. Nos. 2287 to 2294 incl - Page 2 - SUMMARY Cont'd

Doc. No. 2287	Manchurian Yearbook	1933
Doc. No. 2288	" "	1936
Doc. No. 2289	" "	1937
Doc. No. 2290	" "	1938
Doc. No. 2291	" "	1939
Doc. No. 2292	" "	1940
Doc. No. 2293	J.H.C. Industrial Yearbook	1939
Doc. No. 2294	" " "	1940

Analyst: Lt Wilds

Doc. Nos. 2287 to 2294 incl
Page 2

#2289

滿洲
年鑑

23

十二年
四年

滿洲

Proj. No.	256
S. A. No.	1044B
Sack No.	35
Item No.	23

10044B
Sack 35

Item 23

2597.

滿洲日日新聞社發行

大連石炭商組合

大連	佐藤組	3-1811	東華公司	3-1817
	共同組	3-1813	東萊洋行	3-1817
	鶴田號	3-1815	大宮組	3-1817
	宮崎商會	3-1817	熾昌厚	3-1819
沙河口	共同販賣所	4 9066	聖徳街 山吹町	以西の御註文
		4-9433		
		4 9383		
		4 0271		
若松町	共同販賣所	2-6000	櫻花臺	以南の御註文
		2 8484		
寺兒溝	共同販賣所	2-5661	朝日廣場	以東の御註文
		2-5900		



滿洲中央銀行

總裁 田中鐵三郎

副總裁 蔡運升

大連石炭商組合

大連	佐藤組	3-1811	東華公司	3-1817
	共同組	3-1813	東萊洋行	3-1817
	鶴田號	3-1815	大宮組	3-1817
	宮崎商會	3-1817	熾昌厚	3-1819
沙河口	共同販賣所	4 9066	聖徳街 山吹町	以西の御註文
		4-9433		
		4 9383		
		4-0271		
若松町	共同販賣所	2-6000	櫻花臺	以南の御註文
		2-8484		
寺兒溝	共同販賣所	2-5661	朝日廣場	以東の御註文
		2 5900		



滿洲中央銀行

總裁 田中鐵三郎

副總裁 蔡運升

日刊工業新聞

全工業網羅
 毎日十二頁
 本社 大阪市中之島五丁目
 支社 東京市銀座西二丁目
 支局 名古屋、京都、神戸、中國、
 福岡、小倉、八幡、北海道、
 臺灣、京城、大連
 創刊二十二年
 ●價定紙本●
 (共料送)圓三月ヶ三 圓一月ヶ一



日本工業界の代表紙



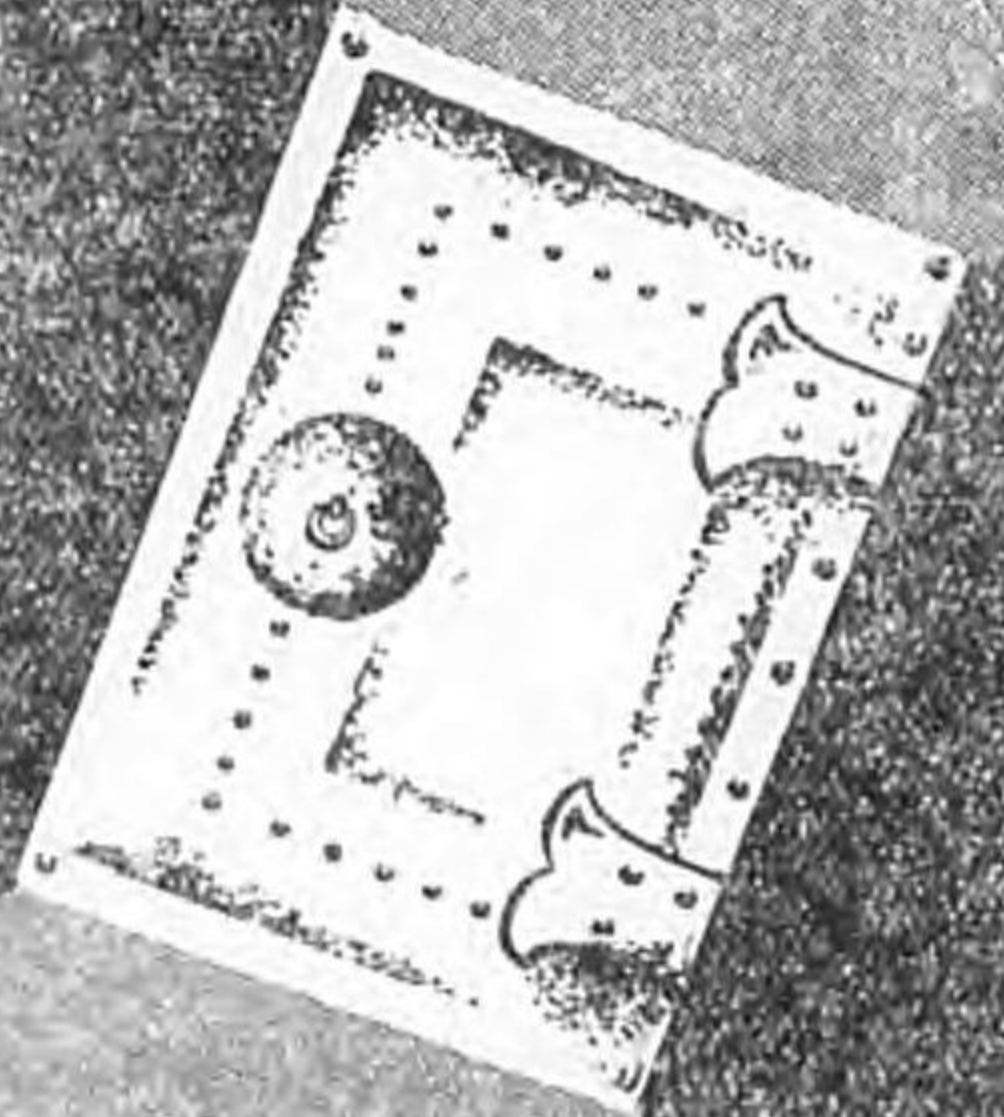
本館工業品陳列館

優良工業品展示
 商取引助長機關
 本館の設備
 工業相談所及紹介所
 商取引の仲介施設
 商業休憩室の設置
 官治所の轉送割引
 攜帶荷物書保管
 工業圖書無料閲覧

來館歡迎

日清生命

開け！
 幸福の扉を



株式會社・東京丸之内

火災保險

- 一、資本金 壹千貳百參拾參萬圓
- 一、拂込金 壹千拾參萬四千圓
- 一、積立金 六百萬圓
- 一、製造能力 貳萬貳千貳百パーレル

日清製粉株式會社

東京市日本橋區小網町一丁目二ノ四

支店 名古屋、神戸
出張所 門司、小樽、大連、横濱
工場 館林、宇都宮、水戸、高崎、佐野、鶴見、名古屋、神戸、岡山、坂出、鳥栖

創業 明治二十六年

海上保險・運送保險・傷害保險・自動車保險



大阪上海火災保險株式會社

社長 新庄清一
專務取締役 伊賀歌吉
本社 大阪市北區堂島濱通二丁目二番地

火災保險代理店

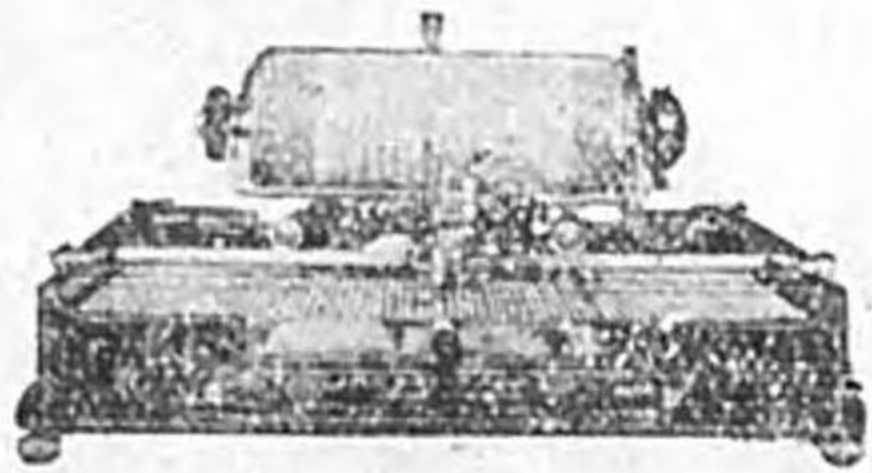
滿洲國主要都市ニ在リ



攝津上海火災保險株式會社

取締役會々長 村田省藏
專務取締役 桂蘇一郎
所在 大阪市北區堂島濱通二丁目二番地

邦文タイプライター



文書は生きる

事務所の敏、不敏は事業の興亡を左右します。

貴下の事務所に於ける一臺の邦文タイプライターが如何に敏速に事務を處理するかをお試し下さい。



(型録拜呈)

日本タイプライター株式会社 大連支店

大連市山縣通り一〇五番地 電話長八四七一、二二八四
 新 京出張所 新 京朝日通り八一番地 電話長三三三八番
 天 津出張所 天津日本租界福壽街四一番地 電話二〇七四八番
 奉 天出張所 奉天千代田通三九番地 電話長五五四四番
 哈 爾 濱出張所 哈爾濱中街九道街七號地 電話長六四九五番
 鞍山出張所 鞍山北二條町八番地 電話長二一五五番
 本社 東京市京橋區京橋一ノ三 電話京橋四一六一、四一六五番
 支店 大阪、上海、京城、名古屋、札幌、仙台、臺北、金澤、静岡

武生製紙所
 特種製紙株式會社
 株式會社西野製紙所
 株式會社丸井工場

總代理店

大阪市西區靱上通壹丁目

紙問屋 九三合名會社

和洋鳥證
 子ノ券
 紙紙紙紙

電話土佐堀44 長二二六九番
 振替口座大阪二七九六九番
 電信略號(〇) 三

滿洲國新京老松町貳丁目

新京出張所

出張所長 池田幸彌
 電話 三三八八六番
 受信略號(シンケウカミ) 〇〇三

器紙・刷印般一

刷印(版凸)版活な確正明鮮

刷印(版平)トツセフオな麗鮮彩色

刷印(版凹)ヤピラダ的な真寫

目種業營

帳簿、紙器類	パンフレット	論葉書、寫真帳	レツテ	地圖、切符	ポス、タ	雜誌、證券	カ、タ、ロ	書籍、新聞
--------	--------	---------	-----	-------	------	-------	-------	-------



社 洋 大

造健森金者表代

目丁二通南堀戸江區西市阪大 社 本

番七五七四堀佐土話電

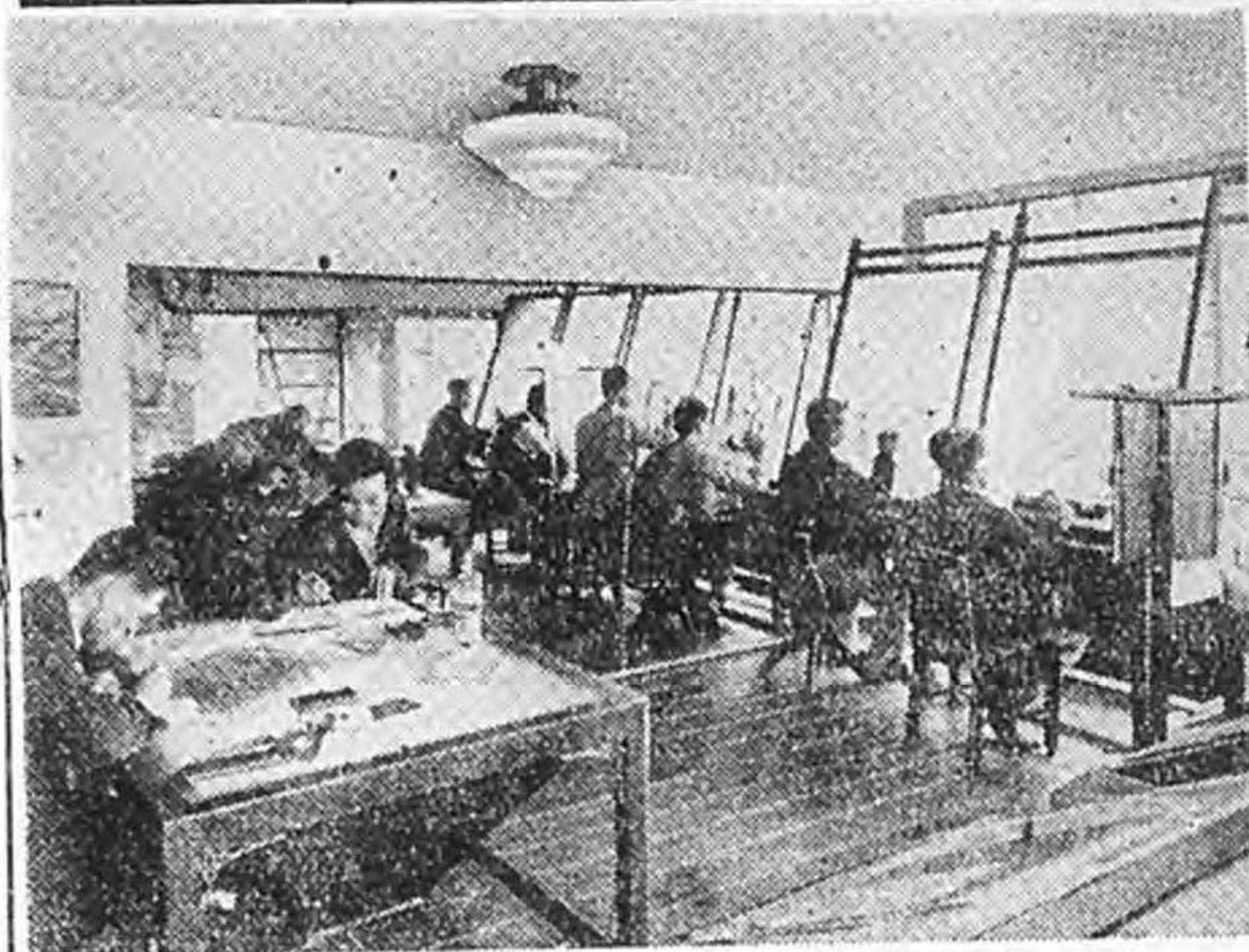
地番三目丁二通南堀戸江區西市阪大 場工版凸

番七五七〇四堀佐土話電

地番七十目丁二通北堀區西市阪大 場工版平

番七六四二四堀佐土話電

版製真寫トホ スセロプ



(部一の室チッタレ)

.....版製真寫版平色多.....

切一物小りよ版全六四・版製一タスホ種各

微特の社本は版平色三

地番〇二目丁一町本仁大區川淀西市阪大

社 畫 版 川 谷 長

番八四〇二(45)島福話電

OKAYA & CO
宗

營業種目

一特電諸工銅鉛水電	般種機械用計	鋼種機具管用品器	材銅機類具管管品器	亞鉛引平浪板 銅電メトロ電 礦ムベ 鐵管繼手 衛生陶 バルブコツク
-----------	--------	----------	-----------	--

岡谷合資大連出張所

大連市紀伊町八拾壹番地

電話本局 (2) 三八九九、四四六二
 四四五二、六三七六
 三笠町倉庫 (2) 六三七三
 受電略號(タイレン、ササソウ)

岡谷合資奉天出張所

奉天彌生町四拾六番地
 電話 二七〇七
 受電略號(ホウテン、ササソウ)

滿洲
千福



地番二十七町松若天奉
社會式株酒釀福千 滿洲
 番四五一四園話電

酒は源氏

東洋釀造株式會社

大連出張所

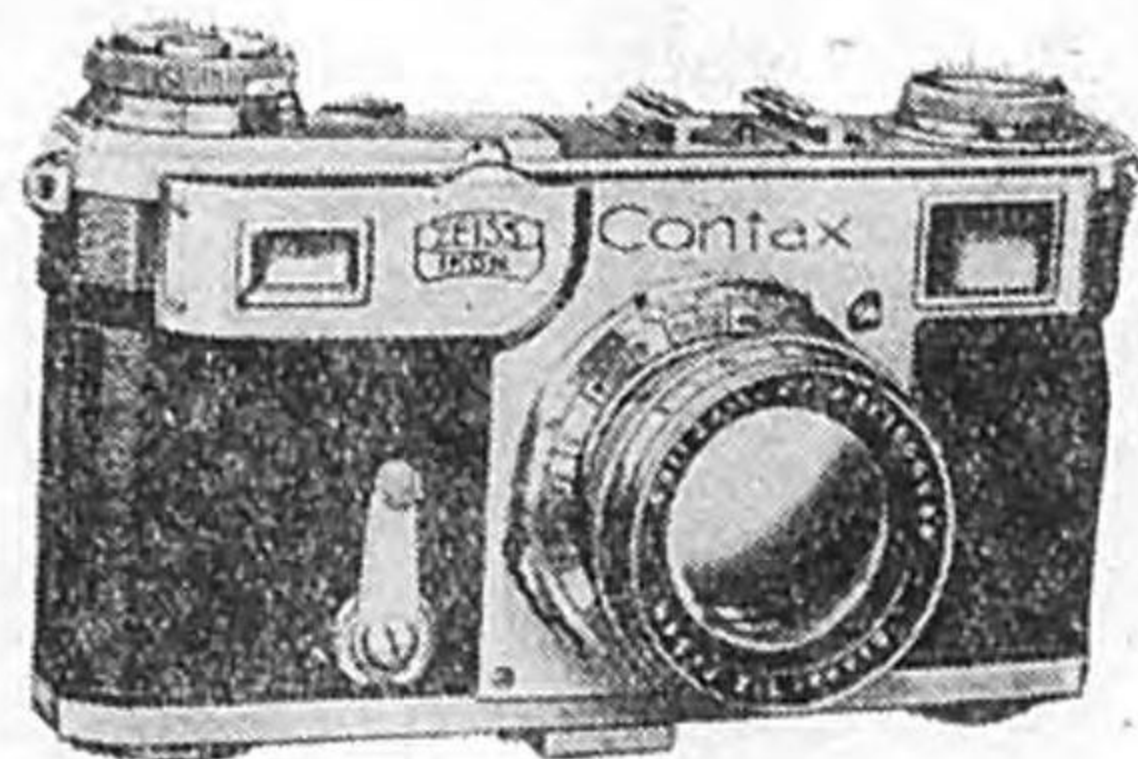
滿洲源氏

奉天開原工場

小型カメラの最高峯

コンタックス

35 ミリフィルム使用



ツアイス社が心血を注いで完成した理想的の小型カメラ
機構體裁共にどこから眺めても申分のない最優秀カメラ
です

寫真材料直輸入商

木村洋行

本店 奉天
支店 大連
支店 新京
支店 哈爾濱
出張所 奉天

六通三五大街
通三六
浪速中央
天西濱
奉天

新聞 廣告

廣告計劃の御相談、圖案文案の作成、製版等の諸設備を整へて居ります。廣告代理一切の御用命を願ひます

火災 保險

最も信用ある内外大火災保險會社の代理業務を營んで居ります。御契約には當社を御利用願ひます。

株式會社 萬幸社

大坂市東區高麗橋五丁目
 電話北三(代) 一七二四・二七二四・三九六〇
 一七二四・二七二四・三九六〇

東京支店 銀座一丁目
 京都支店 堀通三條

われらの
 帝國
 わたしの
 保險



帝國生命

昭和十一年版 滿洲年鑑目次

昭和十二年(丁)略曆
年鑑グラフィック

日滿支年表

滿洲重要年史

昭和十一年略

土地・人口・氣象

土地

滿洲の位置、地質、地層、地質岩石、主なる山脈、主なる河川、滿洲國主要水系流域、主なる湖沼、滿洲國各省別面積、各省縣別面積

人口

民政部轄下各省別人口、民政部轄下各省別出生死亡數、民政部轄下各省國籍別人口、民政部轄下各省職業別人口

氣象

昭和十年滿洲氣象概況、關東觀測所名稱及び位置、警報信號標、滿洲國の觀察事業、平均氣温、平均最高氣温、平均最低氣温、降水量、降水日數、晴天日數、曇天日數、雲量、季節、平均湿度

滿洲主要都市

旅順、大通、金州、普蘭店、瓦房店、四岳城、大石橋、鞍山、遼陽、蘇家屯、撫順、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、新京、哈爾濱、本

政治

政治外交の一年

一年間の政治、興安四省の官制改正、國務院官制の改正、北滿特別區の改組、法院組織法公布、地籍整理局設置、總務廳長更迭、滿洲中央銀行幹事更迭、日人長官の噴矢、市官制市制の公布、都邑計畫法の公布、緊急貿易統制法公布、重要産業統制法、不穩文書臨時取締令、關東州議會取締規則

興安北省長の通譯

事件略説、犯罪の原因及動機、凌辱の略歴、一年間の外交、日滿關係、概説、滿洲國々防分擔金、日滿郵便條約成立、滿鮮郵便物交換協定成立、關東軍司令官兼駐滿大使の更迭、關東局長更迭、駐滿大使の御訪日記念祝宴、御訪日記念祝日、日滿間の時差無くなる、治外法權一部の撤廢、日本人以外の在滿外人の地位、新生二王道國の交誼、關東軍使節の來滿、冀東政府へ答禮使節遣、滿支關係、概説、滿支電話連絡細目協定成立、滿支電話連絡協定成立、滿支貨物連絡協定開始決定、對外關係、概説、第二滿洲里會議決裂、外蒙蘇聯の對日共同

滿洲國の行政

總説、組織法、憲法、皇帝及輔弼機關、中央政府、政治統治組織一覽表、地方機關、特別市及普通市、北滿特別區、縣、省別市縣縣名一覽表、旗、四省各旗、滿洲帝國協和會、協和會生成發達の過程、新機構の確立、協和會の再成への準備、新京特別工作委員會、臨時調查委員會、新機構の概要、滿洲帝國協和會綱領、工作方針、分會宣言、分會宣言書、協和會の組織、滿洲帝國協和會機構略圖、康德三年度全國聯合協議會、協和會の精神、協和會に對する執政訓詞

協和會創立宣言、協和會創立五年記念に下し終へる勅語、協和會創立五年に際しての植田軍司令官訓示、植田軍司令官の指示

首腦部役員、省縣本部名並に管轄區域、各省分會現況、關東州の行政、概説、新機構の外廳、關東州廳、所屬官署、歴代關東都督長官及全權大使、地方行政、概説、市、會屯、滿鐵附屬地行政、總説、滿鐵附屬地、附屬地人口發達概説、滿鐵の地方經營投下資本經費の負擔、滿鐵地方部籌備施設

附屬地居住者自治の現況、公費及び公費區、地方委員會制度

法務・警察、滿洲國の法務、司法概説、司法機關の組織系統、司法部、最高法院、高等法院、地方法院、區法院、檢察廳、縣司法公署、管理司法廳公署、承審處、蒙古における審判機關、監獄及看守所、法院廳數一覽、領事裁判權撤廢準備、司法權の獨立、日系司法官の任用、司法部法學校、行刑制度の改善、法典の改正、會計組織の改善、律士法及推事檢察官任用試驗制度の制定、參事官制度司法部顧問制度の制定、提存法及提存局官制の制定、中央廳舍新築、滿洲國の警察、沿革、警察機關、全滿警

目次

三

目次

警察組織大系、警察官吏、治安維持策、警察現勢總括表

關東州附屬地及在滿領事館の警察……………一三

沿革、現行制度、關東局警察機構、州内外警察機關の配置、州廳警察部署、關東局警察配置表、關東局警察部定員配置表、警察職員定員配置表

在滿外務省警察……………一七

在滿外務省警察機關配置表

日本側司獄……………一六

沿革、現況、作業、在滿總領事館、領事館及同分館

滿洲國在外使館主要職員及國內機關……………一三

駐滿外國使領館並主要職員……………一三

滿洲國の外國人入境通過査證統計……………一三

國防……………一三

滿洲國の國防……………一三

沿革、陸海軍條例

滿洲國の陸海軍……………一三

陸軍の等級制、陸軍官士兵等級表、將軍

國軍の兵力……………一三

軍政部、軍管區司令部、興安警備軍、縣治安隊、禁衛軍、靖安軍、憲兵司令部及憲兵隊、中央陸軍訓練處、憲兵訓練處、興安軍官學校、被服廠、軍械廠、馬政局、陸軍、軍醫學校

滿洲國の海軍……………一三

滿洲國の海軍、江防艦隊整備状況

治安警備の現況……………一三

日本側軍備……………一五

概況、軍司令官親補、關東憲兵隊司令部、旅順要港部、駐滿海軍部

財政……………一三

滿洲國の財政……………一三

財政組織……………一三

康德三年度豫算……………一六

特別會計……………一七

康德三年度總豫算額表、康德三年度一般會計總豫算額、康德三年度一般會計收入種目別豫算額、康德三年度一般會計支出種目別豫算額、康德三年度各特別會計收入支出豫算額

歳入豫算の概要……………一六

地方財政……………一六

康德三年度全國各縣市歳入歳出豫算額、康德三年度地方別歳入歳出豫算額、康德三年度地方別財政要綱

滿洲國の租稅……………一三

内國稅制度、租稅種目、營業稅率一覽表、改正地方稅表、日本國民に稅法の適用、稅務監督署、稅務監督署名稱位置及管轄區域表、稅務監督署出張所、稅捐局、模範稅捐局名稱位置及管轄區域表

稅務機關一覽表、現行内國稅體系表、内國稅收入體系別表、租稅收入稅種別表、關稅行政……………一六

專賣制度……………一六

阿片專賣、石油專賣、專賣總署

關稅制度……………一六

概況、關稅の整備、稅關機構、稅關一覽表、關稅率の改正

公債及借入金……………一五

國債償還法、公債及借入金總額一覽表、起債目的に因る現在國債額別、國債現在高表

減債基金……………一五

北緯公債……………一五

日本側の財政……………一三

沿革、現制、租稅、最近四年租稅賦課成績、國費會計、特別會計歳入歳出決算四年比較表、地方費會計收入支出決算四年比較表

較表、官有財産、昭和十一年度關東局特別會計施行豫算、不成立豫算、昭和十一年度關東州地方費收入豫算、同支出豫算

治法一部撤廢と滿鐵附屬地課稅……………一五

營業稅令、法人營業稅令、各消費稅令要項

自治體の財政……………一三

市の財政……………一三

現制、市稅の内容、大連市歳入歳出、大連市特別會計基本財産歳入出、大連市特別會計恩賜基本財産歳入出、大連市特別會計市營住宅經營歳入出、同買辦經營歳入出、同更員退職死亡給與金歳入出、同中央卸賣市場歳入出、旅順市歳入歳出

會屯の財政……………一七

關東州會歳入歳出決算

滿鐵附屬地課稅……………一六

滿鐵附屬地課金、課金の種類、滿鐵附屬地課金戸

目次

數額賦課率、滿鐵附屬地課金雜補賦課率

日本側の租稅……………一七

關東州の稅率……………一七

國稅、營業稅、雜補稅、土地增價稅

通貨・金融……………一三

通貨……………一三

概況……………一三

貨幣制度……………一三

國幣の發行……………一三

造幣、發行、滿洲中央銀行紙幣發行額及準備額、滿洲中央銀行鑄貨發行額、土貨整理概況

外國通貨……………一六

鈔票、鮮銀券、鮮銀券發行高

通貨政策……………一七

概況、中銀鮮銀業務協定、滿洲國爲管理法、日滿爲替相場、滿洲國對外爲替相場

金融……………一六

滿洲國側の金融……………一七

概況、金利、豫金利率、貸出利率、主要都市貸出利率、主要都市銀行預金利率

滿洲中央銀行……………一三

組織、本支店所在地、業務概況、各期末預金額、各期末貸出總高、内國爲替取組高

金融合作社……………一六

沿革、金融合作社一覽、金融合作社業務概況、大興股份有限公司……………一六

全國普通銀行……………一六

概況、銀行法制定、銀行法一部改正、政府監督指導方針、全國普通銀行一覽

中國側銀行……………一六

中國銀行、交通銀行、金城銀行、大申銀行、東萊銀行

歐米側銀行……………一六

概況、匯豐銀行、花旗銀行、麥加利銀行、信濟銀行、法亞銀行

貿易……………一三

貿易界の一年……………一六

滿鐵貿易協定、貿易緊急統制法、全滿輸出入貿易累年比較、全滿貿易額月別並に貿易指數、稅關別

目次

貿易比較、主要國別輸出入額……………二六

康德二年度貿易……………二六

 主要貿易品別、對日本貿易主要品別、對朝鮮貿易主要品別、對支那貿易主要品別、對滿洲貿易主要品別、對米國貿易主要品別、南滿三港出入船舶國別……………二六

 昭和十年關東州貿易……………二七

 關東州貿易累年比較、關東州主要輸出品、同輸入品、大連港進出貿易累年比較、大連港主要輸出貨物噸數、大連港主要輸入貨物噸數、特產三品輸出高累年比較……………二七

 康德三年度貿易……………二八

 康德三年上半年貿易總額、全滿輸出入貿易主要國別、南滿三港出入船舶國別……………二八

商業機關……………二七

 日本側の商業機關……………二七

 商工會議所、商工會議所內容、同業組合、滿洲輸入組合、滿洲各地輸入組合狀況、滿洲輸入株式會社、全滿各府縣駐在員、滿鐵社員消費組合、各支部分配高、反消費運動、各地貿易並、日滿實業協會……………二七

 日滿商業團體聯合會……………二七

 滿洲國側商業機關……………二七

 商會、省別商會一覽、商務會、商務會一覽……………二七

取引所……………二七

 日本側取引所……………二七

 取引所及取引擔保會社、官營取引所一覽、官營取引所特種先物取引、官營取引所特種現物取引、官營取引所特種鈔先物相場、民營取引所一覽……………二七

 滿洲國側取引所……………二七

 取引所合同問題……………二七

市場……………二七

 概況、釐方法による卸市場、組織的小賣市場、非組織的市場、東亞見本市……………二七

 商品別約定高、同地方別約定高、北支見本市、同商品別約定高、同地方別約定高……………二七

 保險事業……………二七

 損害保險、同州内外計、生命保險、同州内外計、簡易生命保險、成人保險……………二七

 年度別募集成績、小兒保險年度別募集成績、郵便年金……………二七

 倉庫業……………二七

 滿洲國の倉庫業、滿鐵の倉庫業、滿鐵倉庫貨物受拂高、滿鐵以外の倉庫業……………二七

 滿鐵以外主要倉庫業者……………二七

 物價・貨銀・諸相場……………二七

 内外卸賣物價指數、新京卸賣物價指數、康德二年度月別各地總物價指數、大連卸賣物價指數、大連小賣物價指數、滿洲主要……………二七

 經濟產業の一年……………二七

 興中公司の設立、滿洲國私設鐵道法の公布、滿鐵爲替交換協定の成立、日滿通貨安定方針の確立、滿洲國爲替管理法の實施……………二七

 滿洲拓殖會社の設立、小洋鐵の州内流通禁止、日……………二七

六

滿洲便條約の實施、奉天取引所解散、滿洲林業公司の設立、全滿鐵道運費の改正、水田問題の發生、滿支間貨物連絡の實施、工業所有權法の公布、滿洲實業會社の設立、滿洲貿易協定の成立、滿洲中銀利下げ斷行、滿洲實業會社の設立、中銀實業部の更迭、關東州境內輪取給實施、第一次滿洲農作物收穫豫想、貿易緊急統制法の實施……………二七

農業……………二七

 概説……………二七

 自然條件、發達過程……………二七

 耕地……………二七

 滿洲國耕地統計、興安四省耕地統計、關東州滿鐵附屬地耕作面積……………二七

 農家戸數……………二七

 滿洲農家戸數及農家人口……………二七

 關東州滿鐵附屬地農家戸數……………二七

 目次……………二七

 作物一般……………二七

 主要農作物累年作付面積、主要農作物累年生産高、關東州及び附屬地農作物作付別、關東州及び附屬地農作物收穫高……………二七

 農作物收穫豫想調査……………二七

 康德三年度第一次主要農作物收穫豫想(省別)、康德三年度第一次主要農作物收穫豫想(治線別)……………二七

 主要作物……………二七

 大豆……………二七

 康德三年度大豆收穫豫想……………二七

 高粱……………二七

 康德三年度高粱收穫豫想……………二七

 粟……………二七

 康德三年度粟收穫豫想……………二七

 小麥……………二七

 康德三年度小麥收穫豫想……………二七

 玉蜀黍……………二七

 康德三年度玉蜀黍收穫豫想……………二七

 水稲……………二七

 康德三年度水稲收穫豫想……………二七

 陸稻……………二七

 康德三年度陸稻收穫豫想……………二七

 棉花……………二七

 滿洲棉花計畝概要、康德三年度棉花收穫豫想……………二七

 その他……………二七

 麻實、康德三年麻實收穫豫想高、花(藤子)、康德三年度花收穫豫想高、ケナフ、烟草、忽布、罌粟……………二七

 康德三年度罌粟栽培區域及び面積、果樹、關東州果樹栽培成績括表……………二七

 養蠶、家蠶……………二七

 農事施設……………二七

 概説、農事行政機關、指定農村振興方針……………二七

 農事試驗場……………二七

 農業團體……………二七

 滿洲農業團體中央會、滿洲農事信用組合……………二七

 畜産……………二七

 概説……………二七

 種類……………二七

 家畜頭數……………二七

 滿洲國省別家畜頭數、關東州及滿鐵附屬地家畜累年別表、家畜屠殺頭數歷年表、關東州滿鐵附屬地家畜數表、土地面積一千陌當家畜頭數表、人口一千人當家畜頭數表……………二七

 家畜各説……………二七

 牛、馬、騾、豚、羊……………二七

 公主嶺農事試驗場改良種羊成績表、種類別種羊產毛量表、其他……………二七

 畜産市場及屠殺頭數……………二七

 家畜交易市場屠殺場法……………二七

 畜産品……………二七

 毛皮及毛製品、皮革、獸……………二七

 七……………二七

貿易比較、主要國別輸出入額

康德二年度貿易……………一六

主要貿易品別、對日本貿易主要品別、對朝鮮貿易主要品別、對支那貿易主要品別、對美國貿易主要品別、南滿三港出入船舶國籍別

昭和十年關東州貿易……………二〇

關東州貿易累年比較、關東州主要輸出品、同輸入品、大連港越量貿易累年比較、大連港主要輸出貨物噸數、大連港主要輸入貨物噸數、特產三品輸出累年比較

康德三年度貿易……………二二

康德三年上半年貿易總額、全滿輸出入貿易主要國別、南滿三港出入船舶國籍別

商業機關……………二二

商業機關……………二二

日本側の商業機關……………二二

商工會議所、商工會議所内容、同業組合、滿洲輸入組合、滿洲各地輸入組合、全滿各府縣駐在員、滿鐵社員消費組合、各支部分部、反消費運動、各地貿易館、日滿實業協會

日滿商會聯合會……………二二

滿洲國商業機關……………二二

取引所……………二二

日本側取引所……………二二

取引所及取引擔保會社、官營取引所、官營取引所特種先物取引、官營取引所特種現物取引、官營取引所特種鈔先物相場、民營取引所一覽

滿洲國側取引所……………二二

取引所合同問題……………二二

市場……………二二

概況、觀方法による即市……………二二

場、組織的小賣市場、非組織的市場、東亞見本市

商品別約定高、同地方別約定高、北支見本市、同商品別約定高、同地方別約定高

保險事業……………二二

損害保險、同州内外計、生命保險、同州内外計、簡易生命保險、成人保險、年度別募集成績、小兒保險、年度別募集成績、郵便年金

倉庫業……………二二

滿洲國の倉庫業、滿鐵の倉庫業、滿鐵倉庫貨物受揚高、滿鐵以外の倉庫業、滿鐵以外主要倉庫業者

物價・貨銀・諸相場……………二二

内外卸貨物價指數、新京卸貨物價指數、康德二年月別各地總物價指數、大連卸貨物價指數、大連小賣物價指數、滿洲主要

都市小賣物價指數比較、鐵州主要都市労働別貨

銀、特產物現物相場、綿絲布現物相場、大連主要株式延取引相場、滿洲における通貨の邦貨換算率

經濟大觀……………二二

日滿統制經濟……………二二

經濟建設綱要、民間進出の歡迎、企業統制の形式、特殊會社、滿洲國特殊會社及準特殊會社、日滿經濟共同委員會、重要産業統制法案、日本の對滿投資、事變後の對滿投資一覽

經濟產業の一年……………二二

興中公司の設立、滿洲國私設鐵道法の公布、滿鐵爲替交換協定の成立、日滿通貨安定方針の確立、滿洲國爲替管理法の實施、滿洲拓殖會社の設立、小洋錢の州内流通禁止、日

農業

概説……………二二

自然條件、發達過程……………二二

耕地……………二二

滿洲國耕地統計、興安四省耕地統計、關東州滿鐵附屬地耕作面積

農家戸數……………二二

滿洲農家戸數及農家人口、關東州滿鐵附屬地農家戸數

作物一般……………二二

主要農作物累年作付面積、主要農作物累年生産高、關東州及び附屬地農作物作付段別、關東州及び附屬地農作物收穫高

農作物收穫豫想調査……………二二

康德三年度第一次主要農作物收穫豫想(省別)、康德三年度第一次主要農作物收穫豫想(沿線別)

主要作物……………二二

大豆……………二二

康德三年度大豆收穫豫想……………二二

高粱……………二二

康德三年度高粱收穫豫想……………二二

粟……………二二

康德三年度粟收穫豫想……………二二

小麥……………二二

康德三年度小麥收穫豫想……………二二

玉蜀黍……………二二

康德三年度玉蜀黍收穫豫想……………二二

水稻……………二二

康德三年度水稻收穫豫想……………二二

陸稻……………二二

康德三年度陸稻收穫豫想……………二二

棉花……………二二

滿洲棉花計畫概要、康德三年度棉花收穫豫想……………二二

その他……………二二

麻實、康德三年麻實收穫豫想高、(花(罌子)、康德三年度花收穫豫想高、ケ

ナフ、烟草、忽布、罌粟

康德三年度罌粟栽培區域及び面積、果樹、關東州

果樹栽培成績活表……………二二

養蠶……………二二

柞蠶、家蠶……………二二

農事施設……………二二

概説、農事行政機關、指定農村振興方針

農事試驗場……………二二

農業團體……………二二

滿洲農業團體中央會、滿洲農事信用組合……………二二

畜産……………二二

概説……………二二

種類……………二二

家畜頭數……………二二

滿洲國省別家畜頭數、關東州並滿鐵附屬地家畜累年別表、家畜屠殺頭數歷年表、關東州滿鐵附屬地家畜數表、土地面積一千陌當家畜頭數表、人口一千人當家畜頭數表

家畜各説……………二二

牛、馬、騾、驢、豚、羊、公主嶺農事試驗場改良種羊成績表、種類別種羊畜毛量表、其他

畜産市場及屠殺頭數……………二二

家畜交易市場屠宰場法

畜産品……………二二

毛皮及毛製品、皮革、獸

目次

骨乳及乳製品、畜産加工
々場
畜産施設……………二五七
日滿聯合畜産協議會

林業

森林面積及立木蓄積量……………二五八
林野面積及立木蓄積量
主要樹種……………二五九
木材需要狀況……………二六〇
出納狀況、市場及市價、
市場別木材市價一覽、現
況、輸出入状況、累年木
材生産數量及輸出入量並
消費數量
滿洲國の林政……………二六二
概説、林政機關、國有林
野の管理、官行研伐事業
集團伐採、國有林伐採の
警備、運材施設、林場補
の整理
林業會社……………二六三
各國資本の分布、滿洲林
業會社一覽、滿洲林業股
份有限公司、バルブ工業
會社

水産

關東州の森林……………二五五
關東州林野面積、關東州
造林面積
滿洲國の漁業……………二五八
概説、松花江水系、烏蘇
里江水系、漁撈法、漁船
取引狀況、黃海方面、渤
海方面、主要漁種漁期漁
場一覽、漁撈法、取引狀
況、水産施設
關東州の漁業……………二五九
概説、漁場、漁業狀況、
漁法、關東州漁業戸口並
從業員、關東州漁船、關
東州の漁具、關東州漁獲
高、關東州漁獲高累年表
魚類別漁獲高、水産製
造、關東州水産物製造高
地方別水産物製造高累年
表、養殖業、水産試驗場
關東州水産會社、關東
州漁業株式會社、滿洲水
産株式會社、關東州魚
販賣株式會社、關東州魚

鹽業

滿洲國の鹽田面積、關東州
鹽田面積
關東州の鹽業……………二六〇
概説、關東州鹽田面積累
年表、關東州鹽田所在
地別鹽價表、滿洲國鹽田
面積、滿洲國鹽田生產高累
年表、滿洲國鹽田生產高比
較表、滿洲國鹽田生產高累
年表、推運署管内各局處
別鹽價表、陸鹽、關東州
製鹽方法、各種鹽分分析
表、滿洲國鹽政機關、關東
州鹽業試驗場、滿洲鹽業
會社
概説、重要二十種物生産
累年表、沿革
鹽業法令施行前許可の鹽
區數及鹽區面積

鑛業政策

鑛業行政組織、鑛業法令
舊鑛業權の審定、特殊鑛
業會社
石炭……………二六四
滿洲石炭供給大勢、五箇
年販賣別計畫、康徳二年
度滿洲石炭販賣高
滿洲附屬炭礦……………二六五
撫順炭礦、煙臺炭礦、火
石炭炭礦、牛心臺炭礦、
蛟河炭礦、老頭兒溝炭礦
油母頁岩
滿洲炭礦會社……………二六六
復州炭礦、八道溝炭礦、
孫家灣炭礦、阜新炭礦、
密山炭礦、鶴崗炭礦、西
安炭礦、北票炭礦、扎賚
諾爾炭礦、火石炭炭礦、
穆稜炭礦
鐵鑛……………二六九
鐵鑛埋藏量、鐵鑛累年表
鞍山鐵鑛、廟兒溝鐵鑛、
弓張鐵鑛、牛心臺鐵鑛

金鑛

大同二年省別産金額、滿
洲産金會社、滿洲産金會
社産金額
その他鑛産……………二七〇
硬質粘土、石油、鉛、亜
鉛
鑛業施設……………二七〇
滿洲地質調査所

工業

概説……………二七二
概況、滿洲工場統計概要
滿洲主要鑛工業數量、大
連業別工業價格、經營許
可事業、工業所有權
工業施設機關……………二七三
滿洲中央試驗所、工業博
物館、工業家團體
工業關係調査……………二七五
全國工場調査、重要工業
特殊調査、發電水力資源
調査
大豆工業……………二七五

食料品工業

油房、製油法、全滿混保
豆粕製油房、滿洲油房
豆粕生産數量、各地油房
月別豆粕生産高、滿洲大
豆工業會社
製粉工業……………二七六
製粉工業、滿洲に於ける
麥粉の需給表、滿洲にお
ける小麦の需給表、邦人
の製粉業、高粱酒釀造業
高粱酒生産高、酒精釀造
業、日本酒釀造業、麥酒
釀造業、醬油味噌釀造業
醬油釀造高、味噌釀造高
精米業、製氷事業、製氷
纖維工業……………二七九
柞蠶系工業、絹糸布工業
毛織工業、製紙工業、パ
ルプ工業、鐘紡の計畫、
製麻工業
化學工業……………二八〇
油母頁岩工業、石油工業
硫安工業、製鹽及曹達工
業、硬化油工業、石鹼工
業、塗料工業、染料工業

金屬工業

鑄造工業、滿洲鑄造工業
現勢
輕金屬工業、鋼鐵製鑛業
機械工業……………二八六
滿鐵鐵道工場、同和自動
車工業會社、大連機械製
作所、滿洲工廠、奉天造
兵所、滿洲鑄鋼所、滿洲
ロール製作所、日滿鋼管
株式會社、滿洲製鋼所、
日滿鋼材工業株式會社、
鞍山鋼材株式會社、滿洲
住友鋼管株式會社、滿洲
久保田鑄鐵管株式會社、
滿洲亞鉛鑄株式會社
窯業……………二八九
洋灰工業、洋灰會社一覽
煉瓦工業、煉瓦工場數及
生産高、陶磁器工業、硝
子器製造、板硝子製造、
關東州及附屬地工場數、
石灰工業、石灰生産高、
ドロマイト工業
雜工業……………二九〇

電氣瓦斯工業

煙草工業、昭和十一年度
全滿煙草收穫豫想、關東
州及附屬地煙草工場數、
畜産工業、皮革及同製造
業、木材工業、關東州及
附屬地木材工場數、滿洲
木材同業組合聯合會加盟
組合員及製材工場、土木
建築業、昭和十年全滿工
事業調
電氣事業……………二九二
概況、事業及技術統制、
周波統制、電壓統制、現
狀、滿洲電業株式會社、
地方別電燈需用狀況
瓦斯事業……………二九三
南滿瓦斯株式會社、瓦斯
製造及供給狀況
移民……………二九七
邦人移民……………二九七
事變前の概況……………二九七
金州愛川村、大連農事會
社、滿鐵附屬地内邦人農
業者數、關東州内邦人農

目次

目次

縣立實業學校一覽、高等教育、國立專門學校並同程度學校一覽、私立專門學校一覽、その他、私塾一覽表、幼稚園一覽表、教科用圖書、鏡泊湖園、大同學院
地方社會教育施設…… 三〇
民衆學校、日語講習所、青年訓練所、民衆教育館、圖書館及閱報所、博物館、全國地方社會教育施設數表
教化事業…… 三二
電影教育、無線電教育、民衆娛樂、全國民衆娛樂場
禮俗事業…… 三三
孝子節婦表彰、敬老禮節、文廟祭祀、國樂社
日本側の教育…… 三三
學校教育…… 三三
教育制度、附屬地外日本小學校、關東州廳經營の學校、大連市經營の學校、滿鐵會社經營の學校、東

洋協會經營の學校、日語協會經營の學校、幼稚園一覽、小學校、小學校一覽、公學校、公學校一覽、普通學堂、書房、中學校、中學校一覽、高等女學校、女學校一覽、家政女學校、家政女學校一覽、青年學校女子部、師範教育、實業教育、實業學校一覽、農商工業實習所、農業工業實習所一覽、特殊學校施設、實業補習教育、實業補習學校一覽、青年學校、青年學校一覽、滿鐵會社補助學校、滿洲學堂、資金、滿鐵學堂資金支給者一覽
社會教育機關…… 三六
旅順圖書館、滿鐵圖書館、滿洲圖書館一覽表、旅順博物館、滿洲資源館
神社…… 三六
概況、滿洲神職會、神社一覽
宗教…… 三〇

概況
日本人側の宗教…… 三〇
寺院教會數
滿洲人の宗教…… 三〇
概況、社團數、布教者數、信者數
出版物…… 三三
取締法規…… 三三
新聞事業…… 三五
概況、弘報協會
雜誌事業…… 三五
日本側發行定期刊行物一覽表
滿洲國刊行物…… 三〇
概況、出版法の制定、民間定期刊行物
社會…… 三〇
社會事業…… 三〇
匪賊…… 三三
現勢、地域
滿洲の共產黨…… 三三
現況、大連共產黨事件
滿洲の日本主義運動…… 三三
滿洲青年同志會、全亞細

亞細亞細亞民族同盟事務局、在滿愛國團體聯盟、滿洲の秘密結社…… 三三
在滿朝鮮人の現勢…… 三三
概況、在滿朝鮮人增加數、在滿朝鮮人分布狀況、職業、鮮人團體狀況、全滿朝鮮人民會聯合會、在滿朝鮮人保護施設
北滿の白系露人…… 三三
白系露人事務局
湯然渡滿者…… 三三
州内附屬地失職者一覽
社會事業…… 三五
邦人關係社會事業…… 三五
恩賜財團慈善資金、關東洲廳方面委員、日本赤十字社滿洲委員本部、日本側社會事業團體一覽
滿人關係社會事業…… 三六
皇室と社會事業、社會事業行政並聯絡統制機關、その他の機關、民衆事業、鮮人關係社會事業…… 三六

勞働事情

概説…… 四八
修航會の設立、入滿苦力經由地別統計、工礦交通勞働者、鑛山別統計、農業勞働者、婦人勞働者
勞働移動…… 四九
工場勞働者移動率、鑛山勞働者移動狀態、撫順炭礦夫の移動
勞働運動…… 五二
勞働團體調査表
滿洲勞働界の福音…… 五三
衛生…… 五三
滿洲の保健狀態…… 五三
出産及死亡、傳染病狀況、法定傳染病患者發生數、結核、ツベルクリン反應調査、都市別陽性率、年齡別陽性率、日本兒童陽性率比較、花柳病、滿洲國妓女檢査統計、風土病、滿洲國の保健衛生施設、衛生行政機關、衛生法規、體育機關、官公立醫療機

目次

關、各省別醫院數、齒科醫院並看護婦數、防疫施設、ベスト發生數、種痘施行人員數、阿片麻葉取締、阿片零賣所數、阿片吸食者下附數
關東局の保健衛生施設…… 四六
行政機關、保健衛生の審査研究機關、診療機關、醫院の取締、防疫施設、醫院齒科醫院醫藥劑師產婆看護婦統計
滿鐵の保健衛生施設…… 四七
行政機關、研究施設
藝術・娛樂…… 四八
文藝…… 四八
文學…… 四九
演劇…… 四九
映畫…… 四九
邦人經營の映畫館、滿人經營の映畫館、露人經營の映畫館、映畫製作界
音樂…… 五〇
世界一流人の演奏會、新しく出來た團體、團體研究、滿洲在住者洋樂家、

在滿外人音樂家、音樂會、肥後、邦樂、ダンスホール一覽
美術…… 五三
宮殿…… 五三
大連、新京、奉天、撫順、滿洲の軍犬界、滿洲軍用犬協會、同會の事業
圍碁…… 五五
大連、新京、奉天、撫順、その他、全滿大衆圍碁大會、在滿有段者
北支概観…… 五七
面積・人口…… 五七
北支五省面積統計表、北支五省人口統計表
政治…… 五七
北支政權…… 五七
停戰協定、北支協定、冀察政權成立、冀察政務委員會、冀察政務委員會組織
軍事…… 五九
冀察政權日本人顧問

冀東防共自治政府…… 三〇
冀東防共自治政府組織
その他各省の情勢…… 三三
山東、山西綏遠
財政…… 三三
河北省歳入出豫算概算、察哈爾省歳入出豫算概算、山西省歳入出豫算概算、綏遠省歳入出豫算概算、山東省歳入出豫算概算、北平市歳入出豫算概算、天津市歳入出豫算概算、青島市歳入出豫算概算、冀東政府の財政
貿易…… 三六
北支諸港外國貿易額、北支諸港輸出額一九三六年上半年前年同期比較表、天津港一箇年間輸出入額、天津港外國貿易額、青島港外國貿易額
金融…… 三九
天津における通貨、銅元市價下落狀況、天津にお

ける紙幣流通高、天津における銀行、銀號、天津における支那銀行、天津における外國銀行、特殊金融機關、在銀金利、發行準備管理委員會天津分會管理の平津在銀高

農業 北支五省農戶數及耕地面積、北支五省耕作面積別農家統計表、北支五省農耕地價格、北支四省農耕地一畝當り一箇年平均收穫金額、主要農作物平均作付面積及產額、森林總面積推定額、造林面積推定額、役畜推定數量、肉畜推定數量、農家百戸の平均家畜所有數量、農家百戸の平均肉畜所有數量

工業 綢緞、鐵鑄埋藏量及採掘額、紡績工業、青島の紡績工場、濟南の紡績工場、天津の紡績工場、從來の天津紡績工場、日本資本の進出、その他地方の紡績

水産 北支の製鹽會社、長蘆鹽の對日輸出、物價・生活費、華北印貨物價指數、青島卸貨物價指數表、天津労働者生活費指數表、交通、概説、北支諸鐵道の負債額、諸鐵道營業里程、諸鐵道一箇月輸送噸數、各鐵道機關車統計表、各鐵道營業成績、最近正太鐵道營業收入內譯、膠濟鐵道營業收入內譯、平津鐵道營業成績、最近平津鐵道營業收入內譯、北支鐵道營業成績、最近北支鐵道營業收入內譯、同蒲鐵道、北支五省内の鐵道計畫線、北支六省港出入船舶出入噸數、天津港入港船舶別比較、天津港入港船舶の出港比較、天津港入港船舶會社別噸數比較、公路里程統計表、四省自動車輛數推定表、有線電報局處分區統計表、支那無線電機一覽表、主要都市内電話統計表、北支ラヂオ放送機

教育 義務教育、北支各省市義務教育費、初等教育、小學校、人口一千に對する就學兒童比較、中等教育、學校數、生徒數、高等教育、北支の大學、北支の單科大學、北支の專門學校、北支の學術機關團體、各省合作社

社會 北支各省市失業率推定數、水災統計表、月額工資統計表、天津工場労働者數、唐山市労働者數、青島労働者數、北支鐵道從業員數、北支運賃労働者數、天津労働組合、北支各省礦山労働者數、列國の利權、北支列國投資統計表、我

國對北支借款一覽、北支における日本の事業投資、主要都市、北平、天津、塘沽、唐山、瀋陽、昌黎、秦皇島、古北口、青島、濟南、芝罘、龍江、張家口、太原、歸化城

外蒙の現状、地域と住民、行政區劃別面積・人口・密度、氣候・動植物、ウラン・バートル・ホタに於ける氣温、外蒙革命運動小史、共和國成立まで、ソウエト化

軍備 憲法、統治組織、ホルルマン、選舉權及び被選舉權、國民革命黨、中央政府、地方行政組織、トウヴア國民共和國、外蒙赤軍の沿革、外蒙赤軍の現状、ソ聯駐屯軍、外蒙駐屯ソ聯赤軍配置状況、軍事施設

對ソ關係、沿革、ソ蒙援助議定書、ソ蒙援助議定書の反響、ソ支間の關係、南京政府の抗議文、南京政府外交部聲明書、ソ聯政府の回答第二次聲明、第二次抗議書、支那側の輿論、ソ聯側の輿論、日本の態度、滿洲國の見解、對滿關係、産業・經濟、經濟機關、貿易、對ソ貿易

易統計、ソ聯への主要輸出品、ソ聯よりの主要輸入品、畜業五箇年計劃、牧畜、農業、工業、工業五箇年計劃推定表、羊毛製革綜合工場建設計劃、國內産業、通貨、交通、主要道路、自動車定期道路、定期航空路、河川航路、鐵道建設計劃線

文化、宗教、言語、教育、出版、都市、極東ソ聯の全貌、行政區劃・面積・人口、極東ソ聯の課題、概説、建設投資、極東地方一九三六年度建設投資額工業課題、農業の課題、運輸交通の課題、自動車

馬車輸送トラストの輸送計劃、商業の課題、公營事業の課題、住宅建設の課題、保健の課題、教育の課題、極東ソ聯の實體、概況、貨物積載噸數、四半期別一晝夜平均貨物積載噸數、貨物輸送量、貨物車技術速度及び經濟速度、鐵道線路延長數、鐵道電化工事線路延長數、貨車數及び新造數、機關車數及新造數、鐵道投資總額、貨車新造數、機關車新造數、貨物輸送量、カガノウイツチ交通人民委員の極東ソ聯視察、極東ソ聯鐵道の區間變更、ザバイカル鐵道の改稱、アムール鐵道及び極東鐵道の複線化、ドム鐵道、その他の新線建設、極東鐵道の現状、一九三五年設ウスリ鐵道運輸實績

一五

ウランウチ鐵道工場 五七
 道 路 五七
 河川運輸 五八
 黑龍江客貨運輸配給狀態 五九
 海 運 五九
 航空路 五九
 工 業 五二
 概説、石炭、石油、アン
 ガロ・ストロイ、ブレ
 ヤ・ストロイ、金、その
 他の金屬・礦物 五二
 農 業 五二
 極東地方、極東住民に對
 する特典附與に關する聯
 邦人民委員會及び共產黨
 中央委員會決議、穀物納
 入免除區域に於ける穀物
 買付令、一九三三年度春
 時計費及び實績、一九三
 三年度秋時計費、一九三
 六年度春時計費、穀類地
 方別播種計畫、東部シベ
 リヤ州及ブリヤート蒙古
 自治共和國、一九三六年

度春時播種面積計畫 五三
 畜 産 五三
 一九三三年度極東ソ聯畜
 産振興策、極東ソ聯畜
 産定總數、極東地方に於
 ける家畜繁殖率 五三
 林 業 五三
 一九三三年度第四四半期
 及び一九三三年度第四四
 半期に於ける極東林業木
 材調達實績、一九三六年
 度第一四半期極東林業實
 績 五三
 漁 業 五三
 地方財政 五五
 黨組織 五五
 エダヤ人自治州 五五
 社會・文化一般 五五
 保健、コマコフ教授の極
 東調査計畫、極東地方の
 食料品小賣値段引下げ 五五
 國防・軍備 五五
 概説、極東空軍、極東海

軍
 その他重要事項 五五
 第七回第二次聯邦中央執
 行委員會、國防次官トハ
 チエフスキイ元帥の演説
 新編ソ聯憲法、トルグ
 シンの廢止、フランス上
 院佛ソ相互援助條約を批
 准す、ソ蒙援助議定書の
 關印と公表、新憲法草案
 の公表、聯邦共產黨中央
 委員會總會、カザツクの
 復活、第十回全聯邦共產
 青年同盟大會、國民經濟
 統計中央管理局調査、一
 九三三年度全聯國務調査
 マキシム・ゴリキイ逝
 く、労働者及び農民の刑
 罰緩和、義務徵兵年齢引
 下げ、新結婚法、墮胎禁
 止法、姪孀保護法發布、
 幹部派統殺

一六
 一年間の滿洲國法 五五
 令 五五
 條約、勅令、院令、民政
 部令、財政部令、實業部
 令、軍政部令、交通部令
 司法部令、文教部令、蒙
 政部令
 在滿株式會社一覽 五五
 銀行、無盡業、金融及賣
 買仲買業、商會社、市
 場、紡織及染色工業、化
 學工業、金屬及機械器具
 工業、製材及木製品工業
 其他工業、藥業及礦業、
 電氣・瓦斯、交通・運輸、
 倉庫・保險・通信、土地・
 建物、拓殖興業、請負・
 勞力供給、新聞・印刷、
 旅館、娛樂場
 滿洲國法人 五五
 銀行、商業・工業、電氣・
 藥業・礦業、交通・通信

雜業

滿洲法律經濟用

語解

ア、イ、ウ、エ、オ 五五
 カ 五五
 キ 五五
 ク、ケ 五五
 コ、サ 五五
 シ 五五
 ス、セ 五五
 ソ、タ 五五
 チ、ツ、テ 五五
 ト、ナ、ニ、ネ、ハ、
 ヒ、フ、ヘ、ホ、マ、
 ミ、ム、メ、モ、ヤ、
 ヌ、ユ、リ、ル、レ、
 ロ、ワ 五五

日用便覽

滿洲國の祝祭日 五五
 元旦、春節、萬壽節、元
 宵節、建國記念日、春秋
 祀孔、春秋祀關岳、清明

目次

節、宣詔記念日、端午節
 中秋節、孔子生誕日、年
 末、除夕 五五
 滿洲年中行事 五五
 滿洲國の度量衡 五五
 尺斤法、米突法、各國地
 積換算表、滿洲國從來の
 度量衡米突法比較表 五五
 兵役法在滿特別規則
 摘要 五五
 徵集延期、徵兵検査、在
 鄉届出、召集、其他 五五
 郵便規則料金 五五
 取扱制限、内國通常郵便
 料金、内國郵便物特殊取
 扱料金、滿洲國通常郵
 便料金、中華民國通常郵
 便料金、外國通常郵
 便料金、小包郵便料金、
 外國郵便特殊取扱料金、

電報と電話

滿洲旅行案内

滿洲國宛特殊取扱料金、
 航空郵便取扱料金、快速
 郵便 五五
 滿洲和文電報取扱局所、
 通常電報料金、無線電報
 料金、電話料金の土地區
 別、航空旅客運賃表、電
 話市外通話料、加入電話
 料金 五五
 船客運賃 五五
 大連神戸航路、大連上海
 航路、大連裏日本航路、
 安東天津航路、營口臺灣
 航路 五五
 旅行の季節 五五
 服裝、携帶品、要藥地帯
 通貨、兩替店、土産物と
 税關、標準時、列車運轉
 時刻、旅行記念スタンプ

主要旅館

ビュロー案内所、手頃
 な案内書 五五
 主要旅館 五五
 滿鐵線、奉天線、平齊線
 齊北線、京圖線、北鮮線
 北滿線、その他、單獨宿
 泊料、團體宿泊料、温泉
 旅行徑路 五五
 大阪商船經由、近海郵船
 經由、朝鮮經由、飛行機
 鐵道旅客運賃、連絡鐵道
 構内食堂、辨當發賣牌
 旅費及諸費用 五五
 割引乗車船券 五五
 單獨の場合、團體の場合
 團體船車割引一覽、發賣
 料金、食堂車食事料、名
 勝散馬車馬賃 五五
 旅費 五五
 單獨の場合、團體の場合
 備考 五五

年鑑
グラフィック



大部交外國洲滿 (上) (日十月六年一十) 印調約條廢撤部一權法
會公京新 (下) 影撮念記に心中權全兩張・田植後印調ていおに間慶
會賀祝回合民官諸日るけおに堂

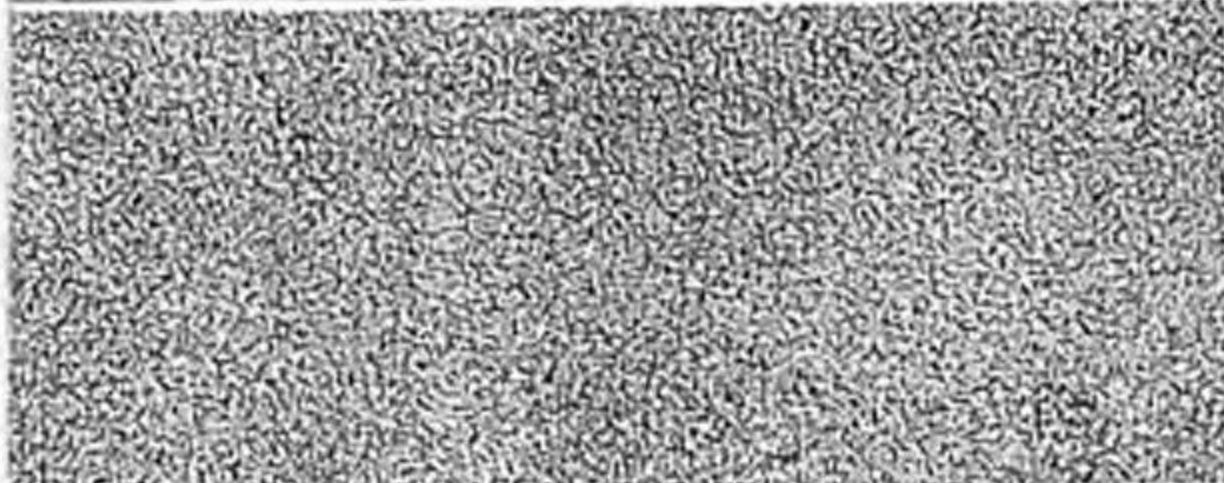
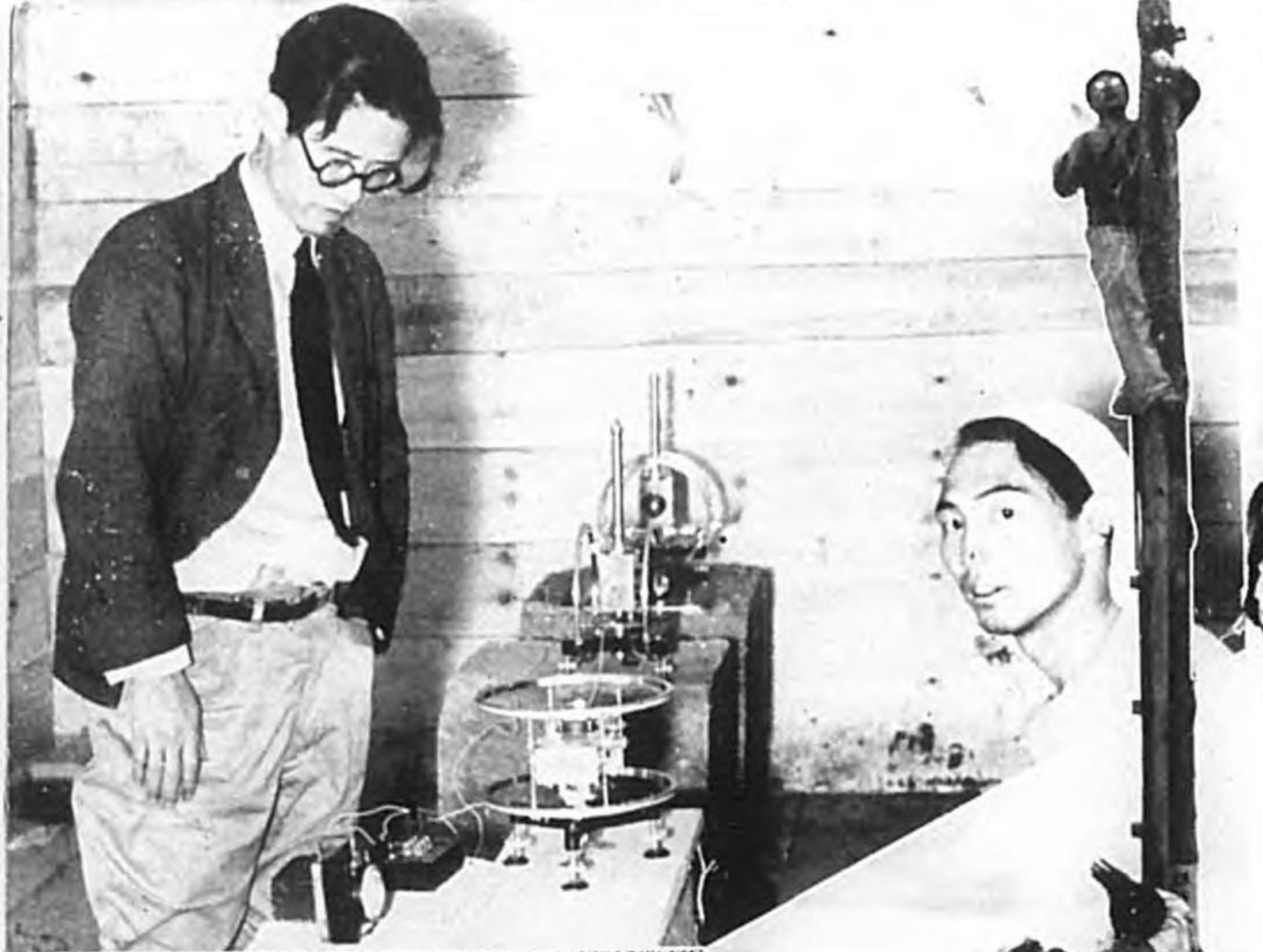
WAKAMOTO
胃腸
榮養
わかもと



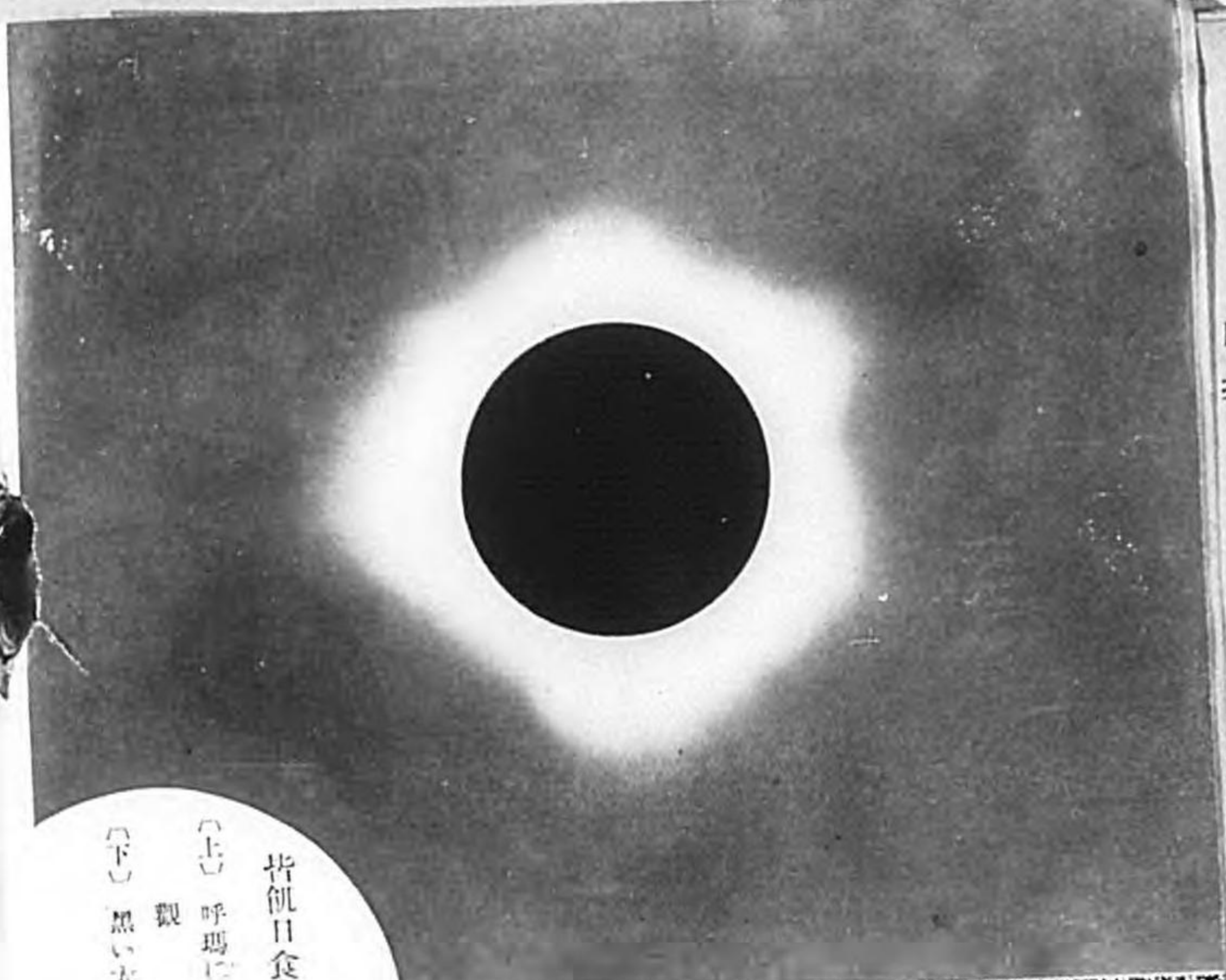
「わかもと」は微生物界稀有の薬用菌
ヘーフェの全成分にアスベルギウス菌を
配し、東洋一の完備せる本社工場に於て
特許工程を経て製出される純正活性ヘー
フェ菌剤にして、その最大特長たる消化、
榮養、殺菌並に細胞賦活の重複作用は、卓
越する諸大家に依て試みられたる各種の
ス界の諸大家に依て試みられたる各種の
拔せる治療効果を有することを認められた。
かくて産額は年と共に躍進して一千萬本に上り、世界三十餘
ヶ國へ輸出されて居るが、特に滿洲國の發展に伴ふ急激なる
需要増加に應ずる爲に、わかもと滿洲工場を奉天に新設した。

薬價低廉

發元 東京・芝公園
わかもと本舗榮養と育兒の會
錠九〇瓦入 一圓六十錢 一七〇瓦入 四圓五十錢
錠三百瓦入 一圓六十錢 一千錠入 五圓



〔上〕 呼瑪に於ける日蝕観測隊上海班
地磁氣観測所内部 右仙田理學士
左 荒木博士
〔中〕 観測隊の電線張り作業
〔下〕 呼瑪に於ける満人の観測



皆飢日食(十一年六月十九日)
〔上〕 呼瑪にて撮影せるコロサの壯
觀
〔下〕 黒い太陽に向ける呼瑪科學陣





の隊部軍皇滿駐行一子代千郎太勝
連來で九桑扶に問慰
(日六月五年一十)



拜參御塔宗忠連天下殿宮院三
(日五月五年一十)



るけ於にシツアマコフ度年一十和昭
シイホーゴの君田濱たつたと着一
(日六月二年四一十)



軍東國田植たし連來めたの視巡初
迎觀の志有民官大旅へ迎を官令司
(日七月五年一十) 會餐晩



アリヤシ・ルドオエフ聲の一界世
會唱獨るけ於に館會和協の氏ンビ
(日五十二月六年一十)



狩鯨るけ於に鶴列山長
(日一月五年一十)



ーラーエ・ンチメリク」ロシタの海
特いし應相にく碎り乘を求堅の號
(日九月三年一十) 首船な殊



員員社鐵滿りとに績功の獎事洲滿
章勳るす對に員社會系傍
(日八月二年三一十)



旋凱滿離將大郎次南
(日一十三月三年一十)



式成結の部支局務事人露系白
(日一十二月一年一十)



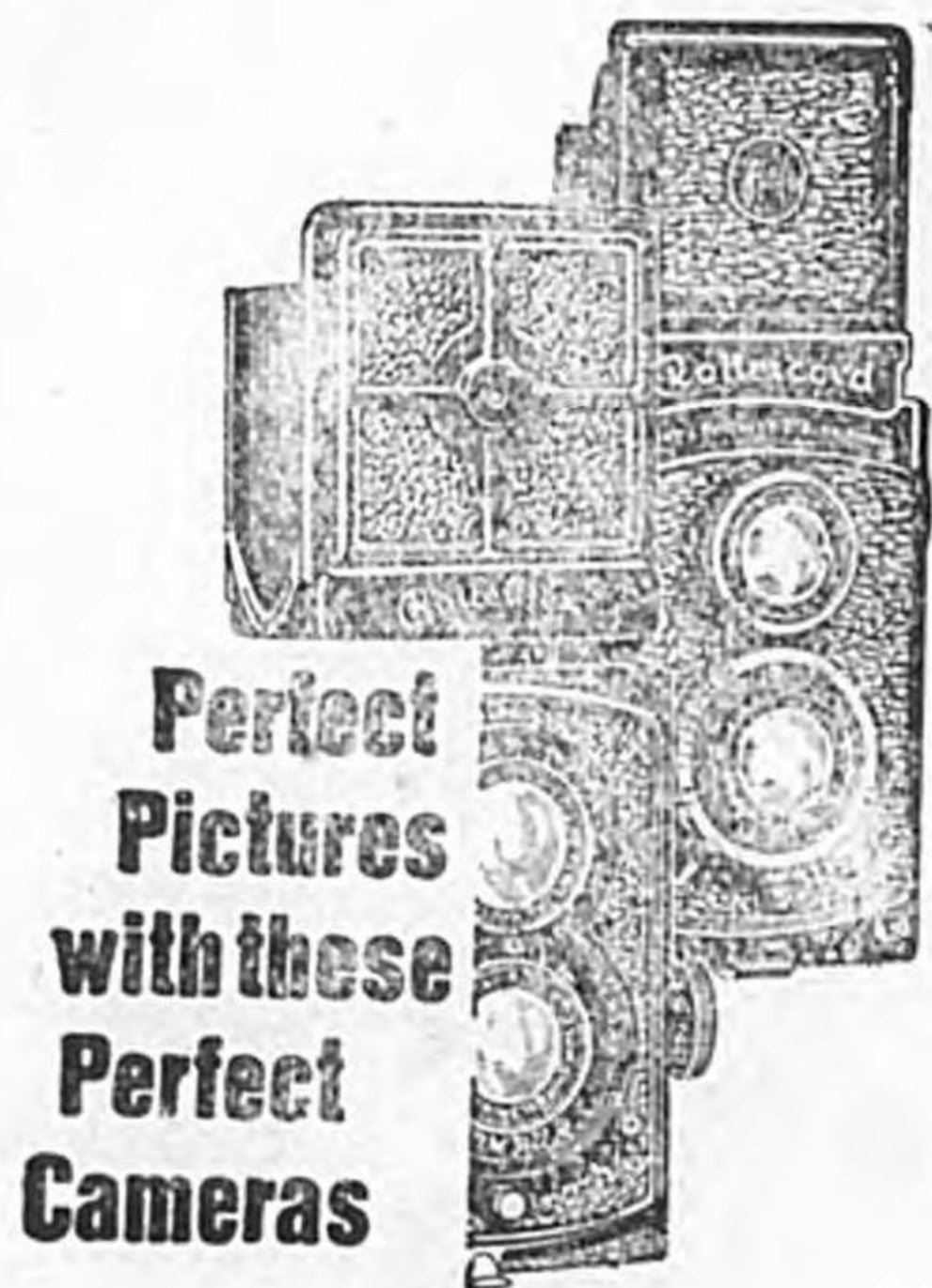
匪山錫黃るす居橋に近附湖溪本
(日十月二年一十) 討道中雪を



救號ラーモ・ンオリマの號モ・ク
(日九十二月二年一十) 那利の助

「ロールフィルム」「プレート」「シネフィルム」の使用
にて三種の性能を一機にて兼用なし得

Rolleiflex
Rolleicord



Perfect
Pictures
with these
Perfect
Cameras

「ローライ用
獨特の附屬
品あり」

世界寫眞機界の霸王

「ローライフレックス」と「ローライコード」

皇御大陸滿來御下殿王德恒宮田竹
着到御に東安に共と友
(日九十月六年一十)



市都地外念記年周十三政施局東國
式場入會大球野抗對
(で場球業實連大日五月九年一十)



戰勝決會大權手選球庭式硬滿全
公北連大日六月九年一十
(でトーコ園)



式送傳旗會分九十三京新會和協
(日五十二月七年一十)



か豊上馬、兵騎年青校學官軍安興
へ場練訓て出を門營と爽颯に
(てに廟爺王日六十二月六年一十)



農山西大外郊連大に載旱の來年十
(日五十月七年一十)乞雨の民



滿洲重要年史



西曆 西元 西元

一七〇 帝舜有虞氏の二十五年、肅慎氏弓矢を朝貢す

一七〇 秦支那を統一す

一七〇 秦の始皇帝萬里の長城を増築す

一七五 漢高祖元年△秦亡ぶ

一七五 漢元帝の建昭二年、東明王朱蒙高句麗國を建設す

一七五 高句麗六世太祖王北滿を攻略す

一七五 佛敎支那に入る

一七五 漢譯法華經成る

一七五 高句麗百濟と戦ふ

一七五 高句麗小獸王の時、前秦王苻堅僧順道をして初めて佛像經文を傳へしむ

一七五 高句麗長壽王の十五年、都を平壤に遷す

一七五 隋支那を統一す

一七五 隋亡び唐となる

一七五 唐の高宗總章元年、高句麗亡ぶ

一七五 渤海の族人大祚榮高句麗の滅亡後、家廟を率ゐて營州に遷る

一七五 唐の玄宗開元元年、粟末靺鞨の酋長大祚榮(高王)渤海國を建設す

一七五 わが聖武天皇神龜四年、渤海國使節をわが國に派遣朝貢す

一七五 契丹即ち遼の太祖耶律阿保機生る

一七五 梁末帝の貞明二年耶律阿保機自立して契丹國皇帝を稱す。

一七五 後國號を遼と改む

一七五 阿保機漢人保護のため臨潢に支那式都城を築く

一七五 阿保機書よりの音請文字なる契丹文字を新作りす

一七五 渤海第十四代大諲譔の時、阿保機のために滅す

一七五 契丹の太宗後晉を滅し、開封に據つて遼を號す

一七五 遼の太宗没す

一七五 遼の聖宗遼寧を遣して高麗を侵す

一七五 遼、宋と和戦す

一七五 遼の道宗清寧五年、五千四百八卷の大藏經影版の大事業成る

一七五 金の太祖阿骨打生る

一七五 阿骨打遼軍を拉林河畔の東江州に撃破す

一七五 宋徽宗の政和五年、女眞の酋長阿骨打(金の太祖)遼を覆し大金と號し帝位に即く。會寧(吉林)に都し、收國と建元す

一七五 金の太祖完顏希尹に命じ、契丹文字に倣つて女眞文字を製せしむ

一七五 金の太祖遼の西京を陥る

一七五 金の太祖五十六歳で没す

一七五 遼没す

一七五 金の太宗、宋の都汴京(開封)を陥れ、上皇徽宗、帝欽宗を今の吉林三姓の五國城に幽閉す

一七五 蒙古の部長合不勒金軍を破る

一八二 金の趙古乃都を燕京に遷し、中都大興府と稱す

一八二 鐵木眞、内外蒙古の聯合軍を抗海に破る

一八二 鐵木眞内外蒙を平定大汗の位に即き、成吉思汗と號す(元の太祖)

一八二 成吉思汗南侵し、西夏を降す

一八二 金都を燕京より汴京に遷す

一八二 蒲鮮萬奴東京に獨立し、國を大眞、自ら天王と稱し、天泰と建元

一八二 萬奴蒙古に逐はれ、今の間島附近に遁れ國を東眞と號す

一八二 成吉思汗四子をして花刺子模國を征せしめ、セミスカンドを陥れ、之を滅す

一八二 蒙古軍諸侯の軍をカル九河畔に破り、南ロシアの地を劫掠して東歸す

一八二 成吉思汗没す

一八二 蒙古に征せられ東眞滅ぶ

一八二 元の太宗六年、蒙古金を亡ぼす

一八二 成吉思汗の第三子窩闊臺(太宗)略朔和林に支那風の城廓を築き、宮殿を建て國都を奠す

一八二 蒙古拔都をして歐洲に侵入せしむ

一八二 蒙古の旭烈兀西征してバグダッドを陥れ東サラセン國を滅す

一八二 憲宗宋討伐の半にして死す

一八二 忽必烈大汗となる

一八二 忽必烈(世祖)都を喀喇喀林より燕京に遷し、國號を元と改め、年號を至元と稱す

一八二 元、高麗の兵、わが豊岐、對馬を犯す

一八二 元軍陸安を陥れ宋を滅し、支那全土を統一す

一八二 元の水軍わが國に來寇し、失敗して歸る

一八二 元の世祖在位三十五年で没す

一八二 元の順宗至正二十七年、國號を建て、より九十八年にして明のため元亡ぶ

一八二 明の成祖建都の可汗本雅失里を幹難河畔に撃破す

一八二 明の成祖瓦剌部を外蒙土拉河畔に破る

一八二 建州女眞の李滿住佳江に移る

一八二 り、更に渾河上流蘇子河の流域赫圖阿拉に移る

一八二 建州人延可汗となり、瓦剌部を破り、諸部を統一して蒙古の覇權を握る

一八二 コサツクの西長エルマータ鳥拉山を越ゆ

一八二 エルマータ西比利亞に侵入す

一八二 建州女眞の出雲親賢羅努哈(清の太祖)、明神宗の萬曆四十四年、五十八歳で汗位に即き國號を金(後金)と稱し、年號を天命と定む

一八二 太祖葉赫部と明の聯合軍と聯軍(撫順の東方)に戦ひ、之を大破す

一八二 太祖都を瀋陽城(奉天)に遷す

一八二 太祖明軍と戦つて戦死す

一八二 清の太宗第一次朝鮮征伐を行ふ

一八二 露人太平洋沿岸に達す

一八二 後金の太宗内蒙古をも統一して國號を大清と改め、皇帝に即位す。尙ほ金國の名を廢して滿洲國と呼び、その部族名も滿洲人と稱せしむ◇コサツオホツク海に出づ

滿洲重要年史

- 三三〇 太宗第二次朝鮮征伐を企て、京城を陥れ城下の盟をなさしむ
- 三三九 ロシア、オホツク市を建設す
- 三四〇 太宗瀋陽城内清寧宮に致す
- 三四一 李自成北京を陥れ、明を滅す
- 三四二 清の世祖順治十年、遼東蕃招民開墾令を發布す
- 三四三 清の順治十四年、在任支那人に對する行政機關として奉天府を設け置す
- 三四四 清康熙二十八年、ネルチンスク條約により露支國境を黑龍江の上流額爾古納河と決定す
- 三四五 清高宗乾隆十一年山海關に關を設け、漢人の往來を嚴査しその移入を制限す
- 三四六 清、雅爾圖部を襲滅す
- 三四七 清、天山南路を征服す
- 三四八 清高宗乾隆三十八年四庫全書館を開く
- 三四九 清嘉慶八年、滿洲の一部を開放す
- 三五〇 清國英國との間に南京條約を結び、英國のために福州等五港を開き、香港を割譲す
- 三五〇 長髮賊の亂起る
- 三五六 營口外國市場のために開放さる
- 三五八 文宗の咸豐八年、露國公使イグナチョフ清に迫つて瑣瑣條約を締結せしめ、黑龍江北を占領す
- 三五九 英佛兩聯合軍天津に迫り、清之と天津條約を結ぶ
- 三六〇 英佛軍北京を陥れ、清と北京條約を結ぶ
- 三六一 牛莊開港す
- 三六二 シアとの間に北京條約を締結、烏蘇里江東岸地を與ふ
- 三六三 ロシア浦寧斯德を經營す
- 三六四 德宗の光緒七年、奉天、旅順に洋式砲臺を新築す
- 三六五 ロシアと伊犁瑛界條約三條を結ぶ
- 三六六 清佛又交戦し、佛將クルルベ一福州の兵器廠を破壊す
- 三六七 東粵黨の亂起る
- 三六八 二月李鴻章を日本に遣し和を講せしむ
- 三六九 營口威海衛秦皇島及澎湖島占領北洋艦隊全滅す
- 三七〇 日清講和條約成る
- 三七一 三月日本軍基隆を取り臺北城占領
- 三七二 佛蘭西廣東、廣西、雲南の鎮山採銅權を得
- 三七三 カシニ一條約成りロシア東清鐵道敷設權膠州灣租借權を獲得す
- 三七七 獨逸膠州灣を占領す
- 三八〇 西伯利艦隊をして旅順を占領せしめ、更に旅順、大連の租借及び東清鐵道幹線の一點より旅順、大連に接續する鐵道の敷設權を要求
- 三八六 ロシア遼東半島を租借し、旅順に軍港的施設と大連に商港の施設をなし、全滿洲を南北に縱貫する鐵道を敷設す
- 三八七 獨逸と膠州灣租借を約す
- 三八八 英國威海衛を租借す
- 三八九 日本と福建省不割讓を約す
- 三九〇 佛國廣州灣を租借す
- 三九一 ロシアとの遼東半島租借境界議定書成る
- 三九二 ロシア關東州を設け置す
- 三九三 山東省に義和團匪起る
- 三九四 米國清國の開放を列國に提議す
- 三九五 義和團匪鎮壓のため各國聯合軍天津、北京を占領す
- 三九六 列國と和成り、義和團匪の亂平定
- 三九九 露兵奉天を占領す
- 四〇〇 日露戰爭起る
- 四〇一 奉天安東を開放
- 四〇二 清國日露交戦に局外中

- 三三〇 立宣言
- 三三二 九月日露休戰議定書調印
- 三三三 露講和條約調印
- 三三四 十月日露講和に關し詔勅下る
- 三三五 日清滿洲に關する條約調印
- 三三六 六隻東港に運入
- 三三七 米國鐵道王ハリマン滿鐵買収を策す
- 三三八 六月南滿洲鐵道株式會社に關し勅令公布
- 三三九 十一月同社創立
- 三四〇 英清西藏條約締結
- 三四一 人身賣買禁制發布
- 三四二 阿片煙地禁を嚴重にす
- 三四三 北滿開放實行
- 三四四 日清合辦本溪湖鐵道公司開坑式舉行
- 三四五 日清合辦鴨綠江探木公司成立
- 三四六 法庫門新民屯間の鐵道布設權を英國ボーリング商會獲得す
- 三四七 米領事ストレット滿洲銀行を創立
- 三四八 滿洲に於ける鐵道山林農業鐵道の獨占を計畫す
- 三四九 西太后國會開設期を發布
- 三五〇 宣統即位式舉行
- 三五〇 宣統元年間島に關する日清條約成る
- 三五〇 ハリマン巴里にて國際シンヂケート組織
- 三五〇 東清鐵道の買収を企つ
- 三五〇 米國錦縣城より齊々哈爾を經て愛理に至る
- 三五二 滿洲鐵道建設權を獲得
- 三五三 露國滿洲ノックス滿洲鐵道中立案を列國政府に通知す
- 三五四 辛亥革命起る
- 三五五 英清阿片條約調印
- 三五六 國境列車直通運轉に關する日清條約調印
- 三五七 露蒙協約締結
- 三五八 革命軍南京を陥れ黃興大元帥に推され、孫逸仙大統領に當選す
- 三五九 米國務卿ノックス英獨佛を誘つて四國借款團を組織
- 三六〇 滿洲進出を企圖せるも、日露兩國之に反對、且武漢革命で頓挫す
- 三六一 清朝亡び中華民國となる
- 三六二 孫逸仙南京で大統領就任
- 三六三 袁世凱大總統就任
- 三六四 民國議會法發布
- 三六五 支那國會開設
- 三六六 憲法起草委員會成る
- 三六七 孫逸仙黃興日本に通る
- 三六八 袁世凱大總統に當選
- 三六九 露蒙支條約調印
- 三七〇 露支の紛糾一旦落着す
- 三七一 奉吉黒の都督を改め將軍及び巡按使を設けて軍民分治を行ふ
- 三七二 日本軍青島占領
- 三七三 參政院成る
- 三七四 修正大總統選舉法決定
- 三七五 所謂二十一箇條を日本と締結
- 三七六 露蒙支條約條約調印
- 三七七 國民代表大會組織法公布
- 三七八 石井ラシシグ協定に於て日本滿蒙に於ける特殊利權を米國承認す
- 三七九 張勳の復辟運動失敗に歸す
- 三八〇 廣東軍政府組織され、孫文大元帥となる
- 三八一 支那政府外蒙古獨立を取消さしむ
- 三八二 張作霖東三省を統一す
- 三八三 對支四國借款團成立に際し、日本再度米國に對し滿蒙に於ける特殊利權を承認せしむ
- 三八四 寬城子に日支兵衝突す
- 三八五 支那東支鐵道守衛權を奪回す
- 三八六 張作霖安直戰爭後中原に發言權を獲得す
- 三八七 外蒙古再びソ聯庇護の下に獨立政府を組織
- 三八八 活佛皇帝と稱す
- 三八九 英國の京奉鐵道全通
- 三九〇 孫文廣東政府大總統に就任す
- 三九一 九箇國條約成立と共に米國石井ラシシグ協定を廢棄す
- 三九二 張作霖第一次奉直戰に敗退してその官職を奪はる
- 三九三 支那ロシアの革命に乗じて東支鐵道を回收す
- 三九四 支那衆議院二十一箇條を約廢棄を可決す
- 三九五 張作霖第二次奉直戰にて大勝
- 三九六 民國十三年露支協定

滿洲重要年史

二五五

奉協定成る
郭松齡張作霖に反旗を翻へし、敗れて銃殺さるる。國民政府成立し、蔣介石革命軍總司令部に就任。宣統皇帝北京を脱出し、日本公使館に入る。孫文張作霖入京し、安國軍を組織す。

二五五

二五六

張作霖中華民國大元帥に就任す。露支國交断絶す。新國民政府成立す。日本對支出兵す。滿洲に排日運動起る。日本山東派遣軍を撤去す。張作霖張作霖死す。張學良東三省保安總司令に就任。東三省統治の臨時憲法草案成る。日本第二次第三次山東出兵。張學良青天白日旗を掲揚す。楊宇霆、常蔭槐暗殺さる。東北軍糧ハルビンにシテ總領事館襲撃から露支國交断絶す。ソ支ハハロフスタ協定完成る。南京政府樹立さる。日支濟南事件解決。山海關にて日支兵衝突。

二五六

二五七

張學良陸海空軍副司令に就任す。胡蘆島藥港起工式舉行さる。

二五七

二五八

東支鐵道問題商議をモスクワに開會。萬寶山事件起る。日本陸軍大尉中村震太郎氏等支那兵に殺害さる。滿洲事變勃發。九月日支兵北大營附近に衝突して日本兵奉天及び寬城子占領。南京政府滿洲日支事件調停を國際聯盟に依頼、農治張學良等新政府樹立宣言。十月聯軍事務總長ドラモンド紛争擴大防止を日支兩國に勸告、南京政府日本に増兵要求。十一月日支兩軍嫩江に衝突、聯軍理事會議長ブリアン交戦防止を日支兩國に勸告、馬占山討伐の日本軍チ、ハル入城、南京政府日本に再度撤兵要求。十二月賊式毅奉天省長就任、日本軍匪賊を掃討。黑龍山滿洲子打虎山を占領、黑龍江省獨立宣言を發す。滿洲事變(一月日本軍錦州入城、黑龍江省新政府成立、錦西匪賊襲撃日本騎兵聯隊長古賀傳太郎大佐戦死、張海鵬等滿蒙新獨立國創設を計畫。二月日本兵丁超軍を攻撃開始。日本軍ハルビン入城、滿洲獨立議決、國際聯盟支那調査員リットン卿一行來朝)二月上

二五八

二五九

二六〇

海軍起る。滿洲國生誕す。(三月張學良滿洲國建設宣言大同と建元す。滿洲國建國式舉行。溥儀執政に就任、謝介石列國に滿洲國建設通告、滿洲國首都長春を新京と改稱。五月滿洲國中央銀行開店。六月滿洲國關稅自主宣言。七月滿洲國使節丁鑑修赴日、支那政府在滿郵政局即時閉鎖發令、滿洲國奉天郵政局事務開始、馬占山敗走。駐滿特命全權大使武藏信義大將奉天府、九月日本滿洲國を承認日滿議定書調印さる。滿洲國使節鮑觀澄渡日。十月リットン報告書發表。十一月日滿三千萬圓新借款成立、日本軍札蘭屯占領。十二月日本滿洲國に帝國大使館開設、皇軍蘇炳文張殿九討伐宣明、ロシア蘇炳文等の引渡を拒絶す。露支國交回復す。一月日支兩軍山海關南門に衝突。滿洲國張學良に警告を發す。支那山海關事件に關し對日抗議文を發表。二月熱河討伐(日本軍沙帽山占領。三月日滿軍赤峰凌源占領、支那政府

二六〇

二六一

日本の熱河撤兵を要求、日本軍承德に入城、皇軍瀋平及び古北口占領。三月日本滿洲國問題より國際聯盟退盟聲明。四月滿洲國新尺實採用。滿租問題日滿協定成立。滿洲國憲法制定調査開始。東支鐵道を北滿鐵道と改稱。丁士源初代駐日公使となる。五月支那黃郛を北平政務委員會長に任命。日滿合辦電氣會社創立。日支兩軍停戰協定成立。ソ聯正式に北滿鐵道を提議。七月支那政府滿洲國輸入商品高率關稅賦課。武蔵大使逝去。滿洲國幣制用。親滿義勇軍多倫占領。九月滿洲國建國一週年記念式舉行。十月ソ聯怪文書發表。十一月山海關正式に滿洲國に編入さる。滿洲國舊軍備債務清算完了。

二六一

二六二

部大臣各院長決定す。四月劉全權大使信任狀捧呈。滿洲國々々新設七線敷設を滿鐵請負に決定。ローマ法王廳の滿洲國承認に關して新京天主堂より聲明發表。滿洲國政府御用蘭花紋章式公布。五月中米サルグアドル共和国滿洲帝國承認を通過。六月秩父御名代宮殿下御親書を滿洲國皇帝に捧呈。滿洲國政府舊紙幣整理辦法を公布。康德元年度豫算公布。七月奉天直轄通列車開通。古北口稅關分館正式に事務を開始。九月在滿カトリック教代表滿洲國外交部大臣に滿洲國承認の親書手交。滿ソ水路協定成立。日佛對滿事業公司成立。十月滿洲國政府新省制發表。滿洲電業公司創立。在滿鐵構問題解決。十一月滿洲國石油專賣法公布。蒙政部官制改正。十二月南次郎大將關東軍司令官に親補。滿洲國現大洋流通禁止。一月滿支通郵開始。察哈爾の不法越境宋軍を一掃。ハルハ廟事件起る。二月日滿關稅協定成立。南京政府排日言論嚴

二六二

二六三

禁方命令。三月北滿鐵道協定調印、北鐵接收完了。聯盟退に際し詔書發表さる。四月滿洲國皇帝陛下御訪日。滿洲國石油專賣法實施。ドミニカ共和国大統領より滿洲國皇帝陛下に對し友好關係希望の親書來る。サルバドル共和国新政府より滿洲國外交部大臣宛公文送達。滿洲國皇帝陛下在京大官に對し日滿不可分關係を御論し遊げさる。五月滿洲國政府と關印政府間に兩國爲替の正式交換開始。滿洲國皇帝陛下日滿兩國依存詔書を漢發。我駐支公使館を大使館に昇格通告。滿洲國國務總理張作霖氏辭表捧呈、張學良內閣成立。日滿稅關協定調印。滿洲里で滿蒙豫備會商。六月梅津何應欽協定成る。南京政府敦睦邦交令公布。駐日滿洲國公使館大使館に昇格謝介石氏初代大使任命さる。察哈爾問題解決。七月滿支間電話連絡實施。日滿經濟共同委員會成立協定調印。林滿鐵總裁辭任。八月松岡洋右氏滿鐵總裁後任に決定。滿洲國業開發會社創立。京濱線のゲージ變更

昭和十一年略史

九月

一 日 満洲國領土法實施
 満支電話連絡細目協定最後決定
 定通話區域新設哈爾濱迄擴張十
 一月一日實施
 大連哈爾濱直通
 ダイヤ改正實施

二 日 満洲國計量法施行
 細則公布
 満洲國對金圓パー
 となる
 第二回滿鐵社債三千萬
 圓成立
 天津川城總領事藍衣社
 員の北支潜入に關し河北省主
 席に抗議

三 日 満洲探金會社新編
 業法に基き租額權を認め、日滿
 郵便條約の現地案成る
 上海に
 て米週刊紙タイムスの不敬記事
 發見
 聯外務人民委員部駐ソ
 大田大使のコミンタイン第七次
 大會決議に對する抗議を拒否の
 旨發表

四 日 満洲國財政部酒稅
 印花發行停止公布
 林陸相辭
 任後任川島義之次大將
 南京政
 府、王克敏軍事參議院副委員長
 宋哲元平津衛戍司令、秦德純察
 哈爾濱省主席決定發令

五 日 満洲國私設鐵道法
 公布
 第四回治地現地委員會開
 催、產業教育兩行政權處理要項
 案決定、分科委員會附置

六 日 満鐵附屬地行政權
 整劃對策委員會新設

七 日 満洲中央銀行舊紙
 幣引換終了
 經過發表、引換率
 九割七分
 須磨南滿鐵領事新印
 紙稅法實施につき抗議

八 日 床次首相逝く、後
 任岡田首相兼攝

九 日 満洲國皇帝大典禮
 式松花江上にて行はる
 満洲
 國奉天滿業銀行設立認可
 武裝

外蒙兵甘肅兩西方附近に不法
 越境掠奪
 須磨南京總領事石炭
 業救済の米支借款につき警告

十 日 海外拓殖委員會で
 滿洲及ブラジルへの移民方策等
 申案決定
 リリスロム廣田外相
 會見
 滿洲省主席反滿抗日團
 體の掃蕩を川越總領事に囑答
 國民政府内政部長黃郛氏辭表提
 出
 聯政府我漁業條約改訂案
 を拒否代案提示要求、大田大使
 ソ聯の漁業條約違反に抗議

十一 日 満洲農業團體中央
 會創立
 満洲國石油專賣總署販
 賣法改革
 國民政府外交部日支
 經濟提携の正式交渉は前途遠達
 の旨の聲明發表

十二 日 第四十七回滿鐵社
 債成立

十三 日 支那全國經濟委員
 會天津に分會設置に決定

十四 日 北鐵代價の入納系
 商議成立
 駐支現公使大使館昇
 格の圖書捧呈

十五 日 八田滿鐵副總裁正
 式辭表表明、大村卓一氏滿鐵副
 總裁就任受諾
 新京鐵路局吉林

に移轉

十六 日 満洲國實業部康德
 二年度國有林伐採辦法制定公布
 關東軍發表、治外法權撤廢現
 地委員會幹事會開催、幹事會案
 審議決定

十七 日 満鐵と北東鐵路局
 間に流線型客車商議成立
 陸軍
 省滿洲事變以來の戰死傷者數發
 表、總數一〇三五人
 駐支米
 公使大使館昇格の圖書捧呈

十八 日 中國共產黨軍實龍
 黨軍の一部宣都に出現

十九 日 満鐵八田副總裁
 最高顧問就任を受諾
 南京政府
 外交部無能の聲明書發表

二十 日 外務省西歐亞局第
 一課長、田村少將關東軍幕僚及
 滿洲國外交部幹部と會見、
 滿洲國外交部現地案を聴取

二十一 日 満洲國政府皇帝
 訪日紀念章令公布
 満洲國政府
 康德二年度一般會計追加豫算公
 布
 満鐵八田副總裁辭任、大村
 卓一氏新任發令
 北支那に河北
 經濟協會正式成立
 リリスロス
 氏上海着

二十二 日 満洲國外交部
 國銀行宋子文氏と會見

二十三 日 満洲國外交部
 孔祥熙兩氏と會見
 北支
 齊堂嶺抗英團に譲渡さる
 内
 蒙德王と綏遠省主席傅作義氏の
 對立激化
 ソウエート政府赤軍
 の大改革を發表

二十四 日 北支駐屯軍多田
 司令官我北支政策に關して聲明
 を發表

二十五 日 満洲國外交部
 綠江探木公司營業期間を康德七
 年九月二十四日迄延長發表
 土
 肥原少將高橋駐平武官察察哈爾
 省主席と會見、察哈爾省肅清協
 定實行を協議
 三井洋行の北京
 政府舊債整理案須磨總領事と孔
 財政部長間に成立
 内蒙政府接
 連との紛争經過發表
 須磨總領
 事朱外交部長と會見
 支那側海員
 章程に抗議

二十六 日

二十七 日 張家口の土肥原
 少將察察純察省主席會見で察哈
 爾省治安維持問題解決
 河相駐
 廣東總領事陳濟棠氏と會見不法

徵稅問題で抗議

二十八 日 満洲國業開發會
 社二十四日附認可

二十九 日 満洲里會商外蒙
 代表來滿
 満洲國訪日經濟特使
 孫財政部大臣赴日

三十 日 哈爾濱ソ聯通商部
 閉鎖
 排日ボスター事件に關し
 我上海武官室海軍側の決意を發
 表
 陳濟棠氏廣東の邦商壓迫問
 題で河相總領事に妥協辦法提示
 三浦漢口總領事排日ボスター
 問題に關して湖北省主席張群氏
 と會見、誠意ある回答要求

十月

一 日 満洲國輸出向特産
 物の運賃引下實施
 満洲國ドイ
 ツ間に爲替交換開始
 満鐵英貨
 債内地所在分百十四萬一千傍買
 入終了
 日滿合辦砂礫會社設立
 發起人總會開く
 邦商壓迫問題
 の廣東側妥協案を河相總領事一
 賦

二 日 河北省政府組織變
 更
 蔣介石張學良兩氏西北副匪
 總司令に任命さる

三日

四 日 満鐵傍系會社解放
 の第一歩として南滿ガスを分離
 に決す

五日 支那政府日米英ソ
 に商務官設置決定
 有吉大使蘇
 州にて汪精衛と會見
 綏遠省防
 共會議開催

六 日 綏芬河北方でソ聯
 兵滿洲國軍監視兵を不法射撃
 綏遠省防共會議終了

七日 満支間電信協定成
 立十一月一日實施
 支那日本視
 察團來朝

八 日 南京政府唐外交次
 長支那海關の武裝監視船拿捕に
 關し須磨總領事に抗議、總領事
 一賦
 邦商壓迫問題に關し白田
 中原陸海軍武官、李宗仁甘介侯
 兩氏と折衝、支那側の妥協案一
 賦

九 日 中央部の對支根本
 方針傳達のため岡村少將滿支へ
 出發

十日 訪日支那視察團と
 我財界人の懇談會開催、日支經
 濟提携の機關設立を決定
 南京

政府海員章程問題で十一月十日
 迄邦人の船員受雇申込受付を延
 期

十一 日 中日實業協會設立
 要綱決定
 須磨總領事支那海員
 試驗制度現狀維持を南京政府に
 要求

十二 日 綏芬河北方國境に
 て滿洲國軍調査隊ソ聯兵に射撃
 さる

十三 日 満洲國綏芬河外交
 辦事處十二日の事件に關しソ聯
 領事館に抗議
 對支政策檢討の
 陸軍側大連會議開く
 副匪軍事
 の中心武昌行營十月二十日閉鎖
 十一月一日重慶行營開設に決定
 外務省東亞局第一課長上海で
 出先當局と會議
 蔣介石氏閻錫
 山氏等と會見

十四 日 東滿洲人絹バルブ
 滿洲工業、共榮企業、日滿バル
 ブの設立認可に決定
 北支懸案
 解決の具體的方針決定、陸軍側
 大連會議終る
 ヌレニエフ駐日
 ソ聯大使廣田外相と會見、綏芬
 河事件に關し正式抗議し日滿ソ
 三國混合調査委員會案を提議

廣東省の邦商壓迫問題廣東側我要求を容れて解決。

十五日

十六日

十七日

十八日

十九日

二十日

二十一日

二十二日

二十三日

二十三日 満洲特許の金庫運動全滿に波及、河北省香河縣の農民暴動を占據、武清縣にも暴動勃發、香港を米支航空線

點とし大西洋太平洋航空權獲得の英米協定成立説傳はる。

二十四日

二十五日

二十六日

二十七日

二十八日

二十九日

三十日

三十一日

自治運動鎮靜に向ふ、香河縣長に農民團首張安厚氏就任、岡村少將陳濟棠氏と會見、商震氏多田司令官訪問、農民自治運動對策に援助懇請。

委員會開催、大連取引所取引人組合臨時總會で特許問題解決、蔣駐日大使陽國、南京政府府外交次長、須磨總領事雨宮武官と會見、川越總領事の抗議に對する回答及北支問題の一切の交渉は五全大會終了迄猶豫されたき旨懇請、我方一吸。

十一月

一日 興中公司設立の根本方針決定、瀋陽港開港、京白、白湯、北黑三線本營業開始、鞍山住友鋼鐵營業開始、六中全會開會式、汪精衛氏阻撃、孔財政部長行政院長代理、北平市長袁良氏川越總領事の抗議に逆應的回應。

二日 平津匪徒司令宋哲元氏北平市長兼任正式發令。

三日 獨逸經濟觀察使節外務省訪問、孔財政部長幣制改革發表。

四日 企劃處新設國務院機構補充を中心とする國務院官制改正國務院會議で可決、我政府閣議で滿洲國幣制價值安定並



幣制統一への我協力方針決定、幣制統一への我協力方針決定、幣制統一への我協力方針決定

五、六、七、八、九日

幣制統一への我協力方針決定、幣制統一への我協力方針決定、幣制統一への我協力方針決定

一千萬圓の設立決定、瀋陽港開港式舉行、我陸軍當局支那幣制改革に關する通告、我外務省支那幣制改革に對する通告、我陸軍當局支那幣制改革に對する通告

十日

十一日

十二日

十三日

十四日

十五日

十六日

十七日

天津公安局各銀行の手持銀押留、上海日本人居留民各路聯合會陸軍當局阻撃事件で緊急會議開催、決議文を陸軍總領事館に提出。

満洲國特許法明年一月より實施に決定、支那駐屯軍司令部現銀南送に絕對反對の旨聲明、邦人暴行事件で松村書記官國民政府に警告、控送省政府、國民政府に反對、佛支航空聯絡協定十一月正式調印の旨發表、孫傳芳氏射殺さる、而麗氏河北省主席を辭す。

十四日

十五日

十六日

十七日

大藏省滿鐵附屬地爲替管理強化を決定、滿洲國ポランド間爲替交換開始、上海排日悪化、華北自治促進會北支自治宣言。

三千名縣政府に農村救済を請願、上海英國銀行團國民政府に手持銀引渡を決定。

十八日

十九日

二十日

二十一日

有吉蔭介石會見、蔣氏防共經濟兩委員會設置を日本側に提議、國民政府銀元兌換率公表、天津鮮銀で爲替取扱辦法を設く。

在地點に關し意見不一致、康徳三年度滿洲國國防負擔金千九百五十萬圓に決定。

二十一日、國民政府北支自治に對し獨立運動一切不許可の旨各國大使に打電。

二十三日、股汝耕氏非武裝地帯の省政府への納税中止を命令、有吉大使北支問題で大使館附武官と協議、リースロス北支自治反對を表明。

二十四日、股汝耕氏、宋、韓、商等に自治委員會設立の決意を促す、股汝耕氏北支武裝地帯に冀東防共自治委員會結成、自治宣言及布告を發す、冀東自治委員會組織大綱發表、河北察哈爾兩省主權部自治委員會組織につき協議最後の決定。

二十五日、哈爾濱交易所大豆取引停止、滿洲國債を大蔵省預金部引受方針に決定、滿洲滿洲里會議決裂、滿洲國側聲明書發表、香港郵政廳日本を介して滿洲國との郵便爲替交換を提起、十二月一日より開始決定、天津の民衆自治請願の示威運動を起す。

二十七日、北支自治獨立問題協議のための宋氏の打電を商韓兩氏拒絶。

二十八日、滿洲國に功勞ある日采官吏に叙勳發表、滿洲國爲替管理令參議府の諮詢を終了、十二月十日實施に決す、ムレニエフ大使黑龍江の航行問題で抗議、蔣介石氏行政院長就任、二十九日、滿洲國第一次治外法權撤廢現地具體案承認、明年七月一日より施行に決定。

三十日、滿鐵請負白陽崗赤條間鐵道工事完成。

十一月 一日、北平自治委員會黨治離脱自治決意を通告、北支各地方團體も同様通告、何應欽氏

ナ、國民政府何應欽氏を行政院副平辦事處長官に任命、我大使館附武官高橋中佐北支非武裝地帯進駐の宋軍に撤退要求。

二十六日、滿洲國々内製鋼及化學工業品の輸出税減免に關する勅令公布實施、汪精衛氏辭表提出、關錫山太原に歸る。

二十七日、北支自治獨立問題協議のための宋氏の打電を商韓兩氏拒絶。

二十八日、滿洲國に功勞ある日采官吏に叙勳發表、滿洲國爲替管理令參議府の諮詢を終了、十二月十日實施に決す、ムレニエフ大使黑龍江の航行問題で抗議、蔣介石氏行政院長就任、二十九日、滿洲國第一次治外法權撤廢現地具體案承認、明年七月一日より施行に決定。

三十日、滿鐵請負白陽崗赤條間鐵道工事完成。

十二月 一日、北平自治委員會黨治離脱自治決意を通告、北支各地方團體も同様通告、何應欽氏

高橋武官市當局に抗議。

十八日、冀察政務委員會成立式舉行、張外交部長外交方針闡明。

十九日、滿洲國商業登記法商業登記法公布、滿洲國境監視線ポイルノ湖西方滿洲國內に不法侵入せる外蒙兵と衝突、股汝耕氏宋政權に不参加を正式明示、有吉蔣介石會見。

二十日、滿鐵第三次建設豫定線を發表、七線八〇九線、興中公司創立總會大連で開く、對滿事務局長官會議開催、滿洲國治外法權撤廢に關する現地中央第二次會議の現地案承認、上海に學生の北支自治反對示威運動、有吉大使張外交部長に學生運動に警告、磯谷武官北支問題に關して聲明。

二十一日、關東州の小洋銀通用禁止に關する勅令公布。

二十二日、關東軍喜多大佐を迎へ幕僚會議、上海各大學教授職員聯合會宣言を發表。

二十三日、滿洲拓殖會社創立總會新京で開催、上海學生北

支問題で示威請願運動、北停車場占領。

二十四日、上海學生請願團の北停車場占領續く。

二十五日、冀東防共自治委員會改組して自治政府とし、股汝耕氏政務長官となる、上海北停車場占領の學生解散須知、領事外交部長に積極的取締要求、支那側上海南京漢口に特別戒嚴令を布く。

二十六日、日滿兩國間郵便業務に關する規定並に同條約に基く業務協定新京で調印、滿洲國錦紗、小麦粉、水泥三種統稅法勅令公布、滿洲製糖會社創立總會東京で開催、資本金一千萬圓、冀東防共自治政府組織大綱發表。

二十七日、滿洲中央銀行明年一月一日より國幣預金を年五分に引下決定、駐日丁代理大使重光次官訪問、日支關係調整のための委員會設置を申入る、ワルグワイソ聯と國交斷絶公表、徐州學生團北支自治反對請願のため南京に赴かんとして徐州陣

一中全會で黨部政府の主要職員決定、河北省任邱縣で中華民主同盟の劉萬明、馬德祥氏等指揮の民衆二千餘人に殺倒自治を請願、民衆自治を行ふ。

七日、關東州通關業務取締規則制定發表、天津及膠海、大城、青縣三縣人民代表冀東防共自治委員會を全滿的に支持する旨通電、何應欽氏多田司令官と會談。

八日、北支自治に反對して北平學生一千名居仁堂に殺倒。

九日、北支自治に關する何應欽宋哲元兩氏の意見一致、新機關の委員候補九内定。

十日、沿膠濟線北支自治反對運動につき支那側に警告。

十一日、滿洲國憲法制定に決定、國民政府行政院會議で北支新機關黨務政務委員會承認委員及組織法發令、上海各大學聯合會全國教育界に主權擁護のため一致奮闘すべき旨通電。

十二日、ドイツ經濟使節滿鐵首腦部と會談、何應欽氏北平引揚げ南下、中央政治會議行政

占領、津浦兩海兩線不通。

二十八日、二十四日の外蒙兵の襲撃事件に關し滿洲國政府抗議、滿鐵社總機關運貨改正發表、冀東省幣制改革實施のため法定貨幣發行管理準備委員會成立。

二十九日、我外務省北支農村更生のため明年度より先づ百萬圓支出に決定、ソ聯明年一月一日より國內における外貨使用を禁止、ループルの對外相場一箇年間一ルーブル三フランと固定するに決定。

三十一日、察東軍李守信氏の率ゆる内蒙保安隊察哈爾省張北に入城警備權接收。

一月 一日、滿洲國政府北滿特別區廢止決定即日實施、國民政府外國銀行に預金中の外貨をも兌換券發行準備となす旨發表、粘嶺の英租借地接收、商震氏河南省主席に就任。

二日、大沽駐屯正規兵我

院各部長決定、廣東學生三千餘名排日示威運動を起す、河相總領事省政府に抗議。

十三日、滿洲拓殖會社法公布、設立委員任命、國幣の表價買入につき關東局財政部の協定成立、天津市長蕭振瀾氏辭表提出、廣東白田武田排日運動につき陳濟棠氏に抗議。

十四日、安東製材會社の合同大綱成立、關東局關東州内の小洋流通禁止を聲明、天津で陸軍武官會議。

十五日、冀東自治委員會の保安隊商震軍に代り塘沽を接收。

十六日、滿洲國二十五都邑の戶口調査開始、滿洲國臨時土地制度調査會第一回委員會開く、滿洲林業股份有限公司設立要綱及滿洲國有林伐採要綱決定、冀東自治委員會の塘沽接收につき宋氏股氏に撤退方要求、股氏一賦。

十七日、塘沽における股宋兩軍の對立激化、有吉張群會見、須磨何應欽會見、北平學生自治反對、打倒日本の示威運動。

昭和一、十一年略史—一月

一月 一日、滿洲國政府北滿特別區廢止決定即日實施、國民政府外國銀行に預金中の外貨をも兌換券發行準備となす旨發表、粘嶺の英租借地接收、商震氏河南省主席に就任。

二日、大沽駐屯正規兵我

院各部長決定、廣東學生三千餘名排日示威運動を起す、河相總領事省政府に抗議。

十三日、滿洲拓殖會社法公布、設立委員任命、國幣の表價買入につき關東局財政部の協定成立、天津市長蕭振瀾氏辭表提出、廣東白田武田排日運動につき陳濟棠氏に抗議。

十四日、安東製材會社の合同大綱成立、關東局關東州内の小洋流通禁止を聲明、天津で陸軍武官會議。

十五日、冀東自治委員會の保安隊商震軍に代り塘沽を接收。

十六日、滿洲國二十五都邑の戶口調査開始、滿洲國臨時土地制度調査會第一回委員會開く、滿洲林業股份有限公司設立要綱及滿洲國有林伐採要綱決定、冀東自治委員會の塘沽接收につき宋氏股氏に撤退方要求、股氏一賦。

國旗復原。
 三 日 〇 冀察經濟委員會委員決定發表。
 四 日 〇 李守信部察東五縣を占領。〇 張學良發遣で高桂滋等と會見。
 五 日 〇 北平衛戍の宋軍我將校に發砲。
 六 日 〇 我出先當局抗議。〇 宋哲元各方面に通告愛國心を強調。〇 馮玉祥軍事委員長副委員長に就任。〇 馮玉祥等内蒙十三王連名で内蒙統一擁護を通告。
 七 日 〇 滿鐵社債三千萬圓前同條件で發行決定。〇 宋哲元氏河北省主席就任。〇 宋軍不法發砲事件の正式抗議書提出。
 八 日 〇 滿鐵附屬地施設移設方針決定。〇 外蒙兵滿洲國內に侵入部族を不法占據。〇 開闢蒙疆の馬家溝炭坑閉鎖に決す。〇 支那中央政治會議で輔幣條例原則通過。
 九 日 〇 國民政府元紙幣缺乏で各省に銀使用許可令を通過。
 十 日 〇 駐日ソ聯大使我外相訪問日本飛機越境せる旨抗議。
 〇 駐支大使後任を有田駐日大使受諾。
 十一 日 〇 冀東自治政府の自治區域外撤出禁止布告。〇 冀東政府沿岸貿易取締令發布。〇 冀察經濟委員會成立。〇 宋哲元氏宋軍不法發砲事件で陳謝。
 十二 日 〇 西南政務委員會排日學生取締令を發布。
 十三 日 〇 廣東學生運動激化。〇 憲兵隊と衝突死傷多數。〇 戒嚴令布告。〇 米支葡三國間に汎アメリカ航空會社太平洋橫斷空路のマカオ延長の瞭解成立、協定に調印。
 十四 日 〇 珲春東北方滿洲國內にソ機侵入。〇 伊國奉天總領事館復治に對し滿洲國無斷設置を拒絶の方針決定。〇 宋哲元氏冀察綏靖主任に就任。〇 宋哲元氏土肥原少將と會見。
 十五 日 〇 我出先當局現狀での冀東警察兩政權の合法不賛成を表明。
 十六 日 〇 蔣介石全國學校代表に外交方針說明。
 十七 日 〇 外蒙兵滿領ヘルモトに侵入哨兵等を拉致。〇 國民政府新幣制による銀引換を五月三日迄延期。
 十八 日 〇 蒙古保安隊司令車世海氏新政府樹立。〇 宋軍の不法發砲事件解決。〇 西南當局我學生排日取締要求に對し愛國運動は取締れぬ旨回答。〇 國民政府警察政務委員會暫行組織大綱公布。〇 ソ聯と新疆省間に五千萬元借款成立。
 十九 日 〇 在汕頭帝國領事館員暗殺さる。
 二十 日 〇 滿洲國外蒙の不法越境に嚴重抗議。〇 國民政府新駐日大使に許世英氏決定。
 二十一 日 〇 外蒙兵越境發砲に對し滿洲國々境監視隊交戦。
 二十二 日 〇 〇 〇 〇
 二十四 日 〇 滿洲油化工業の融資日生保團と瞭解成立。〇 滿洲國財政部地租改正方針決定。〇 滿洲國々境、海邊、游動の三特殊警察部隊を三月一日より軍政部へ移管に決定。〇 滿蒙兩軍國境に對峙、ヘルモト事件悪化。〇 滿洲製糖會社事業開始。〇 中央代表居正氏南京西南合作の妥協略々成立の旨聲明。
 二十五 日 〇 鮮滿拓殖會社に東亞勸業も合流に決す。〇 通州に我駐屯軍分遣隊常駐。〇 外蒙政府滿洲國に不法越境の道義的抗議。〇 磯谷武官蔣介石氏と會見、蔣氏日支外交調整に關し決意披露。〇 國民政府外交部日支親善三原則を承認の聲明の第一次聲明發表。〇 國民政府省境内蒙古地方自治政務委員會組織辦法公布。
 二十六 日 〇 日滿郵便條約實施。〇 外蒙兵滿洲國監視所を襲撃。
 二十七 日 〇 亞細亞ビル會社設立。〇 二十二日附認可、資本金二百萬圓。〇 冀察三、冀東一の兩政權收稅率決定。〇 北平保安司令に孫殿英氏起用決定。〇 中日兩貿易協會創立。〇 上海晨報紙永久停刊。
 二十八 日 〇 關東軍發表、約二週間前ソ聯總大和領、鴨河附近に侵領不時着。〇 聯新憲法を續つてスターリン對極東軍司令官ブリュネツヘル氏反目。

二十九 日 〇 滿洲國軍兵變を起しソ聯領に侵入武裝解除さる。〇 滿鐵總局哈爾濱發北鮮南滿向け運賃改正發表。〇 支那駐日大使に許世英氏正式任命さる。〇 賀龍、蕭克の共產軍貴定を占領。
 三十 日 〇 滿ソ東部國境にて國境警備隊の日滿軍にソ聯騎馬兵を中心とする部隊襲撃さる。〇 北鮮鐵道管理局、北鮮哈爾濱間貨物運賃引下二月一日より實施。〇 蒙藏委員會委員吳鶴齡氏内蒙で暗殺さる。
 三十一 日 〇 滿洲航空會社間島省珲春に飛行場新設。二月一日より實施に決定。〇 滿洲國實業部農事共同施設助成規則を公布。
 一 日 〇 輸出特種物特定運賃實施。〇 國民政府公債強制借替と復興債の新發行を決定即日實施。
 二 日 〇 滿洲國治外法權撤廢の實施委員會設置。〇 國民政府上海證券交易所に當分閉鎖を命令。
 三 日 〇 國民政府借換の統一公債發行を決定。
 四 日 〇 北滿水豆補助金に滿鐵滿洲國より各五十萬圓交付に決定。〇 外蒙兵二百名オランオトク方面に侵領。
 五 日 〇 オランオトク日本軍監視哨を外蒙兵襲撃。
 六 日 〇 滿洲國商標法二月中に先願主義に改正するに決定。〇 對ソ政策檢討の外陸海三省聯合協議會開會。
 七 日 〇 奉天滿洲兩製糖合併に決定。〇 有田八郎氏駐支大使に任命さる。
 八 日 〇 關東軍發表、昨年秋季滿洲國討匪交戦六百、戦死傷九百三十四名。〇 ヘルムト附近偵察の我將校に外蒙兵約三百襲來。
 九 日 〇 滿洲國輪船見本市本年は北支進出に決定。
 十 日 〇 國民政府新補助貨を發行。
 十一 日 〇 金廠内事件に關し大橋外交部次長ソ聯側に覺書手交。〇 日華紡績上海工場支那人職工總罷業開始。
 十二 日 〇 滿洲國シヤムインホトク附近で日滿軍不法越境の外蒙兵と交戦。〇 滿洲保險統制大綱成る。〇 國民政府公債下落防止に公債市價平準委員會設置。
 十三 日 〇 滿洲國における最初の工場財團法滿洲工廠に適用。〇 廣東佛領印度支那間の定期航空開始。
 十四 日 〇 ソ聯奉天總領事館閉鎖を滿洲國に通告。〇 哈爾濱取引所メートルによる取引開始。〇 大田駐日大使ソ聯外務次官と會見、日滿ソ三國混合委員會組織を主張しソ聯は第三國加入を主張。
 十五 日 〇 外蒙兵滿洲國アツスイン廟を占領。〇 日支國際電線電話開通。
 十六 日 〇 滿洲國外交部外蒙兵の不法占領に抗議、即時撤退を要求。
 十七 日 〇 滿洲國の領事館増設要求にソ聯は哈爾濱以外の領事館撤廢の代りに一箇所の外設置不許可を通過。〇 陸軍中央部支那駐屯軍強化を内地部隊抽出で六七月頃實施に決定。
 十八 日 〇 滿洲國外交部越境ソ聯機をソ聯に抗議。〇 警察政務委員會國民政府へ復興公債の一部擔保の天津海關收入の納附を要求。
 十九 日 〇 鐵道總局内鮮滿貨物運送規定を制定。三月二十日實施に決定。〇 滿洲國政府滿洲林業公司設立委員發表。〇 滿洲國立高等農業學校滿人外入學を禁止。
 二十 日 〇 第一師團滿洲へ、第五師團一部北支へ派遣命令下。〇 支那瀋州で武裝公安局員我内鮮人四十一名を拉致。〇 冀察、冀東兩政權共同出資で農業開發に合作社指導機關設置決定。
 二十一 日 〇 〇 〇 〇
 二十二 日 〇 金廠内事件現地調査三國委員會設置をソ聯遂に讓歩。
 二十三 日 〇 牡丹江木材操業開始。〇 沙玉首班の綏省蒙政會宣誓式舉行。〇 國民政府緊急治安維持法公布。〇 冀察政務委員會學生

運動概略

二十四日 満洲国外相對外聲明發表、白國經濟觀察團入滿、山西侵入の共産軍石樓、中陽占領。

二十六日 在京一部隊叛亂、河北省を四分して防共陣決定、有用新駐支大使府任。

二十七日 帝都に戒嚴令、内閣總辭職、有田大使を迎へ第一回大使館會議開催、滿洲林業公司役員任命。

二十八日 國民政府北支廳の對日輸出許可。

二十九日 外蒙政府國境紛争の責任滿洲國にありと抗議に回答、北平學生と警官と衝突、傷者多数、佛佛協約成立、西歐駐屯軍を南東に集中する旨駐英ソ聯大使館聲明。

三月

一日 國境事件に關する外蒙政府の回答到着、國民政府國民皆兵の兵役法發令。

二日 滿鐵傍系株開放認可、國民政府治安維持緊急辦法發布、閻錫山氏山西侵入共産軍總攻撃を命令、駐日許大使宋哲元氏の善處要望の聲明發表。

三日 滿洲國實業部滿洲國重要産業統制法案脱稿。

四日 滿洲駐屯の香月部隊滿洲支那駐屯軍日支經濟提携の指導機關として調査部設置を決定、大田駐日大使リ外相と會見、聯側混合委員會要望。

五日 滿洲國外交部二月二十九日附外蒙政府の滿蒙兩國混合委員會設置提議に回答、冀東政府輸入稅改正の旨入電、國民政府全國有説の正式否定を聲明。

六日 奉天中山鎮業所並に滿洲工廠天津に工場新設に決定、在華紡績同業會で北支棉花開發五箇年計畫を樹立明年度より實施に決定。

七日 滿洲國政府外蒙政府へ國境調査委員會應諾を表示、具體的方法等の詳細なる回答要求、有田駐支大使國書捧呈、駐日許大使上海發赴任。

八日 廣田内閣成立、磯谷少將リロス氏と會見、大田駐日大使外務次官に日滿ソ混合調査委員會細目案を提示。

十日 滿洲航空會社五百萬圓に増資決定、許新駐日大使着任。

十一日 上海裕豐紡績工場に意業。

十二日 滿北支間貨物通車協定成立、五月一日實施、同蒲鐵道納入貨車大連機械契約成立、調印、滿洲國政府バルブ四社の設立を正式認可。

十三日 蒙古共和國陸相國防計畫を發表、廣田兼攝外相駐日ソ聯大使と會見、聯國境軍撤退を要望、ソ聯政府國境紛争調査混合委員會設置に關するス次長の書翰全文發表。

十四日 外蒙政府滿蒙國境紛争調査混合委員會設置に關し滿洲國に回答、滿洲國領事館の哈府新設をソ聯承認、滿洲國業會社設立の要綱案可決、營口船車連絡十五日から開始、磯谷少將

將宋哲元氏と會見、大田大使ス次長と會見、滿蒙紛争に關するソ聯の斡旋提議拒否を言明。

十五日 北支の工業鹽我專賣局が輸入するに決す。

十六日 有田大使張外交部長と會見、國境委員會設置にソ聯同意を表明、四川省北部の共産軍再起。

十七日 滿鐵商業組合への補助金十萬六千圓給付に決定、ベナン香港間の定期航空二十三日より開始。

十八日 冀東領土内經由の我商品の輸入禁止を天津稅關布告。

十九日 滿洲國政府外蒙政府に對し國境紛争會商地に庫倫桑貝子を提議、有田張會見、コシミニケ發表、有田大使蔣介石氏と會見、日支關係調整の意見交換、ソ聯人民委員議長モロトフ氏日ソ關係好轉を言明。

二十日 滿鐵十一年度豫算認可、有田大使蔣介石氏と會見。

二十一日 哈市豆粉問題解決、植田關東軍司令官赴任に先

立ち聲明發表、朝鮮總督府清津、雄基兩港の經營を滿鐵に譲り、内定、南京政府天津海關並北支鐵路局に對し證明書なき貨物の積込禁止を電命、天津海關の密輸品對策告示。

二十二日 植田關東軍司令官赴任の途につく、滿洲國政府在滿ロシア人の轉籍を許可するに決す、中央軍討共で山西に侵入、共産軍攻城占領。

二十三日 滿洲國實業部滿洲農業五箇年計畫滿鐵四年度より着手に決定。

二十四日 奉天商議北支經濟商況調査を開始。

二十五日 滿ソ國境長嶺子で日ソ軍衝突、復旦大學學生團と上海保安隊交戦。

二十六日 鮮銀券附屬地撤退に決定、附屬地内金融行政權の滿洲國の行使は康徳四年からと決定、ソ聯駐日大使外相と會見、日ソ軍衝突事件に抗議、外相一職。

二十七日 植田關東軍司令官入滿、長嶺子日ソ軍依然對峙

二十八日 植田軍司令官着京、滿洲國外相外蒙の不法射撃に抗議、外蒙政府二十六日の滿蒙衝突事件に關し抗議、關東軍大使館首腦有田大使中心に支那問題協議、上海佛租界に共産黨排日運動起る、タス通信ソ蒙間に相互援助協約ある旨發表、大田大使長嶺子事件で反撥的抗議、蒙古共和國中央執行委員會ソ蒙同盟を確諾。

二十九日 越境の外蒙二機日滿軍を爆撃、外務省新たに青島天津兩地に自然科學研究所設置に方針決定。

三十日 ソ聯政府東部國境劃定を應諾。

三十一日 アルゲン河ソ聯沿岸軍備の擴充進捗、山西票暴落。

四月

一日 滿洲國政府全國的大異動發表、滿洲國外蒙へ抗議、關東軍發表、外蒙兵空陸より再び日滿軍を襲撃。

二日 長嶺子事件二死體引取完了、滿洲國々務院會議長岡總務局長の辭表受理、與中公使北支の積出し開始、有田新外相現任式舉行、蔣介石氏山西に七個師増派、共産軍討伐總指揮に何應欽任命、駐支英カドガン大使北支の權益打撃を言明。

三日 ソ聯偵察機發券河上空に飛來、天津稅關滿洲國商船海昌號を不法抑留。

四日 滿ソ水路技術會議武市に開催、應諾の正式回答来る。

五日 滿洲國政府ソ蒙互助條約は外蒙併合にして認容出來ずと聲明發表、支那駐日新大使許氏國書捧呈。

七日 ソ聯政府ソ蒙相互援助條約公表、南京政府ソ蒙條約に對し抗議提出、共産軍綏遠南方に侵入。

八日 關東軍發表、去る三月二十一日タウラン東北方地區における越境外蒙軍と濫谷部隊交戦外蒙機八機を撃破、國民政府ソ聯の支那主權侵害を列國に訴ふ。

九日 滿洲國政府弘報協會設立の勅令公布、滿洲國政府特許發明法公布、越境ソ聯軍發券河附近で我軍を射撃、關東軍滿洲國對ソ抗議、ソ聯政府國民政府の抗議を一職、冀東政府滿洲國に修交特使池宗憲氏特派に決定。

十日 滿洲國政府阿片密作取締要綱發表、滿洲國國務院總務局長大連茂岡氏任命、滿洲國政府天津稅關抑留の滿洲國商船の釋放を要求、冀東政府交通建設兩委員會役員決定、大田大使發券河事件で對ソ抗議。

十一日 滿洲國外交部發券河事件を機に國境線劃定とソ聯軍の撤兵要求を提案、國民政府對ソ第二次抗議。

十二日 滿洲國政府今後ピル新會社設立不許可方針決定。

十三日 關東軍發表、興安北省長以下蒙古顯官の通ソ事件は滿洲國軍法會議に附す。

十四日 滿洲國政府東部國境實地調査に着手するに決す、日滿經濟共同委員長に板垣少將

就任に決定マ滿鐵社債六千萬圓四分三厘パーにシシテケート團で決定△兩宮張群會談マソ聯政府武市滿洲國領事館設置を承諾
 十五日 △關東局局長に武部六藏氏任命發令マ事件處理を主に外蒙より滿蒙混合委員會問題に關して回答。
 十六日 △滿洲國政府拍賣法公布マ滿洲國政府土硝鹽の製造販賣禁止布告マ滿洲國政府松花江黑龍江の江捐、修江捐並に結關費廢止マ滿洲國の廣東政府への答禮使高崇壽氏に決定。
 十七日 △滿洲國外交部長廣東修好使來滿に關し聲明發表、池特使股長官の書翰を外交部長に手交マ駐支大使後任川越茂氏に任決定。
 十八日 △燃料製造會社滿洲に設立計畫クルツト日滿實業家間に特許權の譲渡成るマ水豆問題妥協協定成るマ滿洲國の鹽政改革方針決定明年一月より專斷施行。
 十九日 △關東軍發表、我軍

討匪の結果東部國境の共匪をソ聯軍援助明白なること判明マ南京政府成都重慶間の鐵道建設着手に決定、佛國二千萬元出資に決す。
 二十一日 △滿洲國軍政部發表、通ソ事件關係者凌辱等四名を死刑マ滿洲國政府の農業政策要綱及農產物増殖方針決す。
 二十二日 △松花江開江。
 二十三日 △滿洲國政府山海關における通關手續代辦規定正式決定五月一日實施マ滿洲國政府實業會社法公布、設立委員任命マ通ソ事件關係者死刑執行マ滿洲國有林の合理的經營協議の第三回森林事務打合せ會開催マ南京政府密輸防止策として人絹砂礫關稅六割方引下を内定。
 二十四日 △北鮮三港滿鐵委託經營に決定マ滿鮮郵便物交換協定成る五月一日實施マ蘇州に數千名の農民暴動起るマ須磨總領事張群氏を訪問支那鐵道の建設方針聽取。
 二十五日 △滿鐵社債六千萬圓の發行條件認可さるマ治法撤

廢の條約案權府に御諮詢。
 二十六日 △憲察政府憲察法制委員會を組織するに決定委員六名を内定。
 二十七日 △滿洲國實業會社創立マ三笠宮殿下新宮御到着マ滿鐵資金五箇年計畫四億三千萬圓定款變更で發行權限擴張さるマ有田外相ソ聯大使國境劃定に關し會見露國側我主張を承認先づ東部國境劃定に決す。
 二十八日 △滿鐵社債條件正式に發表さるマ滿鐵社債引受シ團に四倍託(三井、三菱、安田住友)加盟に内定マ廣東省經濟建設第二次三箇年計畫に着手マ駐日ソ聯大使堀内次官と會見、滿洲國內白米の反ソ運動取締を要求。
 二十九日 △支那憲法草案立法院通過。
 三十日 △滿蒙貿易協定正式に訓印マ財政部五月一日より稅關分關を全滿十四箇所に設置に決すマ雄基滿津兩港を滿鐵へ無料貸付發令さるマ喜多少將張群氏會見日支調整に關して意見を

交換。
 五月
 一日 △平泉—承德間新鐵道本營業六月十六日より開始マ滿洲國財政部大通稅關下に十四稅關分館を新設マ鐵路總局歐亞旅客運賃換算率改正實施マ鐵路總局哈爾濱油房不振救済に大豆運賃四割引斷行マ滿蒙貿易協定本日より效力發生協定全文發表さるマ滿支貨物連絡實施マ東亞勸業滿拓殖會社に合流に決すマ國民政府立法院會議憲法草案通過五日公布に決定。
 二日 △廣州の人類廢止運動激化し佛國駐屯軍支那人七名を射殺。
 三日 △小野田三井哈爾濱セメント經營に參電決定。
 四日 △滿鐵新社債三千五百萬圓の發行利率四分二厘に決定マ拓務省滿山方面への集團移民追加豫算四十三萬七千圓、一千戸提出。
 五日 △滿洲中央銀行の金利下許可さるマ國民政府中華

民國憲法草案宣布マ宋子文氏我經濟工作阻止の爲北支紡績業經營聯合會組織。
 六日 △大連租界利下決定(定期三厘方)十一月より實施
 八日 △第一師團渡滿マ粵漢鐵道全線開通。
 九日 △滿洲中銀預金貸出利下げを十一月より實施發給マ滿洲國の遺囑答禮使高氏等正式決定。
 十日 △石炭液化の滿鐵原案決すマ滿洲產業株式會社事業開始。
 十一日 △西南派巨額胡漢民氏急逝。
 十三日 △駐日米國大使堀内外務次官訪問、北支の特殊貿易に關して抗議。
 十四日 △關東軍發表五月八日ハルハ河ハンダグヤ河合流點附近滿洲内に外蒙機不法越境マソ聯正規兵滿洲國境東部國境に陣地占領滿洲國兵と對峙中マ憲察交通委員會正式成立。

十五日 △ソ聯兵黑龍江長發屯で滿人を不法拉致マ五家子に於けるソ聯軍撤退開始マ滿洲アルミニウム會社設立要項決すマ陸軍省支那駐屯軍兵力増加を發表マ川越新駐支大使現任式行はるマ外務省、北支の特殊貿易に關する英米の抗議に對し反駁的覺書送達マ股汝研氏廣東政府自治區内に密輸の事實なき旨外人記者團に聲明發表マ孔祥熙氏對米二千五百萬ドル借款説を否定一元銀貨鑄造發行する旨發表マ山西入境の共產軍陝西へ總退去するに決した旨入電。
 十六日 △滿洲工廠、三百萬圓より四百八十萬圓に増資マ南京外交部北支特殊貿易に關して再び我總領事に抗議マ北支の特殊貿易に藉口し上海に排日貨運動再燃マ南京政府我支那駐屯軍増強拒否を駐日許大使へ訓電。
 十七日 △孔南京政府財政部長新通貨政策發表マ南京政府財政部六月限り廢止豫定の海關輸入附加稅五分を尙一箇年延長徵收に決定。

十八日 △朝鮮軍司令部五家子事件の真相發表マ廣東政府二十一日より石炭輸入稅撤廢の旨布告。
 二十日 △滿洲國外交部共產黨員の供述でソ聯の匪賊庇護の背信行為判明抗議を發すマ環春東方國境でソ聯兵滿洲國密輸兵を不法射擊マ滿洲國々債優遇を目的とする貯蓄銀行改正法貴衆兩院通過マソ聯政府我政府に内政干渉同様の不當抗議提出。
 二十二日 △南京政府密輸取締り罰則七箇條を制定輸入貨物運搬販賣規定公布マ張支那外交部長若杉代理大使に北支の特殊貿易、北支増兵に關して抗議。
 二十三日 △滿鐵石炭販賣を肝單位に改正六月一日より實施マ露國の我大使館職員訴訟事件抗議に斷乎反駁に決定マ憲察政府幣制統一計畫を發表、河北省銀行を發券統一機關に指定。
 二十四日 △滿洲國外交部滿

獨通商協定による注意事項發表マ滿洲國駐獨初代通商代表は加藤商政科長に決定マ滿鐵第二回持株開放(實業株二十萬株)に決すマ張支那外交部長今後の對日外交方針に關し外交部宣言の形式で中外に所信を發表。
 二十六日 △滿洲國實業部赤峰に種羊改良場設置マ滿洲國交通部國內通商營業料金を全面的に改正を決定、七月一日より實施マ内地側の瞭解成り滿洲アルミニウム會社設立計畫決定△北平に於て英兵邦人を殺害。
 二十七日 △第四軍管區の依圖營司令部を三江省地區司令部と改稱△鐵路總局總局沿線農家の爲畜牛貸付規定公布。
 二十八日 △滿洲國財政部全滿金融合作社に利率引下げ(甲種六厘乙種三厘)通幣を發す(六月一日實施)△滿洲國財政部租稅犯處罰令公布△滿蒙毛織會社北支進出積極化を計り總資本五百五十萬圓に増資。
 二十九日 △滿洲國財政部滿獨通商實施に當り對獨爲替統制

に關する件公布△關東局、關東州附屬地の對獨爲替統制に關する局令公布△滿鐵財產評價委員會評價額(十五億一千萬圓)詳細報告△支那駐屯軍交代部隊の輸送列車運送の概況

六月

一 日 △滿鐵通商協定實施△天津、東京間直通無線電話開通△滿ソ水路會議具體問題協議を開始△我北支増駐に對する駐日支那大使の抗議に外相正當性を強調

五 日 湖南侵入の西南軍北上、國府軍政部長福建、江西、湖南、貴州の中央軍(三十萬)に總動員下令△國民政府外交部、我大使館に支那駐屯軍増強等三項目につき抗議を提出

ス氏と會見對支經濟援助は時期尙早の旨表明、リ氏英の指導援助で支那の幣制改革は順調の旨表明△第四回滿洲國北鐵公債三千萬圓發行條件決定

商金建實施を申合す△廣東當局抗日運動は國民の總意により阻壓不可能を回答



七月

部變更された旨入電△支那税關監督船の邦船不法事件に關して我駐屯軍憲隊聲明發表

支貿易協約成立南京で極秘裏に細目協定の旨判明△税關監督船の不法事件に關し松村書記官國府外交部へ抗議

一 日 △上海を關は密輸取締で外國商品検査規則を六月二十六日公布の旨外務省に入電

五 日 △廣東空軍一部中央に投降

蔣氏總體的支持を得。

十五日
十六日
十七日
十八日
十九日
二十日
二十一日
二十二日
二十三日
二十四日
二十五日
二十六日
二十七日
二十八日
二十九日
三十日

總領事館再開に支那側反對を表
明△川越大使成都總領事館再開
に關して國府に反省要求△國府
廣西接濟主任に黃紹維氏を任命
李、白兩氏軍事委員△李宗仁、
白崇禧兩氏中央政府の被免命令
拒否に決定した旨入電△盧山國
防準備會議開催
二十五日 △滿洲國に於ける
大東、東滿、バルフ合併王子獨占
的地位確保
二十六日
二十七日 △英兵士邦人殺害
事件に關し英國側に慎重考慮を
要求
二十八日
二十九日 △滿洲發送電事業
の大體充實計畫成る△北支問題解
決の支那側具體案を高司令長代理
川越大使に提示△北平で日支將
校聯合懇談會開催
三十日 △コレニエフ大使有
田外相を訪問滿洲國政府の東北
鐵道業員退職金支拂停止を理由
に日本政府の支拂保證の發動を
要求△英露海軍協定成立の旨英
政府發表
三十一日 △滿洲農業の信用
組合創立委員會開催△滿鐵軍役

八月

會議で梅蘭芳發電所の増産計
畫決定△蔣介石氏盧山會議を切
上げ自ら廣東討伐に當る事に決
定
一日 △鮮滿拓殖會社設立
委員任命發表さる九月一日より
營業開始の旨△滿鐵社債五千萬
圓賣出し即日締切
二日 △滿洲國立務總所奉
天に新設決定の旨入報△黑河省
佛山縣にソ聯ゲベウ八名不法越
境し東滿南方のわが監視哨にソ
國境東滿南方のわが監視哨にソ
聯トーチカ附近より小銃彈頭々
飛來△中央對興軍等廣西軍と戰
端を開く
三日 △滿鐵石炭液化的の試
験的企業案決定、滿鐵より發表
△下枝部藤木閣下で五百の匪
賊と交戦、伊吹伍長戰死△警察
政廳石鐵道建設具體案作成を
完了
四日 △滿鐵傍系株公開の
第二種滿洲實業株十萬株賣出し
五日 △中山事件公判又も
無期延期となる
六日 △王克敏賞分北上の

意なき旨上海で表明△南京政府
廣東南昌長沙を襲ぐ航空路新設
を計畫
七日 △關東で大豆油の關
稅免除を決定△滿鐵の幣元紡買
收、東洋紡の幣元紡買收に次い
で滿鐵の天津華信紡買收成立
八日 △不攪文書取扱法外
地施行△拓務省の第六次滿洲移
民十二年度に一萬戸を送るべく
計畫決定せる旨入報△滿山縣第
一區にゲベウ六名不法越境滿人
三名を拉致△天津の支那海關更
邦商のトラクタに暴行日章旗を
引裂く
九日 △ソ聯の我大使館員
不法逮捕に酒白代理大使ソ聯政
府に抗議△我北平中原公司は何
者かに爆彈を投せられ窓硝子を
破壊さる△外交部長張群南京政
府の北支強硬策を否認
十日 △滿洲國貿易緊急統
制法に輸入許可制に關する件
國務會議で決定
十一日 △北滿經濟開發に關
する關東軍滿鐵合同懇談會開催
△四西編八月三十一日工事完了
九月一日より本營業開始の旨鐵
路總局發表△在滿邦軍の金融機

關として滿洲農業信用組合創立
總會△ソ聯の黒龍江ヨヤルコ
水道閉鎖に滿洲國外交部北滿特
派員に抗議方訓令△蔣介石廣州
に飛込む
十二日 △四平街西安間鐵道
平梅線と改稱する旨滿鐵發表△
蔣介石、李白に對し即時來廣方
要請
十三日 △大通株式商品取引
所の人絹上場正式認可さる△川
越大使上海發北支觀察の途につ
く
十四日 △國民代表大會に廣
察政權管下から代表を送らざる
ことに決定した旨入報
十五日 △滿洲國貿易緊急統
制法公布即日施行△木蘭附近で
臨時海軍防備隊江防艦隊將兵二
十三名殉職
十六日 △ソ聯の我出先官憲
壓迫漸く甚しく生活を脅かし
てゐる旨入報△廣西派の林航空
司令廣東へ逃げ込む
十七日 △金井章次氏間島省
長に任命され邦人最初の省長と
なる△大通株式商品取引所の人
絹初立會△拓務省北支棉花協會
設立方針を決定した旨入報
十八日 △滿洲國立金儲積練

廠設立準備完了、勅令をもつて
帝國鐵道所官制を制定公布即日
施行△川越大使北平に到着
十九日 △海外拓殖委員會對
滿大量移民決定を政府に通告△
東滿南方で國境監視哨にソ聯側
より發砲△川越大使宋哲元と會
見、北支の經濟開發及日支經濟
提携につき宋の積極的實行を應
答
二十日 △中日合辦の天津電
業公司創立總會△長沙の邦人旅
館に何者か爆彈を投じ邦人一名
負傷
二十一日 △拓務省大量滿洲
移民に滿洲移民局新設案を決定
した旨入報△東寧におけるソ聯
の不法射撃に關し外相ソ聯政府
に抗議方訓令△大使に訓令△
北支武官會議開催△豐臺の支那
兵一邦人に暴行重傷を負はす
二十二日 △南朝鮮總督東京
發赴任の途につく△川越大使を
迎へ北支總領事會議開催
二十三日 △李宗仁司會の下
に南寧で全國抗日各派代表歡迎
大會開催
二十四日 △關東軍發表△三
河におけるソ聯密偵の陰謀事件
關係者九名に死刑、十七名投獄

△ソ聯反幹部テロ陰謀被告に死
刑の宣告△滿鐵社債七千萬圓の
條件經常を決定△川越大使離北
南ト成都にて旅行中の四邦人
支那暴民に襲はれ二名死亡二名
重傷を負ふ△成都の暴民支那人
商店を襲撃
二十五日 △滿鮮拓殖會社設
立準備委員會新設△安東
造紙公司創立總會△ソ聯反幹部
テロ事件被告十六名統殺△川越
大使濟南で韓復榘と會見△英大
藏省財務官ロヂヤリス氏廣東幣
制改革の顧問格として香港濱
廣西派全國に討賊通電、中央軍
南寧空襲
二十六日 △東寧東方ソ聯ゲ
ベウ屯所よりソ聯兵二十騎越境
我監視哨に射撃△滿洲國ソ聯出
先當局に抗議△南朝鮮朝鮮に濟
任△二十一日の豐臺事件に關し
冀察當局に抗議を提出△廣西派
各機關武備に移轉
二十七日 △滿洲油化工業創
立總會△軍光駐ソ大使任命發令
△ソ聯駐日大使館參事官我外務
當局に十四日及二十三日哈爾濱
近で日本軍飛行機二架越境せる
旨抗議我方これを一蹴
二十八日 △實業部三江濱江

龍江三省に明年度百萬圓で大同
羊場を設置する旨入報△滿洲國
外蒙間の滿洲里會議九月二十六
日より再開に決定せる旨發表△
東寧南方にソ聯機關銃彈飛來類
頭滿人一名負傷、同日同地方に
ソ聯飛機不法越境△冀察政府九
月一日より阿片專賣實施に決せ
る旨入報△軍部外務三相會議で
成都事件に對する外務の強硬方
針を軍部支持に決定△成都事件
調査のため松村書記官上海發現
地へ
二十九日 △南朝鮮に風水害甚
大死者倒壊流失家屋多數△川越
大使上海に歸る△廣西各界救國
大會成都總領事館再開反對を決
議△蔣光鼐等十九路軍の名で抗
日打倒南京政府の通電を發す
三十日 △滄石鐵道十月から
敷設工に内定せる旨入報△廣
西軍奇襲戰法で戰局優勢の旨入
報
三十一日 △滿洲國貿易緊急
統制法を九月一日より日本人に
も適用する旨外交部より布告△
成都事件に鑑み國民黨部の解消
を要求することに陸外當局意見
一致△在漢口陸海軍武官現地調
査のため成都へ急行



土地

滿洲の位置

東界 三江省撫遠縣ソ聯邦シベリヤ 東經 一三五・二〇
西界 興安北省新巴爾虎右翼旗外蒙古 東經 一一五・二〇
南界 關東州旅順管内方家屯會 北緯 三八・四〇
北界 黑龍省漠河縣 北緯 五三・五〇
この位置を同緯度に沿つて東に平行移動してみると、樺太島の北方から山形、岩手の間に位置し、西は南歐イタリーの南からフランス、ドイツ、ハンガリー、オランダの方面に至つてゐる。

地質

(1) 海成層の最も新しいものは上部が石炭紀時代のもの
(2) それ以後のものは海成層を缺きこれに代るべきものに石灰及び植物化石等を出土する陸成層(主として湖その他淡水の沈

積層から成つてゐる)

地層岩石

- (1) 太古代層—片岩、片岩、結晶質石灰岩、粘板岩、砂岩。
(2) 前寒武利亞紀層—片岩、苦土質石灰岩、粘板岩、砂岩。
(3) 寒武利亞紀層—苦土質石灰岩、頁岩、頁岩、粘板岩、砂岩。
(4) 奥陶紀層—苦土質石灰岩、頁岩。
(5) 古生代層—苦土質石灰岩、頁岩、頁岩、砂岩。
(6) 二疊石炭紀層—砂岩、頁岩、含化石、石灰岩、炭層。
(7) 侏羅紀層—砂岩、頁岩、礫岩、凝灰岩、炭層。
(8) 第三紀層—凝灰岩、頁岩、砂岩、油母頁岩。
(9) 第四紀層—黄土、粘土、砂礫。
(10) 古期酸性岩類—花崗岩、閃長岩、斑岩。
(11) 古期礫基性岩類—玢岩、閃綠岩、輝綠岩。

(12) 新期噴出岩類—玄武岩、安山岩、石英粗面岩。

主なる山脈

長白山系 △長白山脈—白頭山(二、七四四米)敦化里山、伊爾哈雅雅山脈、黑山、英額嶺。
小長白山脈—牡丹嶺、張廣才嶺、老嶺。
安達山脈—猴兒、石山、背臺上、龍爪溝嶺、完達山、雙牙山、佛力山。
老松嶺山脈—哈爾巴嶺、長嶺子山、老爺嶺、高嶺、大高嶺。
長白山西支脈(吉林哈達連山)—薩哈亮山脈—庫勒嶺、馬河嶺。
南部分水嶺山脈—門山嶺、大嶺山脈、雙河西嶺、摩天嶺、千山山脈。
興安嶺山系 △大興安嶺山脈—西支脈—英吉里山、寧常山、鳩鷄場山、托羅山、門都黑山。
伊勒呼里山脈—呼瑪爾高峯、額爾古勒山、烏雲和爾各吉山、齊爾山、肅慎山脈。
小興安嶺山脈—瑪拉山、佛恩寬山脈、珠山山脈、瑪拉山、布倫山脈、薩哈連山、白蘭山、樓效山、老龍山脈、克爾克爾山、黑山山脈、連里山脈。
陰山山系 △喀喇—明安山。

主なる河川

黒龍江 △全長一、一〇〇餘邦里△源流—嫩嫩河、因才達河、什爾喀河及克魯通河、額爾古納河△支流—セヤ河、ブレヤ河、松花江、ウスリー江、アルゲン河。
松花江 △源流—伊勒呼里山、嫩江、長白山脈、松花江本流、△支流—拉發河、鴨綠河、輝發河、伊通河、拉林河、呼蘭河、阿什河、匪克圖河、輝發河、牡丹河、窩骨河。
嫩江 △水源—興安嶺伊勒呼里—阿林△支流—雅爾河、結爾河。
洮兒河 △水源—興安嶺東麓、△支流—歸流河、交流河。
烏蘇里江 △全長—三二八餘邦里△水源—滿洲沿海州錫麻山脈、勻畢河、サンダク—ウラ—河△支流—松阿察河、穆稜河、攪力河。
大樞芬河 △水源—穆克特亭山北麓圖們山△支流—湖佈圖河、佛爺溝河。
圖們江 △全長—五〇〇邦里△水源—長白山南麓△支流—哩呀河、琿春河、密古河。
鴨綠江 △全長—一四〇邦里△水源—白頭山西麓、盧川江、長津江、渾河、鴨河△支流—渾江、大浦河。
遼河 △全長—三、八〇〇支里△瀧流面積—三、五〇〇〇支里△水源—西喇木

土地・人口・氣象——土地

滿洲國主要水系流域

Table with columns for river names (e.g., 松花江, 嫩江, 洮兒河), area (流域面積), and other details. Includes a note about the area being relative to the square area of the basin.

主なる湖沼

興凱湖(別名新開湖)△所在地—濱江省沿海州境界地△周圍—六三邦里一三町。
達巴庫湖(別名小興凱湖、小湖)△所在地—興凱湖北部△周圍—三〇邦里。
必爾騰湖(鏡泊湖)△所在地—濱江省齊安

滿洲國各省別面積

Table showing the area of various provinces in Manchuria, including 新京特別市, 熱河省, 遼寧省, 奉天省, 安東省, 三江省, 龍江省, 吉林省, 黑龍省. Columns include area in square kilometers and a ratio.

土地·人口·氣象——人口

Table of population statistics for various provinces and regions, including columns for province names and population counts.

民政部轄下各省別戶口

(唐德二年十二月末現在)

Table showing household statistics for provinces under the Ministry of the Interior, including columns for province names, male population, female population, and total population.

民政部轄下各省別出生死亡數

(唐德二年年中)

Table showing birth and death statistics for provinces under the Ministry of the Interior, including columns for province names, male births, female births, male deaths, and female deaths.

民政部轄下各省國籍別人口

(唐德二年十二月末現在)

Large table showing population statistics by nationality (domestic and foreign) for various provinces, including columns for province names, domestic population, foreign population, and total population.

土地·人口·氣象——人口

土地・人口・氣象——人口

Table of population statistics for various provinces and cities, including columns for total population, male, and female. Includes sub-headers for '吉林省' (Jilin) and '龍江省' (Longjiang).

吉林省

Table of population statistics for Jilin province, listing various counties and their respective population figures.

龍江省

Table of population statistics for Longjiang province, listing various counties and their respective population figures.

土地・人口・氣象——人口

Table of population statistics for various provinces and cities, including columns for total population, male, and female. Includes sub-headers for '三省' (Three Provinces) and '安徽省' (Anhui).

三省

Table of population statistics for the Three Provinces, listing various counties and their respective population figures.

安徽省

Table of population statistics for Anhui province, listing various counties and their respective population figures.

土地・人口・氣象——人口

Table showing population statistics for various provinces and regions, including Heilongjiang, Jilin, and others. Columns include province names and population figures.

Table titled '興安各省國籍別戶口' (Population by Nationality in Xing'an Provinces). It lists nationalities such as Han, Manchu, Japanese, and others, along with their respective population counts.

Table titled '興安三縣' (Xing'an Three Counties). It provides detailed population data for specific counties, including names and population figures.

興安各省旗縣別戶口

（根據二十二年十二月末現在）

Table showing population statistics for various provinces and regions, including Heilongjiang, Jilin, and others. Columns include province names and population figures.

Table titled '興安各省旗縣別戶口' (Population by Nationality in Xing'an Provinces). It lists nationalities such as Han, Manchu, Japanese, and others, along with their respective population counts.

Table titled '二十四都邑戶口概數' (General Statistics of 24 Major Cities). It lists major cities and their population figures.

土地・人口・氣象——人口

關東州滿鐵附屬地戸口 (昭和十年十月一日調査の結果による)

地方	昭和十年		昭和五年		大正十四年	
	人口	一世帯平均人口	人口	一世帯平均人口	人口	一世帯平均人口
總數	1,234,567	2.1	1,123,456	2.0	1,012,345	1.9
東京	345,678	2.2	334,567	2.1	323,456	2.0
大連	234,567	2.0	223,456	1.9	212,345	1.8
奉天	123,456	1.9	112,345	1.8	101,234	1.7
長春	112,345	1.8	101,234	1.7	90,123	1.6
吉林	101,234	1.7	90,123	1.6	89,012	1.5
遼陽	90,123	1.6	89,012	1.5	78,901	1.4
安東	89,012	1.5	78,901	1.4	67,890	1.3
四平街	78,901	1.4	67,890	1.3	56,789	1.2
通遼	67,890	1.3	56,789	1.2	45,678	1.1
鐵嶺	56,789	1.2	45,678	1.1	34,567	1.0
開通	45,678	1.1	34,567	1.0	23,456	0.9
安東	34,567	1.0	23,456	0.9	12,345	0.8
撫順	23,456	0.9	12,345	0.8	1,234	0.7
本溪	12,345	0.8	1,234	0.7	123	0.6
遼陽	1,234	0.7	123	0.6	12	0.5
安東	123	0.6	12	0.5	1	0.4
四平街	12	0.5	1	0.4	0	0.3
通遼	1	0.4	0	0.3	0	0.2
鐵嶺	0	0.3	0	0.2	0	0.1
開通	0	0.2	0	0.1	0	0.0
安東	0	0.1	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四平街	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通遼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鐵嶺	0	0.0	0	0.0	0	0.0
開通	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安東	0	0.0	0	0.0	0	0.0
撫順	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本溪	0	0.0	0	0.0	0	0.0
遼陽	0	0.0	0	0.0	0	0.0

に及んだ、暴風日数は四平街、林西、大連に特に多く百日以上を算へたが一般には五〇日以内の所が多く鳳凰城の五日、新京の一〇日は少ない方であつた。降雪日数は敦化の四六日より營口、洮南の二六日の間にあり概して二〇日内外の所が多く、電雷日数は新京の二七日より旅順の六日の間にあり中央部に多かつた。霧は鳳凰城の二八日より林西の一日の間にあり旅順、大連は二〇日前後で沿海地方に多く地震は全滿中身體に感じたものは一回もなかつた、結霜の初日は敦化、林西の九月二十日を最早とし新京では十月一日、奉天では十月四日に起つたが大連では十一月十二日に至り始めて此の期に入り土地に依る早晚の差は五三日に及んで居る、又其の終日は大連の三月十八日を最早とし奉天では五月五日新京では五月九日に起り四平街、開原、承德、齊齊哈爾の五月十三日を最晩として結霜期を脱した。降雪の初日は海倫の十月三日を最早とし一般には十月下旬に入り観測した所多く大連は最も晩れて十一月一日に至り此の期節に入り終日は大連の二月二日を最早として概ね四月下旬に至り感々降雪期を脱した。

關東觀測所名稱及び位置 (昭和十一年一月一日現在)

Table listing observation stations in the Kanto region, including names, locations, and dates of establishment.

滿洲國の觀象事業

滿洲國中央觀象臺は大正二年十一月一日敕令第八十五號を以て其の官制公布せられ設立された。組織の大要は新京に中央觀象臺を置き全國觀象事業を統轄すべき中樞機關となし地方樞要の地に其の規模の程度に應じ地方觀象臺又は地方觀象所を設け其の地方に關する業務を分掌せしむるものである。此の官制に基き滿洲國に於ける觀象機關の設置計畫は既に樹立せられたが其の計畫せる地方施設としては地方觀象臺約十箇所、地方觀象所約五十箇所に及んで居る。而して康徳三年九月に於ける施設の大要は左表の通りである。

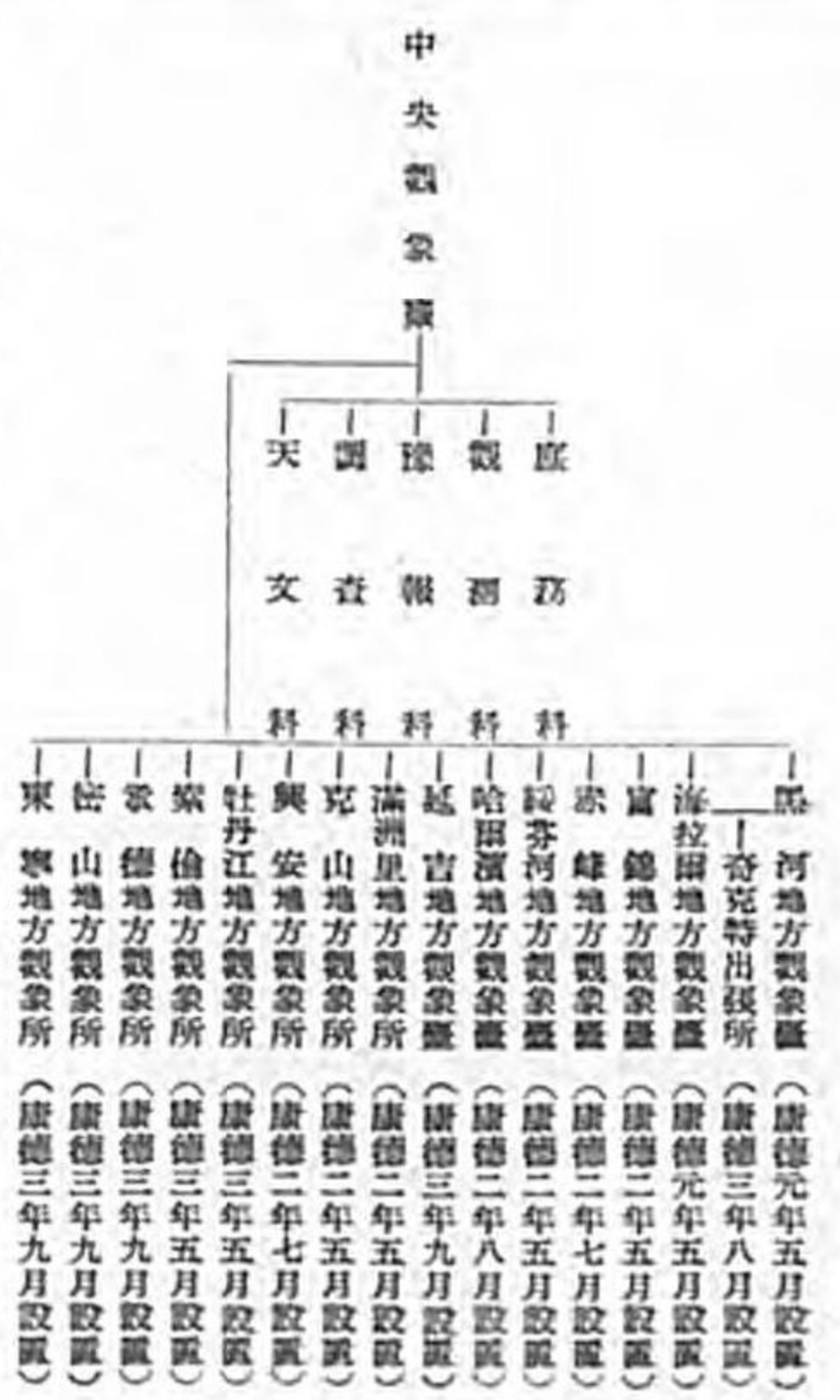


Table showing average monthly temperatures for various locations in Manchuria from January to December.

土地・人口・氣象—氣象

地名	晴 天 日 數 (平年)											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
公 主 嶺	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
新 山 京	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
新 山 京	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
公 主 嶺	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
郵 家 屯	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
鳳 凰 城	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
奉 天 口	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
營 口 城	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
大 連 港	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
旅 順 港	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
滿 洲 里	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
海 拉 爾	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
博 克 圖	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
齊 齊 哈 爾	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
昂 貴 屯	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
安 東 縣	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
三 道 河	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
洮 南 縣	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
海 拉 爾	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

地名	曇 天 日 數 (平年)											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
公 主 嶺	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
新 山 京	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
新 山 京	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
公 主 嶺	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
郵 家 屯	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
鳳 凰 城	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
奉 天 口	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
營 口 城	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
大 連 港	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
旅 順 港	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
滿 洲 里	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
海 拉 爾	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
博 克 圖	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
齊 齊 哈 爾	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
昂 貴 屯	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
安 東 縣	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
三 道 河	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
洮 南 縣	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
海 拉 爾	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

地名	雪 霜 の 季 節 (平年)											
	初 雪	終 雪	初 霜	終 霜	初 雪	終 雪	初 霜	終 霜	初 雪	終 雪	初 霜	終 霜
公 主 嶺	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
新 山 京	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
新 山 京	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
公 主 嶺	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
郵 家 屯	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
鳳 凰 城	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
奉 天 口	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
營 口 城	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
大 連 港	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
旅 順 港	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
滿 洲 里	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
海 拉 爾	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
博 克 圖	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
齊 齊 哈 爾	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
昂 貴 屯	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
安 東 縣	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
三 道 河	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
洮 南 縣	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
海 拉 爾	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

地名	平 均 濕 度 (平年)											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
公 主 嶺	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
新 山 京	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
新 山 京	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
公 主 嶺	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
郵 家 屯	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
鳳 凰 城	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
奉 天 口	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
營 口 城	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
大 連 港	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
旅 順 港	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
滿 洲 里	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
海 拉 爾	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
博 克 圖	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
齊 齊 哈 爾	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
昂 貴 屯	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
安 東 縣	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
三 道 河	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
洮 南 縣	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
海 拉 爾	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

滿洲主要都市—金州—青島—五月

土地・人口・氣象—氣象

滿洲主要都市

旅順

△位置 遼東半島の最南端、南に渤海灣三万山。港は東西に別れ、老虎尾半島と黄金山との迫る港口は僅かに三三〇米。

△人口 (昭和十一年七月末調査)
 戸数 六、四三三戸
 人口 三一、〇五九人
 男 一六、三九九人
 女 一四、六六〇人

△官公衙、銀行、會社、學校、關東州廳、旅順民政署、旅順警察司令部、旅順警察部、朝鮮銀行、正隆銀行各支店、旅順金融組合、滿鐵石炭販賣所、大連都市交通旅順營業所、滿洲製糖系旅順支廠、大日本製糖系島嶼工場、東拓樹膠工場、旅順製氷、旅順工科大学、中學一、旅順師範、同女子師範各一、高等女學校二、小學校二、公學堂、旅順高等公學校。

△交通機關 鐵道は旅順大連間に滿鐵旅順支線あり、大連より五九軒。旅大道路にバス、四四軒半。海路は沿岸或は對岸山東半島の諸港に往來する少數の汽船とジャンク。市内は馬車、人力車、自動車。

△主要施設 上水道三、下水道運動場、海水浴場、青年學校、公園二、燈臺、火葬場、塵芥焼却場、漁業市場、保育園、官公私立病院六。

△主要産業 苹果、梨、桃、生薑、絹布、鹽約二億二千萬斤。

△神社佛閣 白玉山納骨祠、出雲大社支社、西本願寺、東本願寺、影現寺、龍心寺、明照寺、日清寺。

大連

△位置 遼東半島の南端北緯三八度五六、東經一二一度三六緯度に於て山形縣鶴岡市と同じく、經度に於ては臺灣の臺北市と同じ位置東西二、六四里、南北一、二二里、面積約三平方里。

△人口 (昭和十一年七月末調査)
 戸数 六八、一九四戸
 人口 三七〇、六四六人
 男 一七四、五二三人
 女 一九六、〇五七人

△主要官公衙、銀行、會社、大連民政署、大連市役所、瑞典、和蘭、獨逸、英、米、芬蘭、ソ聯各領事館、滿鐵本社、南滿瓦斯、三井物産、三菱商事、大阪商船、日本郵船、正金銀行、朝鮮銀行、東拓花旗銀行、中國銀行、交通銀行、金成銀行、東萊銀行、香港上海銀行、三越支店、正隆銀行、國際運輸、大連汽船、滿洲銀行、大連機械、大連火災海上、大連製氷、日清製粉、大連取引所、大連取引所信託、大連鐵鈔信託、大連株式商品取引所、福昌華工、幾久屋、東亞煙草、昌

光硝子、大會商事、大會土木、古河電氣各出張所、東亞土木企業、日本棉花、東洋棉花各支店、滿洲製糖、鴻業公司、三泰油房、金福鐵路公司、相生合名、第一無盡、東萊無盡、大連商品信託、五品代行等。

△主要施設 上下水道、海水浴場五、中學校三、女學校七、商業學校三、工業學校一、協和實業學校、小學校一七、公學堂五、青年學校四、保育園三、公設市場五、市営住宅、公益質屋、職業紹介所、公園六、屠殺場、火葬場二、墓地二、塵芥焼却場、燈臺。

△主要産業 豆粕、豆油、煉瓦、石灰、石鹼、製氷、洋灰、骨粉硝子等。

△交通、通信 鐵道、滿鐵本線の起點。海路門司へ六五〇哩、上海へ五三〇哩、青島へ二三九哩、天津に二四七哩。旅大間にはバス。又市内にはバス、電車自動車、馬車、人力車。

△日刊新聞 滿洲日日新聞、滿洲報、泰東日報、關東報、マン

金州

チユリア・デイリ・ニユース。

△位置 關東州内、滿鐵本線、大連に二〇哩一、奉天に二二六哩三、金福鐵道の起點。

△人口 (昭和十一年七月末調査)
 戸数 三、五五五戸
 人口 一九、三九八人
 男 一〇、四八八人
 女 八、九一〇人

△主要機關 民政署、市民會、金融組合、尋常高等小學校、南金書院、普通學堂、城南公學堂、農業學堂、書房、獎勵會、夜學書房、少年赤十字團、大連病院分院、水道、屠獸場、關東農事試驗場、苗圃、關東種馬所、郵便局、電報電話局、無線電信送信所、大連税關金州監視所、農會、赤十字支部、果樹組合支部、滿洲銀行支店。

△交通 滿鐵本線、金福線、大連、普蘭店、大孤山、董家溝、曲家屯、愛川村間に定期バス運行。

△産業 苹果、葡萄、梨、杏等の果實。蕎麥、柞蠶、畜産。

普蘭店

鐵産、砒石、粘土。

△位置 關東州最北の都會、大連へ四七哩九、奉天へ一八九哩五。

△人口 (昭和十一年七月末調査)
 戸数 一、九三二戸
 人口 一〇、〇五二人
 男 五、三〇人
 女 五、〇〇人

△主要機關 民政署、警察署、郵便局、電々局、小學校、幼稚園、公學堂、植物檢査所、税關分卡、滿洲銀行支店、金融組合、大日本製糖會社出張所、川崎製業會社出張所、普蘭店會、商務會、居住民會、朝鮮人會、畜産組合、果樹協會。

△交通 鐵道は滿鐵本線、自動車は錦子高線、杏樹屯線、姜家堡子線、亮甲店線、煤窩線、金普線等、發動機船航路は交流島線。

△産業 落花生、包米、棉花、苹果、葡萄、製鹽、耐火煉瓦、瓷、改良馬。

瓦房店

滿洲主要都市——金州、普蘭店、瓦房店、熊岳城

熊岳城

△位置 滿鐵本線、大連に一〇哩七、奉天に一三五哩。

△温泉 滿洲唯一の温泉場で獨特の沙湯とホテルの内湯とあり、泉質は無色透明、微かに硫化水素の臭氣と弱アルカリ性の反應を有し、溫度平均攝氏五〇度、效能エウマチス、慢性濕疹、神經衰弱、婦人病、腺病、痔病等によく、沙湯は特に胃腸病、痔疾によく。

△人口 (昭和十一年七月末調査)
 戸数 一、七六八戸
 人口 九、四三八人
 男 五、四三六人
 女 四、〇五二人

△交通 鐵道は滿鐵本線、春秋二季に大連及營口、奉天方面より遊覽用特別列車を運轉、温泉間は大型バス二臺が常備されてゐる。

△主要機關 郵便局、滿鐵地方事務所派出所、保健區、農業實習所、實業補習學校、小學校、幼稚園、滿鐵農事試驗場分場、熊岳城殖産會社、公園、熊岳城神社、電々會社、熊岳城警察駐在所、青年學校、瓦房店税關熊岳城分駐所、電燈會社、温泉集落、州外果樹組合聯合會事務所。

滿洲主要都市——鐵嶺

中央銀行分行、匯豐銀行、商業銀行、林業銀行、世合公銀行、中國銀行支行、交通銀行支行(日本側)...

△主要會社 滿鐵地方事務所、同鐵道事務所、滿洲航空會社、滿洲自動車運輸會社、同和自動車會社...

土產協會、奉天輸入組合、各府縣駐在員協會、日滿貿易館、國際運輸會社支行、大會組出張所...

△教育機關 (滿洲國側) 國立圖書館、奉天省立第一、第二工科高中職業學校、同第一商科高等中學校...

大亞公報、民報、醒時報、奉天日報、奉天公報、東亞日報、瀋陽日報...

△交通 (鐵道) (1) 滿鐵本線 大連より奉天を通過し新京へ(2) 安奉線...

鐵嶺

△位置 北緯四二度二五分、東經一二三度五五分、滿鐵本線奉天に七二軒あり。

△氣候 寒暑の差甚しく、夏季三八度、冬季三〇度を降ること少なくない。

△人口 口(鐵嶺三年七月末) 八、九八三戸 附屬地(昭和十一年七月末) 五、二七六九人

△主要官公衙 (日本側) 警察署、滿鐵地方事務所、鐵嶺驛、保線區、機關分區、滿鐵醫院、圖書館、衛生病院、商工會議所、郵便局、居留民會、鮮人民會、鮮銀支店、日華銀行、輸入組合、金融組合、電業會社出張所、電報電話局、大矢組、小學校、日語學堂、普通學校、女子青年學校、青年學校、幼稚園(滿洲國側)...

開原

地方法院、監獄、縣商會、縣農會、市民委員會、稅捐局、郵局、中央銀行支行、縣男子師中學校、縣立女子師中學校、小學校一二、專賣署、金融合作社、縣立圖書館、協和會社...

△主要産業 生牛生肉の輸出、織物業が主。 △社 寺 鐵嶺神社、稻荷神社、東、西南本願寺、真言、日蓮、曹洞各宗布教所、天理教、金光教、基督教會(以上日本側)龍首山慈濟寺、圓通寺(以上滿洲國側)。

△日刊新聞 鐵嶺時報(日文)鐵嶺公報(滿文)。

△位置 大連へ三一哩六、奉天に六五哩二、新京に一二四哩二の地處北海道札幌と略々同緯度。

△主要機關 (日本側) 郵便局、領事館分館、警察署、滿鐵地方事務所、原種圃、苗圃、家政女學校、實業補習學校、小學校、幼稚園、圖書館、實業會、取引所、開原銀行、正金、朝鮮、正隆、滿洲各銀行支行、開原取引所信託、特產物商組合、開原交易信託、開原商品證券信託、滿洲電氣各會社、日清製油、國際運輸各出張所、滿鐵醫院等。

△位置 滿鐵沿線の主要都市、滿鐵本線と平齊線、平梅線との分岐點、大連へ五八五軒九、新京へ一一五軒五、海拔百六十七米。

△人口 口(鐵嶺三年七月末) 五、四九七戸 附屬地(昭和十一年七月末) 三、三九七戸

△主要機關 (日本側) 警察署、郵便局、電信電話局、觀測所、地方事務所、滿鐵醫院、機關區、保線區、建設事務所、保安分區、列車分區、檢車分區、營業所、消費組合、朝鮮正隆兩銀行支行、大同電氣株式會社、金融組合、輸入組合、實業協會、在籍軍人分會、防空協會、防護團、國防婦人會、聖德會、小學校、普通學校、公學校、青年學校、幼稚園、朝鮮人民會、四平街神社、東本願寺、西本願寺、曹洞宗平安寺、真言宗康德寺、淨土宗、日蓮宗安國寺、四平街天理教會、四平街日本基督教會、同上四平街組合、四平街ホリネス教會、四平金光教會、新京稅務署四平出張所(滿洲國側)鐵嶺西一附屬地事務所、滿洲國郵便局、平齊鐵路局四平街監理所、扶輪小學校、齊々哈爾鐵路局四平街監理所、第八師監

滿洲主要都市 本溪湖、安東

區、馬家溝、北鎮俱樂部及び傳家向へ。
○主要産業 大豆、豆油、豆粕、小麥粉、酒精、ウオツカ、麥酒、甜菜糖、煙草、帆布、皮革類、木材、ベニヤ板、毛織物、石鹼、蠟燭、毛皮類、菓子、寶石。

本溪湖

○位置 奉天の南東七七七、安東の北北西一九九、本溪湖河(火通塞河)の溪谷に開かれた狭長な街。
○氣候 極寒は零下二五度以下、地下凍結五、六尺、夏は二八、三三度、五三約一箇月。雨量少く、年九七二mm。

○交通・通信 安奉鐵道の中間驛。本溪湖の對岸に太子河驛、この驛を起點として、牛心寨に至る本線一四軒、牛心寨より王宮驛、紅燈驛、南溝の各驛驛に至る三支線を有する。漢城鐵道がある。水路は貢嶺ながら民船が太子河上下流に通ふ。新市街に日本郵便局。本溪湖電報電話局。
○主要施設 上下水道、本溪湖煤鐵公司配給所、圖書館、公會堂、幼稚園、小學校、魚菜購買組合、野菜市場。
○銀行會社 滿洲銀行支店、共信無盡、本溪湖煤鐵公司、本溪湖石炭、滿洲石炭商會、奉天石灰セメント支店、本溪湖坑木、本溪湖倉庫、奉天取引所信託支店、復興公司、漢城鐵道公司。
○産業 鐵と石炭がその全産業。

○人口 (昭和十一年七月末) 戸數 三五、九八四戸 人口 一六、五三二人 附屬地 (昭和十一年七月末) 戸數 一六、一五五戸 人口 七、一六三人 同 女 一、四九四人

○位置 滿洲國とわが朝鮮との國境を流れる鴨綠江の下流の右岸、江を遡ること約二十七哩(第一ウイ起點)、江を隔てて、朝鮮の新義州と相對す。面積は滿洲街が約二百七十萬坪、附屬地が約三百萬坪。
○氣候 冬は零下二五、六度、平均零下〇度位、夏は華氏九〇度以上に昇るが朝夕涼し。雨量は七月下旬より八月中旬頃までの雨期以外少し。

滿洲主要都市 鐵嶺

○交通・通信 安奉鐵道の中間驛。本溪湖の對岸に太子河驛、この驛を起點として、牛心寨に至る本線一四軒、牛心寨より王宮驛、紅燈驛、南溝の各驛驛に至る三支線を有する。漢城鐵道がある。水路は貢嶺ながら民船が太子河上下流に通ふ。新市街に日本郵便局。本溪湖電報電話局。
○主要施設 上下水道、本溪湖煤鐵公司配給所、圖書館、公會堂、幼稚園、小學校、魚菜購買組合、野菜市場。
○銀行會社 滿洲銀行支店、共信無盡、本溪湖煤鐵公司、本溪湖石炭、滿洲石炭商會、奉天石灰セメント支店、本溪湖坑木、本溪湖倉庫、奉天取引所信託支店、復興公司、漢城鐵道公司。
○産業 鐵と石炭がその全産業。

○位置 滿洲國とわが朝鮮との國境を流れる鴨綠江の下流の右岸、江を遡ること約二十七哩(第一ウイ起點)、江を隔てて、朝鮮の新義州と相對す。面積は滿洲街が約二百七十萬坪、附屬地が約三百萬坪。
○氣候 冬は零下二五、六度、平均零下〇度位、夏は華氏九〇度以上に昇るが朝夕涼し。雨量は七月下旬より八月中旬頃までの雨期以外少し。

○位置 奉天より四四七軒、六、關門(四〇軒)、新市街、一二七軒の地點、松花江岸。新市街に在る京吉國道は最新の施設、鐵路局の京吉バス運轉、航空路中繼地として飛行場を有す。

本溪湖

○位置 奉天の南東七七七、安東の北北西一九九、本溪湖河(火通塞河)の溪谷に開かれた狭長な街。
○氣候 極寒は零下二五度以下、地下凍結五、六尺、夏は二八、三三度、五三約一箇月。雨量少く、年九七二mm。

○交通・通信 安奉鐵道の中間驛。本溪湖の對岸に太子河驛、この驛を起點として、牛心寨に至る本線一四軒、牛心寨より王宮驛、紅燈驛、南溝の各驛驛に至る三支線を有する。漢城鐵道がある。水路は貢嶺ながら民船が太子河上下流に通ふ。新市街に日本郵便局。本溪湖電報電話局。
○主要施設 上下水道、本溪湖煤鐵公司配給所、圖書館、公會堂、幼稚園、小學校、魚菜購買組合、野菜市場。
○銀行會社 滿洲銀行支店、共信無盡、本溪湖煤鐵公司、本溪湖石炭、滿洲石炭商會、奉天石灰セメント支店、本溪湖坑木、本溪湖倉庫、奉天取引所信託支店、復興公司、漢城鐵道公司。
○産業 鐵と石炭がその全産業。

○位置 滿洲國とわが朝鮮との國境を流れる鴨綠江の下流の右岸、江を遡ること約二十七哩(第一ウイ起點)、江を隔てて、朝鮮の新義州と相對す。面積は滿洲街が約二百七十萬坪、附屬地が約三百萬坪。
○氣候 冬は零下二五、六度、平均零下〇度位、夏は華氏九〇度以上に昇るが朝夕涼し。雨量は七月下旬より八月中旬頃までの雨期以外少し。

○位置 奉天より四四七軒、六、關門(四〇軒)、新市街、一二七軒の地點、松花江岸。新市街に在る京吉國道は最新の施設、鐵路局の京吉バス運轉、航空路中繼地として飛行場を有す。

滿洲主要都市 營口、山城鎮、吉林

江製材合同株式會社、富士瓦斯紡績安東工場、電業公司安東支店、南滿瓦斯、滿洲製材、木材、土建協會安東支部、安東産業自動賣公司、鴻業公司安東駐在所、安東六合成記公記造紙廠、大通汽船出張所、大安汽船公司、朝鮮肥料、鴨綠江探木公司、安東製業、國際運輸安東支店、無限製材株式會社、安東稅務署、日本赤十字社安東委員支部、鐵路總局安東自動車事務所。

營口

○位置 東經一二二度一四分、北緯四〇度四分、遼河の南岸に臨む狭長な市街。
○氣候 大陸的氣候冬は北風強く零下二五度、夏は七月最も暑く三五度。

○主要施設 營口縣公署、日、諸國各領事館、營口水交、電業、正金銀行、朝鮮銀行支店、東亞煙草營口工場、三井物產出張所、正隆銀行、國幣、大通汽船各營口支店、振興銀行、滿洲中央銀行支店、中國銀行、交通銀行各支店等。
○日刊新聞 (日本側) 滿洲新報 (滿洲國側) 營口日報、營商日報
○主要施設 水道、病院、屠畜場、圖書館、公園、火葬場、幼稚園、小學校十二、家政女學校中等學校三、縣立師範學校、省立水産學校等。
○社 營口神社、稻荷神社、本願寺、禪院寺、正念寺、妙光寺、高野山、天理教々會、金光教々會、柳巖寺、天后宮、老爺廟、火神廟、清真寺、メソジスト教會。

○位置 奉天より四四七軒、六、關門(四〇軒)、新市街、一二七軒の地點、松花江岸。新市街に在る京吉國道は最新の施設、鐵路局の京吉バス運轉、航空路中繼地として飛行場を有す。

○位置 奉天より四四七軒、六、關門(四〇軒)、新市街、一二七軒の地點、松花江岸。新市街に在る京吉國道は最新の施設、鐵路局の京吉バス運轉、航空路中繼地として飛行場を有す。

滿洲主要都市 營口、山城鎮、吉林

江製材合同株式會社、富士瓦斯紡績安東工場、電業公司安東支店、南滿瓦斯、滿洲製材、木材、土建協會安東支部、安東産業自動賣公司、鴻業公司安東駐在所、安東六合成記公記造紙廠、大通汽船出張所、大安汽船公司、朝鮮肥料、鴨綠江探木公司、安東製業、國際運輸安東支店、無限製材株式會社、安東稅務署、日本赤十字社安東委員支部、鐵路總局安東自動車事務所。

山城鎮

○位置 奉天より四四七軒、六、關門(四〇軒)、新市街、一二七軒の地點、松花江岸。新市街に在る京吉國道は最新の施設、鐵路局の京吉バス運轉、航空路中繼地として飛行場を有す。

○位置 奉天より四四七軒、六、關門(四〇軒)、新市街、一二七軒の地點、松花江岸。新市街に在る京吉國道は最新の施設、鐵路局の京吉バス運轉、航空路中繼地として飛行場を有す。

○位置 奉天より四四七軒、六、關門(四〇軒)、新市街、一二七軒の地點、松花江岸。新市街に在る京吉國道は最新の施設、鐵路局の京吉バス運轉、航空路中繼地として飛行場を有す。

○位置 奉天より四四七軒、六、關門(四〇軒)、新市街、一二七軒の地點、松花江岸。新市街に在る京吉國道は最新の施設、鐵路局の京吉バス運轉、航空路中繼地として飛行場を有す。

滿洲主要都市 敦化、延吉、圖們

人口 一五、五八一戸
 八九、一八五人

○主要機關 (滿洲國側) 吉林省公署、永吉縣公署、市政公署、吉林警察廳、稅務監督署、阿片專賣所、稅捐局、木稅局、吉林林務署、高等法院、高等檢察廳、地方法院、地方檢察廳、模範監獄、國立病院、省立醫學專門學校、國立師範學校、中學校五、女子師範一、女學校一、小學校一九、助産學校一、幼稚園一、自來水管理處、吉林電報電話局、中央銀行吉林支行、電業公司吉林支店、總商會、教育會、工務會、農務會、紅十字會、第二軍管區司令部、吉林憲兵訓練所、模範教導隊、吉林憲兵隊(日本側) 日本帝國總領事館、吉林鐵路局、吉林商工會議所、吉林商工協會、木村業組合、東洋病院(滿鐵經營) 日本小學校、同文商業學校、鮮人普通學校、民會圖書館、幼稚園、在籍軍人分會、日本人民會、朝鮮人民會、日本國成病院、滿洲銀行吉林支店、吉林銀行、吉林無煙株式會社、吉林

敦化

○位 置 吉林の東南五百支里 延吉を去る百三十二支里、牡丹江の左岸、所謂敦化盆地の略は中央。

○氣候 最高は三三度前後、最低は零下三〇度内外。南北諸地のやうな強風なく雨量は比較的多い。

人口 八、〇〇五戸
 内 地 人 四〇、八〇二人
 朝鮮人 五、五〇〇人

延吉

○位 置 京圖線新京へ四七六軒二、圖們へ五一軒。市の中央を布爾哈通河貫流し龍井は南方四里半にあり。

人口 五、一七五戸
 内 地 人 二五、六七五人
 朝鮮人 一〇、五五七人

圖們

○位 置 札帳を通ぬる北緯四十二度線と長崎を通る東經百三十度線との交叉する邊り東京の西北二三〇軒の地點、鮮滿國境を劃する豆滿江の流れに沿ひ間島志仁郷の沃野を抱き朝鮮南陽に對す。

人口 一、三二二戸
 内 地 人 四、八二九人
 朝鮮人 六六戸

○氣候 大陸的氣候の傾向はあるが、夏の酷熱はない、冬期は普通零下二〇度内外なれども酷寒には三〇度以降ることあり、降雨は季節に依りその差異甚しく十月から翌年三月頃迄は乾燥期、六月から八月に至る間は降雨期でこの季節雨打額

段、警務段、圖們稅關、郵局、延吉樞運局圖們辦事處、間島私局第三總隊本部、間島軍實署圖們駐在所、延吉稅捐局圖們分所、商務會、實業部延吉林務署圖們分署、中央銀行支行、電報電話局、滿洲火柴公賣承辦公署。

○交通 東滿の二大幹線京圖、圖佳兩線の開通に依り日滿交通史上に新紀元を劃し更に北鮮線に依る雄基、羅津、清津、との連絡は歐亞交通の最捷路を實現せんとし、新京と清津、雄基、羅津との間には各に國際列車を運行。冬期結氷期には延吉、龍井その他近傍都市への運轉道路拓く、車數約十五家。

局、商務會、農務會、(日本側)領事館、警察派出所、日本居留民會、小學校、國際運輸、原田組兩出張所。

人口 八〇〇戸
 内 地 人 三、五六二人
 日本人 一一九人

○主要機關 (日本側) 錦州領事館、警察署、滿洲子出張所、憲兵分遣隊、日鮮居留民會、國際運輸會社出張所(滿洲國側) 北鎮縣第四警察署、第四區保衛團、商務自警團、北鎮稅捐局、財務分局、滿洲子電氣支廠、農務私私卡、漁業局、商務會、農務會第四區農務分局、電報電話局、地方電話分局、郵便局。

○產物 梨、大豆、棉花、雜穀等で年額約四萬圓、特に梨は北鎮縣の名産天津、奉天地方に輸移出。

○交通 奉山線に位置し更に營口線はこゝより分岐。

大虎山

○位 置 奉山線奉天總站に一三三軒四、高山子に一〇軒七。

○氣候 冬季攝氏零下二八度一三〇度を示すことが稀でなく、夏季最高一〇〇度餘。

○官公衙その他 (滿洲國側) 滿洲國圖們部、黑山縣第二警察分

溝帮子

○位 置 奉山線奉天總站より一七六軒一、羊圈子に一四軒九、奉山線營口支線の分岐點。

錦州

○位 置 奉天より百四十七哩營口より九十七哩、山海關より百十四哩、小凌河畔の盆地に介在した城郭市街で遼西地方に

中央銀行分行、匯豐銀行、商業銀行

土建協會、奉天輸入組合、各府

大臣公署、已設、警察、

滿洲主要都市 綏中縣、山海關、北票、朝陽

おける政治、經濟の中心地。

氣候 比較的凌ぎ易く、酷暑時零下一四度五、夏は二七度乃至三十度なるも春、秋の二季風強く黄砂天を蔽ふ。

人口 一七、八六六戸
内邦人 九〇、三三七人

交通 奉山線の中央、熱河線の起點にして連山まで定期バスあり、航空路は奉天、山海關、赤峰、承德に拓け遼瀋島、大連間には定期船が通ふ。

主要機關 領事館、同警察署、省公署、縣公署、軍醫署、稅捐局、警察廳、中央銀行支行、朝鮮銀行出張所、金融合作社、日本居留民會、同商工會議所、商業組合、金融組合、錦縣商會、同農務會、高等法院、高等檢察廳、地方法院、地方檢察廳、監獄、滿鐵建設事務所、鐵路局、實業會社支店、電報電話局、國營運輸支店、航空會社出張所、滿鐵煤業所等。

人口 一、六一六戸
内邦人 五、八五八戸

位置 滿洲國として中華民国と境を接する縣。綏中縣は奉山線にて奉天總站三五八軒五、荒地に一二軒。

人口 二、四九三戸
内邦人 二、八一三人

官公衙 (日本側)領事館警察署、居留民會、(滿洲國側)縣公署、稅捐局、稅捐局、郵便局、電報局、農務會、商會、教育會、財政局、日滿合辦電燈公司。

交通通信 鐵道は奉山線、自動車道は國境東端城と熱河省凌源に通ず。通信機關としては綏中縣電報局、同電話局。

人口 七、七五三戸
内邦人 三、七四五戸

位置 中國河北省の東端、滿洲國奉天省との國境、南は一邦里にして渤海灣、北は遼東たる山岳。奉天總站より四二二軒四、北京前門に四一八軒八七。

人口 六、八〇八戸
内邦人 六、八〇八戸

日滿諸機關 滿洲國山海關稅關、國境警備隊守備隊(支那駐屯軍管下)日本憲兵隊、領事館警察署、日本居留民會、日本人小學校、ジャパンプリースト、ビュロー、國際運輸各出張所

人口 二、〇五七戸
内邦人 二、〇五七戸

位置 奉山線北票支線の終點、奉天總站へ三五二軒六、錦州へ一一二軒六、朝陽へ四〇軒、承德へ三三〇軒、赤峰へ二二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

北票子から朝陽に通じ昭和十一年二月承德まで全通同十一年六月十六日より本營業を開始し熱河線の完成を見た。即ち錦承線(錦州……承德間)距離四三六、一軒である。

定期自動車(鐵路局バス路線)は、承德……豐寧(一〇〇軒每三日運轉)承德……古北口(一〇二軒)承德……北平間に連絡し毎日運轉、北京には一日の行程、承德圍場間一三軒、圍場赤峰の一三〇軒、合計二六五軒間を運轉、其の他北票赤峰間、赤峰林西、凌源より凌南、古北口より營口には探検、所用に應じて鐵路バスが便宜を圖つてゐる。

(空路) 承德—凌源—朝陽—錦州の四點を一週六回(月曜を除く)旅客及び郵便物を輸送、更に多倫、張北への行程五七五軒は擴充されつゝある。北京天津方面、赤峰、林西方面にも非常な勢力を以て伸びつゝあり。(水路) 瀋陽より渤海灣に注ぐ瀾河あり此の瀾河下りは承德

の大きな名物で、距離七〇〇里、所要日數上り十五日下り三日、夏季間はジャヤンが多數集つて非常に殷盛を極め北支に出づる人は多く此の瀾河下りを決行し最近改修工事や北支送電の工事案が出来てゐる。

名勝蹟 喇嘛八大廟は餘りにも有名、離宮内に於ける三十六景は近く承德市民に開放さるゝ事となり都市計劃一完成後である。

主要産業 高粱、粟、小麦、豆は主要農産で特種農産として阿片。全省中製薬業は一番發達してをり毛皮、油類、豆、蕎麥粉、絹細工、毛氈(以上凡て手工業)。

綏中縣

位置 滿洲國として中華民国と境を接する縣。綏中縣は奉山線にて奉天總站三五八軒五、荒地に一二軒。

人口 二、四九三戸
内邦人 二、八一三人

官公衙 (日本側)領事館警察署、居留民會、(滿洲國側)縣公署、稅捐局、稅捐局、郵便局、電報局、農務會、商會、教育會、財政局、日滿合辦電燈公司。

交通通信 鐵道は奉山線、自動車道は國境東端城と熱河省凌源に通ず。通信機關としては綏中縣電報局、同電話局。

人口 七、七五三戸
内邦人 三、七四五戸

位置 中國河北省の東端、滿洲國奉天省との國境、南は一邦里にして渤海灣、北は遼東たる山岳。奉天總站より四二二軒四、北京前門に四一八軒八七。

人口 六、八〇八戸
内邦人 六、八〇八戸

日滿諸機關 滿洲國山海關稅關、國境警備隊守備隊(支那駐屯軍管下)日本憲兵隊、領事館警察署、日本居留民會、日本人小學校、ジャパンプリースト、ビュロー、國際運輸各出張所

人口 二、〇五七戸
内邦人 二、〇五七戸

位置 奉山線北票支線の終點、奉天總站へ三五二軒六、錦州へ一一二軒六、朝陽へ四〇軒、承德へ三三〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

北票子から朝陽に通じ昭和十一年二月承德まで全通同十一年六月十六日より本營業を開始し熱河線の完成を見た。即ち錦承線(錦州……承德間)距離四三六、一軒である。

定期自動車(鐵路局バス路線)は、承德……豐寧(一〇〇軒每三日運轉)承德……古北口(一〇二軒)承德……北平間に連絡し毎日運轉、北京には一日の行程、承德圍場間一三軒、圍場赤峰の一三〇軒、合計二六五軒間を運轉、其の他北票赤峰間、赤峰林西、凌源より凌南、古北口より營口には探検、所用に應じて鐵路バスが便宜を圖つてゐる。

(空路) 承德—凌源—朝陽—錦州の四點を一週六回(月曜を除く)旅客及び郵便物を輸送、更に多倫、張北への行程五七五軒は擴充されつゝある。北京天津方面、赤峰、林西方面にも非常な勢力を以て伸びつゝあり。(水路) 瀋陽より渤海灣に注ぐ瀾河あり此の瀾河下りは承德

の大きな名物で、距離七〇〇里、所要日數上り十五日下り三日、夏季間はジャヤンが多數集つて非常に殷盛を極め北支に出づる人は多く此の瀾河下りを決行し最近改修工事や北支送電の工事案が出来てゐる。

名勝蹟 喇嘛八大廟は餘りにも有名、離宮内に於ける三十六景は近く承德市民に開放さるゝ事となり都市計劃一完成後である。

主要産業 高粱、粟、小麦、豆は主要農産で特種農産として阿片。全省中製薬業は一番發達してをり毛皮、油類、豆、蕎麥粉、絹細工、毛氈(以上凡て手工業)。

主要機關 (滿洲國側) 省公署、縣公署、稅捐監督署、專賣署、稅關、鑛業監督署、中銀支行、承德國立醫院、承德電信話局、協和會熱河本部、商務會、大滿鐵、實業公司、航空會社承德出張所、熱河鑛業公司、(日本側)領事館、領事館警察署、在朝軍人分會、承德滿鐵公所、朝

陽 錦州より一三七キロ、北票より四〇キロ、錦承線の間隙で大凌河の左岸に在る

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 錦州の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

山海關

位置 中國河北省の東端、滿洲國奉天省との國境、南は一邦里にして渤海灣、北は遼東たる山岳。奉天總站より四二二軒四、北京前門に四一八軒八七。

人口 六、八〇八戸
内邦人 六、八〇八戸

日滿諸機關 滿洲國山海關稅關、國境警備隊守備隊(支那駐屯軍管下)日本憲兵隊、領事館警察署、日本居留民會、日本人小學校、ジャパンプリースト、ビュロー、國際運輸各出張所

人口 二、〇五七戸
内邦人 二、〇五七戸

位置 奉山線北票支線の終點、奉天總站へ三五二軒六、錦州へ一一二軒六、朝陽へ四〇軒、承德へ三三〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

北票子から朝陽に通じ昭和十一年二月承德まで全通同十一年六月十六日より本營業を開始し熱河線の完成を見た。即ち錦承線(錦州……承德間)距離四三六、一軒である。

定期自動車(鐵路局バス路線)は、承德……豐寧(一〇〇軒每三日運轉)承德……古北口(一〇二軒)承德……北平間に連絡し毎日運轉、北京には一日の行程、承德圍場間一三軒、圍場赤峰の一三〇軒、合計二六五軒間を運轉、其の他北票赤峰間、赤峰林西、凌源より凌南、古北口より營口には探検、所用に應じて鐵路バスが便宜を圖つてゐる。

(空路) 承德—凌源—朝陽—錦州の四點を一週六回(月曜を除く)旅客及び郵便物を輸送、更に多倫、張北への行程五七五軒は擴充されつゝある。北京天津方面、赤峰、林西方面にも非常な勢力を以て伸びつゝあり。(水路) 瀋陽より渤海灣に注ぐ瀾河あり此の瀾河下りは承德

の大きな名物で、距離七〇〇里、所要日數上り十五日下り三日、夏季間はジャヤンが多數集つて非常に殷盛を極め北支に出づる人は多く此の瀾河下りを決行し最近改修工事や北支送電の工事案が出来てゐる。

名勝蹟 喇嘛八大廟は餘りにも有名、離宮内に於ける三十六景は近く承德市民に開放さるゝ事となり都市計劃一完成後である。

主要産業 高粱、粟、小麦、豆は主要農産で特種農産として阿片。全省中製薬業は一番發達してをり毛皮、油類、豆、蕎麥粉、絹細工、毛氈(以上凡て手工業)。

主要機關 (滿洲國側) 省公署、縣公署、稅捐監督署、專賣署、稅關、鑛業監督署、中銀支行、承德國立醫院、承德電信話局、協和會熱河本部、商務會、大滿鐵、實業公司、航空會社承德出張所、熱河鑛業公司、(日本側)領事館、領事館警察署、在朝軍人分會、承德滿鐵公所、朝

陽 錦州より一三七キロ、北票より四〇キロ、錦承線の間隙で大凌河の左岸に在る

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 錦州の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

北票

位置 奉山線北票支線の終點、奉天總站へ三五二軒六、錦州へ一一二軒六、朝陽へ四〇軒、承德へ三三〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

北票子から朝陽に通じ昭和十一年二月承德まで全通同十一年六月十六日より本營業を開始し熱河線の完成を見た。即ち錦承線(錦州……承德間)距離四三六、一軒である。

定期自動車(鐵路局バス路線)は、承德……豐寧(一〇〇軒每三日運轉)承德……古北口(一〇二軒)承德……北平間に連絡し毎日運轉、北京には一日の行程、承德圍場間一三軒、圍場赤峰の一三〇軒、合計二六五軒間を運轉、其の他北票赤峰間、赤峰林西、凌源より凌南、古北口より營口には探検、所用に應じて鐵路バスが便宜を圖つてゐる。

(空路) 承德—凌源—朝陽—錦州の四點を一週六回(月曜を除く)旅客及び郵便物を輸送、更に多倫、張北への行程五七五軒は擴充されつゝある。北京天津方面、赤峰、林西方面にも非常な勢力を以て伸びつゝあり。(水路) 瀋陽より渤海灣に注ぐ瀾河あり此の瀾河下りは承德

の大きな名物で、距離七〇〇里、所要日數上り十五日下り三日、夏季間はジャヤンが多數集つて非常に殷盛を極め北支に出づる人は多く此の瀾河下りを決行し最近改修工事や北支送電の工事案が出来てゐる。

名勝蹟 喇嘛八大廟は餘りにも有名、離宮内に於ける三十六景は近く承德市民に開放さるゝ事となり都市計劃一完成後である。

主要産業 高粱、粟、小麦、豆は主要農産で特種農産として阿片。全省中製薬業は一番發達してをり毛皮、油類、豆、蕎麥粉、絹細工、毛氈(以上凡て手工業)。

主要機關 (滿洲國側) 省公署、縣公署、稅捐監督署、專賣署、稅關、鑛業監督署、中銀支行、承德國立醫院、承德電信話局、協和會熱河本部、商務會、大滿鐵、實業公司、航空會社承德出張所、熱河鑛業公司、(日本側)領事館、領事館警察署、在朝軍人分會、承德滿鐵公所、朝

陽 錦州より一三七キロ、北票より四〇キロ、錦承線の間隙で大凌河の左岸に在る

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 錦州の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

朝陽

位置 錦州より一三七キロ、北票より四〇キロ、錦承線の間隙で大凌河の左岸に在る

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 錦州の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

凌源

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

位置 朝陽の西南、大凌河の上流錦承線の約中央部、朝陽へ一二〇軒。

人口 二、八四〇戸
内邦人 二、八四〇戸

承德

位置 熱河省の首都、省の西南隅に在る。市街は東北に山を廻らし、瀾河を東南、武烈河を北南に面積一方里餘、地域廣闊でなく街は東北に長く南北に短いが離宮を主點として圓形に都市計畫の進捗を見せてゐる。

人口 九、七五九戸
内邦人 四、六九五一人

旗務公署、理材所、勸業所、郵便局、興業銀行、電報局、稅務局。

畜物 黍粟、胡麻、牛羊馬、獸皮、豚毛、藥材。

温泉 泉北六軒、弱アルカリ性、皮膚病によく自動車の便あり。

位置 熱河省の首都、省の西南隅に在る。市街は東北に山を廻らし、瀾河を東南、武烈河を北南に面積一方里餘、地域廣闊でなく街は東北に長く南北に短いが離宮を主點として圓形に都市計畫の進捗を見せてゐる。

人口 九、七五九戸
内邦人 四、六九五一人

旗務公署、理材所、勸業所、郵便局、興業銀行、電報局、稅務局。

畜物 黍粟、胡麻、牛羊馬、獸皮、豚毛、藥材。

温泉 泉北六軒、弱アルカリ性、皮膚病によく自動車の便あり。

位置 熱河省の首都、省の西南隅に在る。市街は東北に山を廻らし、瀾河を東南、武烈河を北南に面積一方里餘、地域廣闊でなく街は東北に長く南北に短いが離宮を主點として圓形に都市計畫の進捗を見せてゐる。

人口 九、七五九戸
内邦人 四、六九五一人

旗務公署、理材所、勸業所、郵便局、興業銀行、電報局、稅務局。

畜物 黍粟、胡麻、牛羊馬、獸皮、豚毛、藥材。

温泉 泉北六軒、弱アルカリ性、皮膚病によく自動車の便あり。

位置 熱河省の首都、省の西南隅に在る。市街は東北に山を廻らし、瀾河を東南、武烈河を北南に面積一方里餘、地域廣闊でなく街は東北に長く南北に短いが離宮を主點として圓形に都市計畫の進捗を見せてゐる。

人口 九、七五九戸
内邦人 四、六九五一人

旗務公署、理材所、勸業所、郵便局、興業銀行、電報局、稅務局。

畜物 黍粟、胡麻、牛羊馬、獸皮、豚毛、藥材。

温泉 泉北六軒、弱アルカリ性、皮膚病によく自動車の便あり。

位置 熱河省の首都、省の西南隅に在る。市街は東北に山を廻らし、瀾河を東南、武烈河を北南に面積一方里餘、地域廣闊でなく街は東北に長く南北に短いが離宮を主點として圓形に都市計畫の進捗を見せてゐる。

人口 九、七五九戸
内邦人 四、六九五一人

承徳

位置 熱河省の首都、省の西南隅に在る。市街は東北に山を廻らし、瀾河を東南、武烈河を北南に面積一方里餘、地域廣闊でなく街は東北に長く南北に短いが離宮を主點として圓形に都市計畫の進捗を見せてゐる。

人口 九、七五九戸
内邦人 四、六九五一人

旗務公署、理材所、勸業所、郵便局、興業銀行、電報局、稅務局。

畜物 黍粟、胡麻、牛羊馬、獸皮、豚毛、藥材。

温泉 泉北六軒、弱アルカリ性、皮膚病によく自動車の便あり。

位置 熱河省の首都、省の西南隅に在る。市街は東北に山を廻らし、瀾河を東南、武烈河を北南に面積一方里餘、地域廣闊でなく街は東北に長く南北に短いが離宮を主點として圓形に都市計畫の進捗を見せてゐる。

人口 九、七五九戸
内邦人 四、六九五一人

旗務公署、理材所、勸業所、郵便局、興業銀行、電報局、稅務局。

畜物 黍粟、胡麻、牛羊馬、獸皮、豚毛、藥材。

滿洲主要都市 滿洲里、北安、大黑河

大黑河

○位 置 黑河省の中央に位し、龍江を距て、極東ソ聯アムール州武市に相對す。北緯線北安鎮より鐵道で三〇二・八五キロ、松花江龍江の合流點同江より通ること一五〇キロ。

○交通 北緯線の北部終點。黑龍江によつて上流漠河へ八二七軒、下流同江を経て哈爾濱へ一四一八軒、航空路は齊々哈爾濱、哈爾濱との間に、自動車は黑河、奇克特間黑河瑗瑯間、黑河興安金廠間に運行。

○人口 日(康德三年七月末) 二、九三三戸 内 滿 人 一、一五四人 内 邦 人 一、一五四人

○主要機關 官衙その他(日本側) 日本領事館、朝鮮民會、滿鐵地方事務所、小學校、普通學校、國際運輸黑河出張所、滿洲探金會社、黑河鐵道局、滿鐵病院、日本消防團、國防婦人會、在郷軍人會、成病院、三業組合、黑河神社、本願寺(滿洲側)省公署、警察廳、民政廳、警務廳、瑗瑯縣公署、警察廳、林務廳、稅捐局、郵政

滿洲里

○位 置 北緯西部線の終點、同時に滿鐵國境に近く、樺太の日露國境と略々同緯度。

○氣候 北滿の常として一般に夏は短かくて高氣温、冬は長くて嚴寒、春秋は主として雨季で風が強い。最寒一月の平均氣温零下二六度二、最高温は七月で平均二〇度八〇。

○人口 日(康德二年十二月末) 一、九三九戸 内 滿 人 六、二七〇人 内 邦 人 九七二人

○交通機關 北緯、ザバイカル

北安

○位 置 北安は龍江省龍鎮縣公署の所在地にして北緯四八度八、東緯一二六度四〇の地點に在り。北滿產業交通政治軍事的各般の要所。

○人口 日(康德二年十二月末) 約八、〇〇〇戸 内 滿 人 六、八〇〇人 内 邦 人 一、二〇〇人

△官公衙其他(日本側) 領事館、警察分署、衛戍病院、日本居留民會、日本尋常高等小學校、同幼稚園、國際運輸北安營業所、合資會社北安洋行、株式會社林業出張所(滿洲側)龍鎮縣々公署、北安都區建設局、北安鎮林務署、北安警備電話局、北安郵局、龍江專署警務分署、協和會社、龍江專署稅捐局、中央銀行支行、北安營業公司、縣公署、縣立兩級小學校、航空會社出張所。

△交通 北安は齊北線及濱北線の兩終點であり更に北方大黒河へ通ずる北緯線の起點。

齊北線(齊々哈爾濱) 二二〇軒
濱北線(齊々安東) 三三三軒
北緯線(北安) 三三三軒
北緯線(北安) 三三三軒

市内の交通機關は馬車及人力車又冬期龍鎮行及德都行兼合自動車の便がある。尙ほ北安は將來の發展性に鑑み目下向ふ三箇年の擴張事業として都邑計劃實施に着手。

呼蘭

て悪く、晴天には土埃たち、雨期には泥濘車輪を汚す。

○人口 日(康德二年十二月末) 七、八八六戸 内 滿 人 三、八九九人 内 邦 人 三、四六八人

△官公衙 海倫縣公署、地方法院、長途電話局、四鄰電話局、稅捐徵收局、郵政局、農務會、商會、確鑿局、電燈廠、官立醫院、中央銀行分行、國際運輸營業所。

△交通 鐵道は濱北線に接し冬期にはこの地と三道鎮、拜泉間に自動車あり。

△産物 大豆、高粱、小麥、粟、高粱、油房、製粉業、豆腐、燻肉。

稅捐局、確鑿局、郵政局、電報局、農務會、商會、省第二中學校、師範學校、女子師範學校、中央銀行分行等。

○位 置 濱北線の要驛、濱江へ三一軒三、馬家へ七軒八。

○市 街 驛東十數町の處にあり滿洲における舊支那式都市として殘された態一の典型。民族研究の好資料多し。

○人口 日(康德二年十二月末) 八、五五四戸 内 滿 人 四、五八七人 内 邦 人 八七八人

△主要機關 縣公署、地方法院、監獄、稅捐局、電報局、電話局、公安局、消防隊、農務會、商會。

△交通 鐵道は濱北線、水運は呼蘭河より松花江に通ず、バスは哈爾濱、同江線が通過、冬季馬船口との間に運轉(一日一往復料金國幣八角)。

△産物 特産、大豆、高粱、粟、小麥、玉蜀黍、陸稻、工業は油房大小四〇餘戸、豆粕、豆油、麻油、麻粕、麻粉を産す。

寧安

○位 置 國東線の要驛。

○人口 日(康德元年十二月末) 五、五六一戸 内 滿 人 二七、四九七人 内 邦 人 一、六五八人

△主要機關 縣公署、司法公署、地方財務所、稅捐局、電報

○位 置 自動車にて哈爾濱へ四二五軒、富錦に一四三軒、航路によれば哈爾濱に四三三軒、富錦に一七七軒の松花江岸の新開都市。

○人口 日(康德二年十二月末) 六、九三三戸 内 滿 人 三、七二六〇人

△主要機關 公安局、稅捐局、電話局、郵便局、商會、農務會、教育會、電燈會社、製粉工場六(内機械工場)油房二、煉瓦工場、皮革工場、中小學校六。

△交通 哈爾濱、富錦と佳木斯とは自動車を以て連絡、對岸の龍江口からは西北龍崗炭坑まで五十六軒の運炭鐵道あり。航路は松花江によつて松花江沿岸の重要都市昭和十年十一月十五日の竣工後定寧北、佳木斯を隔ぐ東佳線開通せば北鮮と一晝夜にて連絡し得。

海倫

○位 置 北は通肯河によつて通北縣に、西は拜泉明水の兩縣に、東は綏化縣に、南は望奎、寶島の二縣に通る、東北には大興安鎮支脈哈拉巴山を隔む。濱北線に沿ひ、濱江に二二六軒三、趙家に九軒。

○市 街 畑の中に建設せられた新都市であるために道路極めて

て悪く、晴天には土埃たち、雨期には泥濘車輪を汚す。

○人口 日(康德二年十二月末) 七、八八六戸 内 滿 人 三、八九九人 内 邦 人 三、四六八人

△官公衙 海倫縣公署、地方法院、長途電話局、四鄰電話局、稅捐徵收局、郵政局、農務會、商會、確鑿局、電燈廠、官立醫院、中央銀行分行、國際運輸營業所。

△交通 鐵道は濱北線に接し冬期にはこの地と三道鎮、拜泉間に自動車あり。

△産物 大豆、高粱、小麥、粟、高粱、油房、製粉業、豆腐、燻肉。

佳木斯

局、電政局、哈爾濱總領事館、古塔分館、日本人及朝鮮人居留民會、中央銀行支行、商會、農會。

◇産物 小麦、粟、大豆、高粱、粟、黄花草、甘草、人参、木材。

◇交通 (道路) 敦化、海林間の幹線道路は康徳元年十二月完成その他寧安牡丹江間、寧安—西頭嶺間、寧安—延吉、寧安—東寧間、敦化、海林間に總局バスその他にバス民間(鐵道)國家線。

牡丹江 (東北)

◇位置 國家線の終點、寧佳總の起點、濱綏線の要驛。

◇市街 北鐵牡丹江站が市街、一步越へた向ひ側の東北驛前が新市街、新市街の都市計畫は將來人口三十萬目標で計畫、商業、工業、住宅各地域を分ち總局で土地貸付。

◇人口 (康徳元年十一月) 戸數 二、四九八戸 人口 一七、一四八人

◇主要機關 中央銀行辦事處、日本領事館、警察分署、滿鐵建設事務所、土建協會、鮮銀派出所。

所、日本人民會、朝鮮人民會、電報局、電話局、日本人小學校。

雄基 (朝鮮)

◇位置 雄基港は北鮮沿岸の最北端國門江口の西方十二哩、日滿鐵の國境に近く、西は羅津港口接し、南は日本海に臨み、道路、鐵道、海運等の交通の要路。

◇人口 (康徳二年十二月末調査) 戸數 四、七〇〇戸 人口 二四、〇〇〇人

◇官衙 郡廳、邑事務所、稅關支署、國門稅關雄基辦公所、警察署、郵便局、憲兵分遣隊、稅務署、軍馬補充部支店、雄基國貨物検査所、專賣局煙草販賣所。

◇交通 雄基港は滿洲國の第二の支關であり、日滿物資の吞吐港にして國門東部線は京國線により滿洲國鐵路總局線に連絡し、清津、羅津、西水羅間は自動車及毎日連絡船の便あり、北海道、樺太、浦鹽、裏日本、關東、阪神、東京、横濱、名古屋、廣島、九州、臺灣、大連方面との不定期航路の要衝の地。

◇産業 世界三大漁海の沿海

州の水産、北鮮北滿の大賣庫の稱ある木材、石炭、穀物。

羅津 (朝鮮)

◇位置 羅津は雄基を距る南方陸路四里、海路十六哩。

◇人口 (昭和九年八月末調査) 戸數 五、八五〇戸 人口 二五、六〇〇人

◇交通 羅津、雄基間の鐵道は昭和十年運轉開始、京國線の基點、對裏日本貿易の主港として新なる發展期待さる。雄基—清津間の乗合自別車は往復共に羅津に停車、清津—雄基間往復の小汽船も羅津に寄港。

清津 (朝鮮)

◇位置 咸鏡北道中部に位置し北鮮最古の開港場にして東經百二十九度北緯四十度の地點、京城に七六八軒七、四門に一七三軒、敦賀に海上八七〇軒。

◇人口 (昭和十一年七月末調査) 市街面積 一、四八方里 戸數 一〇、五九九戸 人口 五四、〇〇〇人

昭和十一年三月權城平野(約

五百萬坪)に都市計畫令施行せられ、目下同工事施行中にして向ふ三ヶ年を以て第一期工事を完了、更に人口十萬を擁護する計畫。

◇主要官公署團體 府廳、警察署、郵便局、地方法院、刑務所、稅關支所、國門稅關辦公處、滿鐵北鮮鐵道管理局、商工會議所、金融組合、漁業組合、各種水産組合、放送局、水産試驗場。

◇交通 道内鐵道—北鮮鐵道、咸北線、局鐵線、京國線、拉濱線、國作線の各起點。清津—敦賀—連綿線、清津—新洞、伏木、地裏日本各港定期船、敦賀、北鮮、浦鹽線、清津—阪神、清津—表日本各港線等にして、朝鮮郵船、大阪商船、北日本汽船、北陸汽船、日本海、島谷の各會社に依り配船、尙清津、羅津、雄基間及び清津、羅津、朱乙間に乘合定期バス運行。

◇産物 鰻魚製品、各種水産物、曬乾魚類、ツルツユツク、白頭饅頭。

◇重なる旅館 國際ホテル、鶏林館、櫻屋。

政治

政治外交の一年

昭和十年九月一日から十一年八月三十一日に至る一年間に於ける滿洲を主關係とする重要な出来事は、治安工作の絶えざる努力による進展、日滿共同國防の充實、滿洲國陸軍海軍の形成、滿洲國財政の確立、外交の進展、治外法權撤廢の準備大略成りてその一端を顯出した事、大量移民の計畫成りたる事、産業行政の基礎工作成りたること、對露、對蒙交渉の斷續、滿鐵機構改革準備全くなりて只實行の機を待つだけになりたる事及び滿洲國々民運動の進展、言論機關の統一などを擧げ得る。而して別に軍司令官の更迭ありて重要事項たるを失はぬが、之は政策や施設に影響する所はない。本項には右の中にて専ら政治外交に關係するものを擧げる。

一年間の政治

興安四省の官制改正 興安東南西北四省

政治——政治外交の一年

は主として蒙古民族の住地であるから、民政部より離れて別の民政部の管下にあるが、從來不十分であつた警察制度の整備、警察行政刷新の爲めに康徳二年(昭和十年)十月五日の勅令を以て興安四省の官制を改めた。即ち各省公署は總務、民政の二廳であつたのを更に警察廳を設置したのである。隨つて民政部には興安警察局長に其の管下の警察廳を廢止し、省内の警察行政を擧げて省長並に旅長の權限に屬せしめ、更に旗警の内容を充足して旗警察局とした。

國務院官制の改正 滿洲國國務院官制中改正の件及び警備用品局官制は康徳二年(昭和十年)十一月八日の勅令にて公布された。右は建國當初の制定に係る國務院官制中總務廳の機構を改めて、之を秘書處、企劃處、人事處、主計處、情報處、統計處、法制處の七處に擴大強化したものである。之れは今や建國以來三年有餘、内外情勢の急激な變化の爲め、國務の複雑進展を加へ

たが故に、之れに適應せんとするものである。此の中で、企劃處が新設されたのを注意すべきである。此の設置の研究には長日月を要した。政府建設の最期として各部施設が思ひ／＼で統一がとれなかつた弊を救はんが爲めである。即ち此れによりて各部局の聯絡輪旋を圖り、又將來の計畫は此處にて立て、全體としての無駄骨折を省き各部の廢檢を減せんとするのである。

又獨立してゐた統計處と法制局とを總務廳内に取り込んで政務の統制に便にし、總務廳内の一處であつた需用處を國務院の外局として警備用品局となし、此處にて政府各機關の需品中、將來取扱ふべき品種を調整する外、新に印紙、郵便切手其他政府發行の諸證券類及び諸印刷物の印行を行ふこととしたのである。

北滿特別區の廢止 北滿特別區は帝制ロシア時代の遺物で、ソウエト政府も此地域を根據として對滿政策の根據としてゐた。即ち最初は東清鐵道の附屬地であつたのをロシア革命の時、支那が回收し、滿洲國になりて、此の中より哈爾濱特別市を除きて北滿特別區制を布いた。二市(滿洲里、綏芬河)五縣である。各長官あつて民政部の管下にあるけれども特別自治制で、露治

時代の遺制があつて統制に不便であつた。北滿買収後は、他と同様に統制されるが當然で、即ち滿洲國は勅令を以つて康徳三年(昭和十一年)一月一日より之を廢止した。

法院組織法公布 滿洲國の法院組織法は滿洲帝國組織法附屬の重要法典であるが、中華民國時代のものをそのまま援用してゐたので不完全であつたが、康徳三年一月四日勅令第一號を以て新組織法が公布された。國家自體の爲めに、必要なるは勿論であるが、治外法權撤廢準備としても亦重要な役割を爲すものである。

右施行の爲めに必要なる、法院組織法施行法、司法考試令、(司法官高等文官試験)書記官考試令、執行官(執達吏)考試令、法官考試委員官制(司法官免官委員會)は康徳三年五月二十日附を以て公布された。何れも施行期日は七月一日である。

地籍整理局設置 滿洲國は土地制度不確実であるため、頗る不便を感じたるにより、土地制度を確立し地稅改正の完備を期する爲めに、地籍整理局を設置し康徳三年三月十六日その官制を公布し四月上旬より業務を開始した。

日人長官の嚆矢 康徳三年八月十五日、滿洲國政府の重要人事異動が決定されたが、その中に浙江省總務廳長金井章次氏が間島省長に任ぜられたのが注目すべきである。同省には鮮人多數を占むるが故に滿人省長にては都合の悪い點もあるが、從來一官衙の長官は滿洲人に限られた如き慣習を打破したものである。之れは滿洲國が五族協和の國柄なるが故に、殊に滿族のみを主體と爲すべきにあらずとの原則を實地に行はんとする滿洲國の今後の方針を豫示するものである。

市官制市制の公布 康徳三年三月二十六日の勅令を以て市官制及び市制を公布した。差當り奉天、吉林、齊々哈爾濱の三都を市と定め、地方行政制度整備の一段階ならしめた。市官制では市長には行政命令を發する權能を與へ、市長中では參事官と稱する副市長を置き、市長には大體官治な退職の權を與ふ。又市制では大體官治なるも市の法人格を認めて地方自治團體となし、自由權を認め、市諮議會なる諮問機關を設けて民意を反映せしめる。

康徳三年六月十二日の勅令にて公布された。交通、衛生、經濟等に關して、永久に都邑民の公共の安寧を保持してその福利を増進せしめんが爲めに必要なる施設を豫定計畫するものである。即時に變更したり不當の施設を濫設したりして不經濟になるを防止する爲めである。

米以外の三種は日本の對滿政策を援助して歩調を一にせんとする經濟プロツクの作用である。米は滿洲國獨自の目的による。重要産業統制法 滿洲國は新國家だから、建設には最初から豫定の計畫を樹立し、無駄な勞費を省くべしとの根本政策があつて、政治の各方面に此方針を現はしてゐる。その經濟方面に現はれたのが所謂統制經濟である。他國には從來の行掛りがあつて統制經濟の實行に甚だ困難を感じ、そこにフアツシヨの必要も起るわけだが、滿洲國は新國で、且つ未開區域であるだけに統制主義は比較的容易に行はれる。滿洲國重要産業統制法の制定がかねてから計畫されてゐたが、康徳三年九月の始めに於て實業部案を基礎として、滿洲國政府關係者、日本側の關東軍、大使館、關東局の各代表者が討議の結果、大體現案を決定した。之れを日本側の商工省、農林省その他の關係要路に示して更に檢討協議を経たる後、十一年末か明年一月には施行される筈である。右は從來滿洲國の産業が行政的統制に止まり統制企業と自由企業との限界不明瞭にして對滿投資を躊躇せしめた傾向あるに對し、統制の形式、内容、範圍を規定し、且つ日滿經濟プロツクの圓滑なる遂行を期するものである。その要綱は左の如きものである。

一、國防上又は國民經濟上に重大關係を有する基幹産業上原則として一企業一企業の建前から特許會社による經營乃至は從來支那的地位を有せるものに經營せしむ。

時代の遺制があつて統制に不便であつた。北鐵買収後は、他と同様に統制されるが當然で、即ち滿洲國は勅令を以つて康徳三年(昭和十一年)一月一日より之を廢止した。

法院組織法公布 滿洲國の法院組織法は滿洲帝國組織法附屬の重要法典であるが、中華民國時代のものをそのまま採用してゐたので不完全であつたが、康徳三年一月四日勅令第一號を以て新組織法が公布された。國家自體の爲めに、必要なるは勿論であるが、治外法權撤廢準備としても亦重要な役割を爲すものである。

新組織法は大體日本の制度と同様であるが、滿洲の事情によりて一部特殊の規定がある。其の要點は日本其他の諸國と同じく四級三審を原則とし、二の例外がある。即ち最高法院、高等法院、地方法院、區法院がある。從來區法院がなかつたのを今度新に之を設け、此處に區法院區檢察廳を設けて下級裁判事務の便利を圖つた。普通は區法院より高等法院に至り、又は地方法院より最高法院に至る三審制であるが、外患罪は最高法院の一審終審である。別に公判庭を管轄區域内の他の法院又は法院外の場所にて開き得る巡回裁判所類似の規定を設けた。

右施行の爲めに必要なる、法院組織法施行法、司法考試令、(司法官高等文官考試令)書記官考試令、執行官(執達吏)考試令、法官考試委員官制(司法官免官委員會)は康徳三年五月二十日附を以て公布された。何れも施行期日は七月一日である。

地籍整理局設置 滿洲國は土地制度不確實であるため、頗る不便を感じた。土地制度を確立し地稅改正の準備を期する爲めに、地籍整理局を設置し康徳三年三月十六日その官制を公布し四月上旬より業務を開始した。

總務廳長更迭 滿洲國々務院總務廳長岡隆一郎氏は就任以來銳意國務に盡した。が健康を害したる爲め康徳三年四月三日辭任を聽許され、四月九日次長大達茂雄氏廳長に特任された。

滿洲國中央銀行幹部更迭 滿洲國中央銀行總裁榮原、副總裁山成高六の兩氏勇退し康徳三年六月九日附を以て總裁には日本銀行理事田中鐵三郎氏、副總裁には關島省長蔡運升氏が任命された。從來滿洲國各重要機關の長を滿人とし、副を日本人とする慣例なるが如くであつたが、かゝる區別を爲すべきでないのは當然である。而して此の任命に於ても日本人を長とし、滿人を副としたことが從來の慣例を破つたものとして注目される。

目される。後に金井章次氏が關島省長に任ぜられたのと對照する意味に於て特筆の價値を見る。

日人長官の囑矢 康徳三年八月十五日、滿洲國政府の重要人事異動が決定されたが、その中にて濱江省總務廳長金井章次氏が關島省長に任ぜられたのが注目すべきである。同省には鮮人多數を占むるが故に滿人省長にては都合の悪い點もあるが、從來一官衙の長官は滿洲人に限られた如き慣習を打破したものである。之れは滿洲國が五族協和の國柄なるが故に、殊に滿族のみを主體と爲すべきにあらずとの原則を實地に行はんとする滿洲國の今後の方針を豫示するものである。

市官制市制の公布 康徳三年三月二十六日の勅令を以て市官制及び市制を公布した。差當り奉天、吉林、齊齊哈爾の三都を市と定め、地方行政制度整備の一段階ならしめた。市官制では市長には行政命令を發する權能を與へ、市官吏中には參與官と稱する副市長を置き、市長に委任官以下の進退懲罰の權を與ふ。又市制では大體官治なるも市の法人格を認めて地方自治團體となし、自由權を認め、市諮議會なる諮問機關を設けて民意を反映せしめる。

都市計畫法の公布 滿洲國都市計畫法は

康徳三年六月十二日の勅令にて公布された。交通、衛生、經濟等に關して、永久に都邑民の公共の安寧を保持してその福利を増進せしめんが爲めに必要なる施設を豫定計畫するものである。同時に變更したり不當の施設を濫設したりして不經濟になるを防止する爲めである。

貿易總統制法公布 滿洲國に於ては貿易總統制法を制定し康徳三年八月十五日之を公布した。右は目下世界各國の貿易統制に影響するを慮り、國內に於ける重要産業の保護、國內物價の調節に當るせん用意の爲めである。而して一面には、日本政府が滿洲政府の採れる對日本品禁止的關稅に對抗して通商權法を發動したから、之れに呼應する日滿經濟プロツクの見地からである。内容左の通り

- 一、外國の措置に對して自國貿易を調節し或は通商權の必要ある時
- 一、國內重要産業保護の爲め緊急の必要ある時
- 一、右に該當する場合には勅令の定めるところにより期間、物品を指定し所定の輸出入税の外に其の物價と同額以下の輸出入税を課し又は之を減額し、或は輸出入の制限又は禁止を行ふ

此の法律は直ちに適用を見、勅令第三百三十六號によりて、小麦、小麦粉、羊毛、米の輸入に對して本令施行の日より一箇年間實業部大臣の許可を要することゝなつた。

米以外の三種は日本の對豫政策を援助して歩調を一にせんとする經濟プロツク的作用である。米は滿洲國獨自の目的による。

重要産業統制法 滿洲國は新國家だから、建設には最初から豫定の計畫を樹立し、無駄な勞費を省くべしとの根本政策があつて、政治の各方面に此方針を現はしてゐる。

その經濟方面に現はれたのが所謂統制經濟である。他國には從來の行掛りがあつて統制經濟の實行に甚だ困難を感じ、そこにアツシヨの必要も起るわけだが、滿洲國は新國で、且つ未開區域であるだけに統制主義は比較的容易に行はれる。滿洲國重要産業統制法の制定がかねてから計畫されてゐたが、康徳三年九月の始めに於て實業部案を基礎として、滿洲國政府關係者、日本側の關東軍、大使館、關東局の各代表者が討議の結果、大體現案を決定した。之れを日本側の高工省、農林省その他の關係要路に示して更に檢討協議を経たる後、十一年末か明年一月には施行される筈である。右は從來滿洲國の産業が行政的統制に止まり統制企業と自由企業との限界不明瞭にして對滿投資を躊躇せしめた傾向あるに對し、統制の形式、内容、範圍を規定し、且つ日滿經濟プロツクの圓滑なる遂行を期するものである。その要綱は左の如きものである。

- 一、國防上又は國民經濟上に重大關係を有する基礎産業上原則として一企業一企業の建前から特許會社による經營乃至は從來支那的地位を有せるものに經營せしむ。
- 一、國內生産經濟上重要な産業にして主要農産物の加工業は原料供給に當る農産物との關係に合理的な規律を要し原料供給地における不當競争を防止する。
- 一、在來の國有工業は未だ幼稚産業の域を脱しないが、適合すれば相當の勢力となり國民經濟上に重要な地位を占め同種企業の急激な發展は影響するとこゝろ大であるからその新興企業の新設に對して適當な調整を加へると同時に基干産業の經營を合理化せしめる。
- 一、その中現在生産過剩に陥つてゐるものに對しては適當な調整を計り企業の獨立資本の充實を助ぐ。
- 一、所製原料が國內資源開發に重大關係を持つ産業は原料供給計畫との間に適當な調整を計る。
- 一、日本における同種工業との關係が密接なるものは日滿經濟プロツクの立場から適切圓滿なる調整を俟たしめる。
- 一、國民の消費生活に密接な關係を有するものに對ては販賣價格の統制に特別の意を用ひる。
- 一、統制範圍左の如し。
- 一、製糖業、製粉業、大豆油製糖業、製粉業、マツチ製糖業、製材業、製鹽業、製鹽業、人造肥料製造業、ビール製造業、アルコール製造業、織造業、セメント製造業、廢棄物製糖業、織物製糖業、自動車製造業、廢及廢棄品製造業、織物製糖業、織物製糖業、メリヤス製造業、アルプ製糖業、メリヤス製糖業。

政治—政治外交の一年

國在留の日本國人は極めて多数に上り、又我國に於ける日本の投資は頗る巨額に達するに拘らず、我國に屬する治外法權を自衛的に擴張するの見地より、其の條約上なりたるに鑑み、舊政権時代治外法權を享有し居たる外國人及び昨年十一月末、現在に於ける之等滿洲國領内居留民數は、イギリス三百八十九名、内カナダ七十二、印度九、アメリカ合衆國二百十二名、フランス百八十七名、スペイン四十二名、ノルウェー七名、ベルギー二十五名、デンマーク百四十一名、イタリー三十九名、スウェーデン十八名、オランダ三十三名、ポルトガル五名、其他スペイン、ブラジル、メキシコ、ペルーの十五國國人にてロシアは自衛的に懸念し、其他は歐戰大戦に於て消滅したり。即ち種別外國に對する恩惠的取扱いを其維持するの必要なきを認めたるのみならず、之が特權は我國對上支障少なからざるを以て、漸進的に右取扱いを撤廃することに決定したり。

尤も右特權に關しては暫めて和協を旨とする事は謂を俟たず。尙此の際一言すべきは我國に於ては今後日本國以外の關係外國との間に正當公平、且つ對等の原則により、自國にある相手國國民の地位に關し調整せんことを希望し之が交渉開始に應ずるの用意あること勿論なり。

新生二王道國の交際

冀東修交使節の來滿 昭和十年十一月二十五日北支監區警察專員殷汝耕氏は塘沽停戰協定による監區十八縣の外附近七縣を打つて一九とせる二十五縣を以て獨立區域と

なし、冀東防共自治委員會を作つて、南京政府より脫離した。隨つて警察政權よりも脱離して全然獨立した。殷氏はその委員長として部内を整理してゐたが、更に強化のために、十二月二十五日冀東防共自治政府を建設した事を宣言し、政府組織法大綱を發布し、殷氏は政務長官に推された。その政治的目的と爲す所、王道の具現にありて全く滿洲國と軌を一にするものあり、是を以て滿洲國外交部次長大橋忠一氏は唐德三年一月十日滿洲に殷長官を訪ひて懇談する所あつた。その結果、冀東滿洲修交使節が滿洲國に派遣されることになつた。冀東遣滿修交使節冀東政府秘書長池宗揚氏一行は四月十五日新京着、十六日關東軍司令部に植田軍司令官、板垣參謀長を訪ひて殷長官の書翰を夫々手交して殷總なる挨拶を交換した。それから滿洲國外交部に至り張外交部大臣、大橋次長其他に會見、長官の書翰を張大臣に手交した。

△殷汝耕長官の修交親善書翰
 評時義に冀滿兩國は皇國軍國の盟政を維持し五族共和の實現、王道樂土の建設を無碍して獨立を宣言し、外は友邦と團結し、内は帝政の實施を期し、今や國基益々鞏固に、國運益々隆盛なるは實に感佩に堪へざる所にして、東亞の先覺國と稱するも決して辱ぶる所なし。我が冀東は民衆久しく皇政の膏澤に浴び、又共黨の侵犯に蒙りしが、帝政當然として應起

し、暴治から應發して遠境自治政府を組織し、不肖民衆に從ひ政務長官の職に就き、監區の軍政自治を維持す。その期する所は長く暴治共黨の滲透を防止し、民衆一般の福祉を増進し、純を強固に苦しむ支那各地國民に示し、此の聲氣を促さんとするにあり。惟ふに貴國と我が冀東とは素より協働し、その密接關係は昔もたゞならず、滿、支三國の協力を必要とし、之が實行は正に貴國と我が冀東に於て懸けざるべからず。依つて此處に修交の爲め本政府より秘書長池宗揚氏を新京に派し、貴國に對する懇切なる交友の情を披瀝せしむると共に、貴國の協和の方法を協議せしむ。希くは貴大臣これと協働、誤謬指擧を與へ、進而帝政成は防共の必要に應じ、或は民衆の利益の爲め相互協定の途を拓かんことを切望す。茲に特に書翰を以て申述、貴大臣の閱覽香復を冀ふ。

冀東政府へ答禮使派遣 滿洲國政府は右に對して答禮使を派遣することとなり、外交部秘書長高崇嶽、同參贊李恒陽氏を專使とし、外交部秘書官東總坪、同事務官岡野誠治、張總候の三氏を隨員に任命した。一行は五月十五日新京發、十八日滿洲に殷長官を訪ひて滿洲國國務總理、及び張外交部大臣の書翰を手交し、二十一日歸京した。斯くて、新に極東に生れ、王道具現の大理想を標榜する二國が衷心を披瀝して交際し、以て將來永遠の親交相互扶助を誓約せるは壯觀なりといはねばならぬ。

は物ので
 買樣越
 お皆三

大連 三越
 電話二四八一

大連市山縣通

大連汽船株式會社

電話代表二一七二三番

大連市外海猫屯



滿洲石油株式會社

電話代表四一九一八番

郊外住宅地並土地附
新築住宅分讓



大連郊外土地株式會社

本社

靜浦事務所

大連市桃源臺一丁目番地
電話二二五二番
電話二三八八番
電話二六四八番
振替口座大連一〇二七番

滿洲唯一の靴、靴、馬具の
旅行用具の専門店



大塚商店

支店
新京工場

大連市浪速町三丁目番
電話二一三九番
新橋通三丁目番
電話三三六番
新京三日本橋通三丁目番
電話三三六番
新京豐樂路一三三七番

大連市土佐町五七番地

Ⓡ 圓橋電氣合資會社

出張所

電話本局(2) 〇二八三
 電話本局(2) 〇二八六
 電話本局(2) 〇二八七
 電話本局(2) 〇二八八
 電話本局(2) 〇二八九
 電話本局(2) 〇二九〇
 電話本局(2) 〇二九一
 電話本局(2) 〇二九二
 電話本局(2) 〇二九三
 電話本局(2) 〇二九四
 電話本局(2) 〇二九五
 電話本局(2) 〇二九六
 電話本局(2) 〇二九七
 電話本局(2) 〇二九八
 電話本局(2) 〇二九九
 電話本局(2) 〇三〇〇

主種要業
 種目

電話機、交換機、電信機、電氣時計
 無線機、擴音機、增幅器、中繼裝置
 電線、鐵道通信機、船舶用通信機
 軍用通信機、電線、電纜、電線材料
 被覆電線、乾電池、避電球
 蓄電池、電氣工事材料

沖電氣株式會社大連支店

奉天出張所
 新天出張所
 哈爾濱駐在員
 本社

大連市山縣通一八番地
 奉天市浪速通四六番地
 新京市朝日通六番地
 哈爾濱道里中國十五道街三一號地
 東京市麴町區丸ノ内東京海上ビル新館

電話本局(2)代表四一六一番
 電話本局(2)代表四一六二番
 電話本局(2)代表四一六三番
 電話本局(2)代表四一六四番
 電話本局(2)代表四一六五番
 電話本局(2)代表四一六六番
 電話本局(2)代表四一六七番
 電話本局(2)代表四一六八番
 電話本局(2)代表四一六九番
 電話本局(2)代表四一七〇番

大連市埠頭構内



福昌華工業株式會社

電話代表本局二一四五一〇番

大連市山縣通り二番地 東拓ビル五階



豊年製油株式會社大連支店

電話

九八五五
 四五九三
 二四三四
 四二〇五

輝く繁栄栄

開店第五年次

萬づ御買物は

皆様の

大連 幾久屋



間の陸路貿易促進に寄與すること多大である。

對外蒙關係

概説 滿洲國と外蒙古との間には、絶えず國境紛争問題ありて、一方には紛争解決方法協定の爲めに滿洲里會議が開かれた。第一會議は昭和十年五月三十一日より開かれたが、雙方の主張に於て根本的に相容れざるものありて何等の進展を見ず、且つ其間に重大なる國境紛争ありて事實上決裂しながらも暫絶したわけがなく、その後裂しながらも九月中に更に會議を開くべしといふことになつてゐた。それは十月二日に開かれたが、其後停頓又停頓。他方には不法越境相續き、此の一年間の對外蒙外交は抗議と交渉とを徒らに繰返すのみにて何等の進展を見なかつたが、最近漸く第三次滿洲里會議を開く事になつた。而して蘇蒙相互援助條約の發表を見たのは日滿にとりて重要事件であつた。

滿洲會議再開 第二の滿洲里會議は十月二日滿北鐵道中學校に於て開かれた。滿洲國代表は外交部政務司長神谷政一氏、外蒙國代表は軍政次長サンア氏である。同日は挨拶、四日より十七日に至るまで數回會合を重ねたが一向進まない。外蒙側は従前の不

滿支關係

概説 滿支外交には格別の變化はない。相變らず滿洲國の獨立を表面には否認し續けてゐるが、實際には之れを承認した取扱をせねばならぬ事情が益々多くなる。而して此の一年間は塘沽停戰協定内容の具體的實現に費され、此點に於て若干の外交進展を見たわけである。

滿支電話連絡細目協定成る 北支停戰協定に準據する滿支電話連絡細目協定會議は昭和十年九月下旬來天津に於て開會されたが、右會議に於て滿支電話連絡はその範圍を新京(附屬地を除く)及び哈爾濱まで擴張されることに決定し、一方料金の點に於ては從來滿支間電話料金は雙方においてこれを徴収したが細目協定に依り之を距離に依つて料金の分収を行ふことに決定、北支より遙かに長距離線を持つ滿洲國では電力會社の収益は著しく増加することになった。

滿支電信連絡協定成立 竹下關東軍代表より昭和十年十月八日「滿支電信連絡協定成立」に關し左の如く發表した。(支那は表面に滿洲國を承認せざるにより、滿洲國の當局は關東軍である。)

關東軍代表竹下義晴、藤原保明及び前田直藏の三氏は天津に於て支那代表電報總局長

政治—政治外交の一年

長王若禮氏と滿支電報料金を清算及び日支電報開始につき協議を重ね、昭和十年十月七日協定の成立を見た。要項左の通り

△電報料金 從來各自發信電報の料金を取得してゐたが今後相互清算を爲し價額の清算を爲すこととなつた

△日支電報の開始 (イ)日支電報の取扱は滿洲里と支那境、滿洲里と哈爾濱、吉林、及び齊齊哈爾と支那境の天津及び北平との間に之を開始す(ロ)開始日は十一月一日とす、但し北平は支那側の都合に依り準備完了次第開始す(ハ)料金は日支電報は五字を以て一語とし、普通電報の料金を左の如し。(A)通常電報、普通語十語、時數二十四語、日新聞電報三語、至急報は普通電報の二倍とし至急新聞電報は通常電報に同じ(ニ)日支電報の語數計算 宛名を二語、最低語數は宛名を加へ五語、其の他の取扱方法は概ね内國電報に同じ(三)滿洲北平間昭和十一年三月十六日より開始された。條件すべて天津同様に於て。

滿支貨物連絡開始決定 滿支間の貨物連絡開始に就ては、滿鐵、道務總局及び北支鐵路當局間に於て折衝、三者間の貨物連絡開始に關する協定成り昭和十一年三月六日天津にて調印終り、五月一日より實施された。此の連絡開始は大正四年以來東京、大連、奉天、北京に於て日支連絡會議にて折衝を續けられたものであるが、遂に成立を見なかつた所、今回北支停戰協定の一部として成立したものである。此の結果、滿支間の貨物は奉天、北支兩鐵路を通じて自由に連絡輸送されることとなり滿支

彼我同数といふ建前からして、現在滿洲國の有する二箇所の中一箇所を閉鎖せしめんとするものである。

▲蘇聯の緩和 誠に我儘勝手で、國交の輯に意を留めない無誠意を示したものであるから、滿洲國もその對策に怠りなく、絶えず交渉を續けた。その結果、新にハバロフスクに滿洲國領事館を設置することを承諾した。これでは滿洲國の要求に満たざることも甚しいが、聊か緩和して折衷に出でたるものである。その理由は恐らくは餘り理不盡な主張を支持するの無理なるを覺り、歐洲方面の外交關係上、日本との外交を聊か緩和する必要を感じたものであらう。併し外交手段として、前には途轍もない過大な要求を爲し漸次譲歩して思ふ處に持つて行かんとするのは有り勝ちなものである。

水路會議決案 滿洲國境には陸境線と水境線とがあつて、隨つて水路問題が又極めて面倒な兩國交渉の問題となつてゐる。抑々滿洲國境河川の技術作業は一九二三年蘇交間に締結された「境界河川の航路維持に關する標識設置の共同作業に對する協定」に基き、支那側が毎年二萬五千元負擔することとなつてゐたものである。

滿洲國成立後、滿洲國境河川の標識その他技術問題に就きて、兩國對等の立場に

て共同作業することとなり、康德元年九月水路協定を締結し、右協定に基き、同年十一月以來十二回に亘り共同技術委員を開いたが、單體、ウズリ、兩江のデルタ問題で決裂に終つた。然るに康德三年一月蘇聯側はニコリスクに於ける航行障礙排除に就き會議を開き申出たので、滿洲國側では會則の制定より始めることを條件として應諾し、滿洲國側より委員長哈爾濱航政局堀内武次郎、委員同局屬託朝比奈秀雄、黑河航政局分局長小林淑人、技師大野藤郎の四氏、蘇聯側よりムハネンコ委員長以下三委員がブラゴエに會合、五月三十一日より二十四に亘り會議を續けたが蘇聯側は自己の利益のみを主張し互譲協定の意少しもなき爲め遂に決裂したものである。滿洲國交通部の語る所左の如し。

第二次滿洲水路共同技術委員は五月三十一日よりブラゴエに於て兩國より選派委員會同し、委員會を開催したが、蘇聯側の態度當初より何等誠意の認めべきものなく、本會議開催の目的は基礎的根本的原則たる會則の制定にあり、滿洲國共その目的に照する意見一致し居るに拘らず、蘇聯側は進歩的作案の審議を拒否し、自國利益の爲めに構へたる調査方法に關しても、河川の中央に於て航路線を描き、彼我各側別に調査測量をなさんと主張し、且つ右の航路線を描いて相手側の岸に接近することを全面的に否定せるは、既存條約たる水路協定に於て確

認せられたる航行自由原則に違反するのみならず、本會議が國境河川に於ける航行狀態改善の爲めにせしめたる交渉技術の會議なるに拘らず、政治問題化せんとする蘇聯側の態度は實に遺憾なり。滿洲國側はその後折衝、會議成立に努め、次に滿洲國共同作業の實施により航行狀態改善に資せんとするが、蘇聯委員の態度は固を重なる毎に強硬にして互譲協定の精神を缺き、利己的の利益のみを主張し、之を日方にも強要せんとし、會議進行を拒否、七月二十二日より滿洲國側委員の查證(滿洲國委員は馬河より會場毎にブラゴエに赴いた)を拒否するに至り、故に二十三日事實上會議の決裂を見たり。

國境問題の紛糾 ▲頗々たる不法事件と蘇の試案 滿洲國境に於ては、實地境界の不明なるに乘じ、蘇聯側は機會ある毎にその領土を廣げんとするが故に、例の不法越境なるもの相踵ぎ、日滿兩軍の監視兵と屢々衝突す。日滿側はその防止並に解決法として國境劃定委員會又は紛争處理委員會を設けんとするに對し、蘇聯側は之れを好まざる者の如く、不問に附しつゝある間に衝突事件は益々頻發す。滿洲國以來、昭和二年八月までの間に於ける衝突事件の大小を通算すれば二千五十餘件の多き上るが、多くは蘇聯側の責任に歸すべきものである。その中重要なるものにして正式抗議の手續を爲せるものは百九十五件にして、其中解決せるは四件、半解決(蘇聯側が謝罪せざるも押收品を返還せる者)十二件であ

(前略) 馬龍江、松花江、ウスリー河の航行は之れを
清國及びロシア兩帝國の船舶に對してのみ許容す
(後略)

△自主的調査委員會設置 國境紛争問題は
容易に解決の見込なく、蘇聯とも外蒙とも
共同調査乃至共同確定は當分實現困難なり
と見て、滿洲國外交部は獨自にて調査し、
他日共同調査乃至確定作業の際に備ふる爲
め、康徳三年度に於て獨自の國境調査委員
會を設置した。其任務は(一)國境の歴史的
根本調査(二)國境の地理的基本調査の二部
門である。更に滿洲國境を東部西部北部に
分ちそれに滿洲國境を加へて四區となす。
而してそれにその専門家を配屬し、三箇
年計畫にて國境を全面的に検討せんとする
のである。

△金廠擄奪事件 滿蒙、滿蒙國境に於て紛争
事件頻發し、國境確定交渉と密み合つて而
倒を迫ねつゝあつたが、更に可なり重大な
金廠擄奪事件が起つた。昭和十一年一月二十
九日、滿蒙東部國境二十二號界標西方金廠
溝に駐屯せる滿洲國部隊の一部約百八名が
暴動を起し、將校三名を殺害し、官有財物
を掠奪し、更に兵舎に放火し、蘇聯方面に
逃走した。右事件の報告を受けた近くの日
滿部隊は調査の爲め逃走せる兵の足跡を追
り一月三十日午後一時頃二十二號標西南八

キロの國境附近に達するや逃走兵並にソ聯
兵より成る約百餘名の部隊越境し來り、突
如射撃を加へた。

日滿部隊已むなく之と對戦し戦闘は夕刻
まで續き、結局逃走兵及び蘇聯兵は蘇領内
に撃退された。この間滿軍に戦死二、負傷
二、日軍に戦死十、負傷十を出した。尙此
戦闘に於て武器を擲つて滿洲國逃走兵を指
揮せる蘇聯軍幹部級の者三名あること確認
された。又蘇聯兵二三名は深く越境して日
滿部隊の右翼に迫つたが、内一名は日滿部
隊によりて殺され、滿領内に遺棄された死
體及び使用兵器は日滿部隊に收用した。此
の死體と兵器とによりて蘇聯兵が、滿洲國
叛兵を援けて共同戦線を營んでゐたことを
證す。

次で二月一日右戦闘の現場検証に赴きた
る日本軍部隊は再び前方密林中より射撃を
受け應戦の上之を撃退したが、右射撃に蘇
聯兵の参加せること明瞭に確められた。此
日の戦闘は終始滿洲國領内に於て行はれ
た。
右事實に據すれば、滿洲國兵の叛亂が蘇
聯側の計畫的使謀により且つ實力にて援助
してゐたことが明白である。又之れにより
て蘇兵の不法越境の事實も明白である。
之れによりて滿洲國にては取り敢へず哈

爾濱駐劄北滿特派員施履本氏をしてソウエ
ト總領事スラウツキー氏を通じて彼の政
府に抗議せしめ、更に二月十日大橋外交部
次長を哈爾濱に特派して、十一日午前十一
時より午後七時に至る八時間の長時間に涉
りて、スラウツキー總領事と抗議交渉を續
けた。

滿洲國側の交渉の要旨は、(一)滿洲國兵
變に蘇聯兵が使喚援助し且つ不法越境せる
事實明白なるが故に、その責任は蘇聯にあ
る事(二)蘇領内に遁入せる滿洲國兵は、脱
走兵であり、殺人、掠奪、放火の刑事犯人
なれば即時引渡すべき事(三)蘇聯國は滿洲
國に對して、今後越境その他此種の不法事
件を爲さざることであつた。此れに關して
は滿洲國外交部及び關東軍よりも事實の發
表あり、大橋次長も覺書を出したが、蘇
聯側にては常に滿洲國側の言ひ分は虚構な
りとして受けつけず、却つてその非は滿洲
國側にある、或る滿洲國側が不法越境せる
ものなりとし、現地の共同調査の必要あり
と主張した。大橋次長の交渉も何等の成果
なくして物別れとなり、滿洲國は左の方針
によりて追つて交渉を開始することにし
た。

一、滿洲國政府は紛争の和平的解決を期し、紛争
法の常設機關として兩國の要地に相互に設置す

る。その事項を擧ぐると、不法越境並に拉致暴行百三十六件、國境線の侵蝕並に界碑移動二十件、河川上の不法行為九件、領空侵犯二十四件、その他(密輸を含む)六件である。然るに、餘りの類々たる衝突に、蘇聯側にも解決法の必要を感じたものか、又は外交上の騒引の必要上か(歐洲方面の外交緊張する時は對日外交を緩和せんとする慣用手段がある)昭和十年八月十七日、蘇聯駐日大使ユレニエフ氏が廣田外相を訪ひて「國境に於ける事件及び紛争の調査並に解決手續に關する日本帝國並に滿洲國及びソウニート社會主義共和國聯邦政府間の條約草案」なるものを提示した。右によれば蘇聯の態度も幾分緩和せりと見做す可きにより我外務省陸軍省並に滿洲國が、之れに對する回答に就きて協同研究を重ねた。△ボクテラ事件と蘇聯の提案 而して右に對して未だ回答を發せざる中に十月初旬ボクテラニテナヤ附近に於て日滿軍對蘇軍の衝突事件が起つた。之れに關して蘇聯政府はいち早くその状況を公表し、右は滿洲國軍の蘇領内への不法越境に由來すと陳べた。右は十月六日、八日、十二日の三回に互るもので、雙方に若干の死傷があつた。蘇聯側はユレニエフ駐日大使をして右に關して日本に抗議せしめた。而して大使は「本

政治—政治外交の一年

件の真相調査の爲め日滿蘇三國代表より成る臨時混合委員會を組織したき」旨覺書を以て要求した。廣田外相は「未だ報告なきもかゝる事件の起るの國境が不確定なる故であるから國境確定委員會を設けるがよからう」と陳べた。而して滿洲國政府は取調の結果、右は全然事實相違にして蘇聯兵の不法越境に由ると抗議し且つ賠償處罰保留を求めた。而して更に十月二十五日に於て廣田外相がユレニエフ大使に覺書を手交した。此の覺書と之れに對するソ聯側の反駁書を十一月四日に於てソ聯側より發表してゐる。右によれば、廣田外相が、本件は滿洲國問題だから滿洲國を相手と爲せといふも、日本は滿洲國の國防を引受けて居るのであるし、且つ事件の中に日本兵があるから日本を相手にする。國境不確定といふも、國境は屢次の蘇支條約によりて確定して居る。蘇兵の不法越境だといふも事實日滿兵の不法越境である。現地に於て調査せんとするを日本側にて拒みて別の事を議せんとするのは遺憾である。日本側にて此點を今一應考慮されたいといふのである。右によれば、此事件のみならず、蘇聯側の意向の大體を察することが出来る。國境の確定を好まないのは從來屢々界標を移動

せしめたり、支那の地域(後には滿洲國の)内に防備を施したりしてあるのが暴露するを恐るゝ故であらう。久しく事實上の占領をつけて、結局領土に編入する機を得んとするのであらう。支那との條約上の境界などは實地には不明の點多く界標なども多く喪失し、目標の村落なども滅失したり移轉したりしてゐる。△里龍江の邦船航行に抗議 駐日蘇聯大使ユレニエフ氏は昭和二年十一月二十八日午後我外務省に廣田外相を訪問し「蘇聯國境を貫流する里龍江、松花江、ウスリー河の航行は一八五八年露支兩國間に締結されたる條約の精神に依り規定され居る。最近現地よりの報告によれば、日本國艦を掲揚せる汽船がほしほしままに松花江から里龍江へ航行した事實あり、蘇聯政府は日本政府に條約違反事實を指摘して此處に注意を喚起す」との抗議を提起した。之れに對して廣田外相は條約の適用がそのまゝ、刻下の露蘇兩國關係を規定し得るものなりや否やを承知せぬが、取敢へず日本國艦を掲揚して航行したりとなす船舶の調査を行ひ、且つ條約に對する滿洲國側の見解をも充分検討した上回答すべきを約して即答を留保した。條約第一條には左の如く規定されてある。

を交換監視せしめる事を出願する。
一、更に將來の紛争を防止する爲め國境の根本的確定を要する。その方法としては國境確定特別委員の任命を要す。
一、同時に滿洲國政府は今後同種事件が續發するに於ては速くまで國境線確保の態勢より斷乎自主的方針を以て臨む。

△日蘇の交渉となる 尙此の事件に關しては、蘇聯政府は速早く日本政府に抗議して来たのみならず、日本にも固より關係あることだから、滿蘇交渉と併びて日蘇間の交渉ともなつた。即ち蘇聯は事件直後一月三十日に於て早くもストモニヤコフ蘇聯外務次官より我大田駐蘇大使に抗議文を手交した。それは此事件を以て日滿兵の蘇領に對する不法越境なりとするのである。日本政府は南大使よりの報告に基きて、二月十三日大田大使に訓電を發し、事實は日滿兵の不法越境にあらずして、蘇兵の不法侵入並に滿洲國兵變援助なる事を明示せしめた。且つ同時に、雙方が自己の主張を云ひ募つてゐるは解決の見込がないから、東洋和平の大難的見地からして此事件の解決に對する日滿蘇三國の現地調査混合委員會を組織し、親しく衝突地點を調査し公正なる事實を判定せんことを申込ましめた。
大田大使は此の訓電によりて十四日蘇聯外交次長を訪ひ三時間に涉りて懇談した

政治—政治外交の一年

が、次官は「日本が公平なる調査會を組織せん」とする意圖には満足するが、それには更に公正を期する爲めに第三國委員の介入を必要とす」と陳べた。大田大使が十七日此事を我外務省に報告し更に第三國介入に關する訓令を求めた。而して廣田外相は、第三國を加ふせしむるは徒らに事件を紛糾せしむるに過ぎないから日滿蘇の三國間に決定すべしとの旨を回訓した。
△不法越境發砲の統計 因に、昭和十年九月より此の金廠溝事件に至るまでの蘇聯並に外蒙の不法越境發砲等の事件は合計十七件に上り、左の如きものである。

△昭和十年九月八日興安北省額爾古納右翼旗運屯附近において滿人二名を殺致△十二月十三日、興安北省額爾古納右翼旗永安屯分駐所より十九滿軍額爾古納河上において滿人三名を殺致、蘇領がコロカにおいて不法越境を受けた△十二月十四日、飛行機一機、十五、十六の三日間に互り興安北省新巴爾虎右翼旗ヘルムト上空を侵犯、滿洲國領の警備状況を偵察△昭和十一年一月十四日、外蒙ヘルムト分駐所を襲撃、滿洲國警備隊長以下十七名を殺致運屯△一月十四日、飛行機一機越境、十六、十七兩日には二機同機外蒙軍用機が巴爾虎右翼旗シヤラツン分駐所上空を越境△一月十九日、新巴爾虎右翼旗ホルンデルスに外蒙兵襲撃△一月二十四日、オランホトツクに外蒙兵襲撃、次いで巴爾虎右翼旗ホルンデルスに外蒙兵襲撃、右は何れも日滿軍に撃退された△二月二十四日オランホトツクに外蒙兵襲撃し日滿軍と

交戦撃退された、日滿軍の損害日本兵一戰死、負傷二、日滿警長一戰死、蒙古兵一戰死△一月十七、二十四日、ヘルムト附近調査の日滿軍は越境せる外蒙兵の襲撃を受け之れと交戦して撃退、蒙古兵戰死一△一月二十六日新巴爾虎右翼旗オランホトツクを襲撃し外蒙兵襲撃、同所を占領。

△蘇聯の外蒙に關する發言 以上の回訓に基き大田大使は二月二十一日モスクワに於てストモニヤコフ次長と會見した。大田氏は混合委員會に第三國代表を加ふることに反對したので、次長は之れを遺憾と爲すが、平和の爲めに狂げて日本の意に従ひ日滿蘇三國の代表のみにて委員を作るべき旨に同意し且つその數は、日滿代表の合計數と蘇聯側の代表と同數ならしむべきことを提議した。

且つ此際、次長は甚だ重要之提議を爲した。それは左の如きものであつた。
最近の滿洲國境紛争事件は、外蒙の獨立を保障して之れを以て國境の第一線と決す對同政府にとりて難念する。昨年未だ外蒙首相ゲンドン氏がモスクワに來りたる時、滿洲國境問題解決に關する重要提議を爲し、蘇聯政府の適當なる措置を要請した。よつて蘇聯としては斯し滿洲國が自衛隊員訓練委員會の如きものを滿洲國にも設置することに同意するならば蘇聯は喜んで外蒙政府に對する協力を施す用意を有する。蘇聯は一九二一年以來外蒙に對する文書の政策を決してある。
右に對し大田大使は、滿蒙間の問題は滿

議間に解決すべきものであつて、滿蒙問題と混同すべきものでない。而して蘇國が外蒙を支援するには特別の條約にてもあるか、その根據を承はりたしと尋ねたが次長は答へず、只外蒙に對する第三國の壓迫は直ちに蘇國を脅かすが故なりと答ふるのみだつた。

△東部國境確定の我提案 日本外務省は滿蒙國境の全般的交渉が全蒙滿事件の爲め頓挫し、金廠溝事件の交渉も物別れとなつたから、更に改めて國境一般の交渉を開始すべく決意し、三月十六日大田駐蘇大使をして交渉せしめた。大使はストモニヤコフ外務次長を訪ひ、正式に滿蒙國境確定に關する提議をなすと同時に(從來下相談はしてゐた)滿蒙國境殊に陸續して問題の頻發する東部國境線の確定の急務なるを力説した。大要左の如きものである。

- 一、滿蒙兩國の邊境委員會を任命し、興凱湖より圖們江に至る國境線を確定す。
- 一、同邊境委員會は現存條約を基礎とする現國境線の状況を調査し、新邊境線を建設し、條約又は清國を以て、又森林地帯では林道を代り開き國境線を明確にする。
- 一、蘇聯政府が國境確定の提議に同意する場合、日本政府は直に蘇國の提議したる常設邊境委員會の設立に同意する。同邊境委員會は滿蒙國境における紛争の調査に任ずるものとす。

右提議に對してストモニヤコフ次長は之れに賛意を表したが、此れと同様の委員會を滿蒙國境にも設けねばならぬが日本にその用意があるか。又斯様な會は東部國境のみに限らずして全線に必要があるかと陳べた。右は蘇蒙全線を連ねて滿蒙國との境界紛争問題を解決せねば全體の平和を期し得ないから、然らざれば俄に同意し難しとの意と解せられる。

△蘇聯外蒙相互條約の發表 三月三十一日大田大使はストモニヤコフ次長を訪問して同じ問題につきて押問答を重ねた。依然として蘇側は國境紛争處理委員會を東部國境のみに限るは不當なりとなし且つ滿蒙國境に何故に及ぼさぬかといふのであつた。そこで大田大使は何故に蘇國が左様に外蒙の事に關心を持つか關係が明確ならざれば何等交渉の餘地なしと陳べたるによりストモニヤコフ次長は始めて、その關係を明確にした。

蘇聯と外蒙とは一九二一年以來交際關係にあり、一九三四年には相互援助の紳士協約が出來、本年(一九三六年)三月十二日正式條約として調印された。全文は四月八日タス通信にて發表された。此故に義務として、蘇聯は外蒙の事に干渉するのだといふのであつた。此の發表は日本及び滿洲國に甚大な注意を喚起せしめた。

たのみならず、今次で外蒙の領土權を放棄しない支那政府並に歐米諸國に多大の驚愕を惹起せしめた。

△長嶺子事件 此間に長嶺子に於て又もや日蘇兩軍の間に衝突があつた。大體は左の通りである。

三月二十五日午前八時頃長嶺子駐屯隊の吉田中尉一行四名は糧秣支隊小倉軍曹以下五名と共に糧秣支隊長嶺子附近の國境線を視察中、突如ゲ、ベ、ウセ、八名より狙撃され、吉田中尉、小倉軍曹は負傷し、吉田一等軍曹、吉田一等兵は殺害された。地點は滿洲國領である。其後我軍九十名、蘇軍四百名ばかりの戦闘となり、夜に入つて互に退き、其後對峙して戦闘は行はれなかつた。此時我軍に四名の重傷者あり、彼等には約二十名の死傷があつた。

△東部國境の狀況 問題になつてゐる東部國境とは、即ち東部陸地國境であつて、興凱湖より綏芬河、東寧、圖們江を撃つ六百三十キロの國境線である。之れは興凱湖界約(一八六一年)環春界約(一八八六年)によつて山岳密林地帯に平均距離十八キロの間隔に設置された合計三十五個の石標により構成されたものである。民國五年の支那官廳の調査によれば、設置された地域に標識の殘存せるもの僅に十個で、移動されたもの十九個、存否不明のもの三個、全然痕跡のないもの三個、結局標識間の距離三十

五キロとなつてゐるといふことである。さればその後には於ける變動も亦多大なる可く、境界の不明にして越境問題の起るも無理ならぬことである。その確定工作が最も必要なるを知る。

△蘇聯の同意 四月二十七日駐日蘇國大使ユレニエフ氏は我外務省に有田外相を訪ひ、國境紛争處理並に國境確定委員會設立に關する日本の主張を全面的に承認した。從來日本は國境紛争の頻發する東部國境より先づ解決すべしとの主旨にて、紛争委員會の任務も、國境確定も此の線のみに限らんとし、蘇聯は兩委員共に滿蒙全線に互らしめんとし、時には滿蒙線にも互らしめんとして行儀みであつたのを、今回蘇聯が日本の主張を容れたるものにて、之れによりて漸く紛争解決交渉の曙光を見たわけである。

△五家子事件 五月三十日五家子に於て又もや滿蘇兩軍の衝突があつた。朝鮮軍司令部の發表によれば、十三日午後三時、五家子(興凱湖第六號界標道上國境に於て蘇聯軍隊十一騎越境し來りたるにより滿洲國軍隊之を襲撃す。同日午後四時又もヤゲ、ベ、ウセ、二十七騎前線に來る。兩軍對峙す。滿洲國軍隊本部は十四日午前零時若干名を懸擧に擧す。他に尙若干兵を増派して對峙したが、十五日正午に互り、蘇聯兵漸次退却す。

之れに對しては、タス通信は日本兵攻撃し來りたる爲め衝突せりと報ず、此衝突滿軍死傷なし。蘇側死一、負傷若干ありたるも之の如し。

△三河地方のソウエイト突擊隊事件 △關東軍發表左の如し 六月下旬三河憲兵隊において共産黨事件取調中三河地方露人間にソウエイト突擊隊なるもの結成しありとの端緒を得、爾來取調への結果、概ね左の如き實情判明し七月十日より檢事に着手し、二十日海拉爾において關係者二十八名に對し判決言渡しあり、二十一日海拉爾郊外においてシャルグアラロフ以下九名の死刑を執行し、他はそれれく投獄せらる。

△事實概要 一九二四、五年當時未だ國境線全く開放の時、白系露人を誘ひソウエイト組織せられたる密使は俄かに蘇聯に逃じて三河地方共産化に活動しありしが滿洲國以來依然三河に止まりて巧みに活動を續けた。その後昭和九年共産主義宣傳の事實判明し、當時嚴重處分せられたが、飽くなき蘇聯の使館策謀により、一九三四年四月頃、ゴドワヤ村カザツク軍事教育會合を行ひ、シャルグアラロフ外二十名を召集、同人より同突擊隊の目的使命を説明したる後、シャルグアラロフ黨員名簿を創製し、絕對に本結社の口外を嚴禁せり。その後は益々蘇聯側と連絡を密にし、シャルグアラロフ司令官し、ウエルブルグ村ストラコフ宅において會合を開き、次第に同隊の擴大強行に關する歩を進めつゝありたり。

以上聯合せる同志は約三百名と稱し、ソウエイト突擊隊と稱して平時にあつてはソウエイトの偽備となり、戰時白系露人の反滿義勇隊に任じ、戰時に進軍や偵察武裝を執りて進出し、現地に於ける滿軍官公衛を襲撃し、掠奪殺戮放火を恣にし、以て軍軍の攻めに合流せんとするものなり。

△處刑(死刑)シャルグアラロフ、ニヒロオドル、エロソイウツチ(四六八名無期懲刑五名(有期懲刑)二十三名、十五年五名、十三年二名、十年一名、五年一名、有期五年懲罰二名) 實地帯に於て日本人四名が蘇聯國境警備隊に不法拉致された事件あり。大田大使が七月一日ストモニヤコフ次長を訪ひてその釋放を交渉し、今後斯様の事なきを要求した。之れに對してストモニヤコフ氏は曰く。

滿洲國蘇聯領事より報告によれば、右地點は一九一一年十二月の齊々哈爾濱條約に基き蘇領領土なることを、日本の領事も關東軍代表も滿洲國代表も承認してゐる。併し日滿間は此條約の效力を認めないとの事であるが、之れは甚だ心得ぬことである。此條約は一九一一年十二月露支兩國間に合法的に締結され效力を發生してゐる。更に一九二四年五月三十一日露支間に締結された北京協定第七條、及び一九二四年九月二十日の露露協定第三條は兩國政府は兩國の間の國境を更に確定するまでは現存の國境を相互に維持することと公約してゐる。而して滿洲國は成立の時に於て現存のすべての條約を引續く可き旨を聲明してゐる。故に滿洲國は現在の國境に不滿意ありとするも、新に確定するまでは之を尊重せねばならぬ。

大田大使は之れに對して、此の條約は未だ批准されてゐないから效力發生しないと反駁したが、次長は此條約は批准を必要とせず訓印と同時に效力を發生したものであると陳辯した。其後此問題はそのままになつてゐる。

日滿一致の委員會案 此等の事實上及び條約上の紛争に拘らず、東も角東部國境に關する紛争處理並に確定の兩委員會設置に關しては、既に日蘇間の協定が出来てゐるので、日滿間にはその準備の爲めに左の如く兩者の意見を纏めた。

- 一、國境紛争處理委員會 (イ)日滿間及び蘇聯側より夫々同数の委員を任命し中央及び地方委員會を構成する。(ロ)先づ地方委員會に於て現地解決を圖り解決不可能なる場合は中央委員會に移轉し、更に解決困難なる場合には三國外交機關の折衝に委す。(ハ)中央委員會はハルビンに置き、阿穆河、東寧、海州、松山、長嶺子等に地方委員會を置く。
- (ニ)委員會に於ては普通議程中は一切武力行動を中止す。(ホ)三國委員會は必要に應じて現場調査の爲め個人等間、書類點檢の權を有す。
- 二、國境確定委員會 (イ)原則として滿蘇兩國委員を以て組織し日本側はオグザイパーとして兩者間の警備に力める。(ロ)阿穆河、海州を設け、阿穆河江方面の南方地區より確定に着手す。(ハ)國境確定の基礎資料としては北京條約並に同條約附屬協定(一八六一年、理春界約、一八八六年、圖們界約、一八八一年等)。

國境兩委員會設置會議の第一會 我外務省は七月十六日蘇聯大使館ライビツト參事官の來訪を求め東部歐亞局長より、前記の日滿側の原案を手交説明して第一回會議を行つた。ライビツト參事官は之を本國に送つて回訓を待ちて更に會議せんことを約した。

其後の事件 八月八日午後三時密山第一區許子溝にゲ・ベ・ウ六名不法越境し來り折衝附近進行中の滿人三名を襲撃して威嚇捕縛しソ領に引致した。日蘇省の談によると、ゲ・ベ・ウは右滿人の所持品を沒收し大ム河下流のボヤルコウオ水道に最近ソ領は其の入口から四百二百メートルの地點に堅固な防柵を以て水道を閉塞し同地點に砲臺一挺を配置して監視し一般船舶の航行を阻止したのを滿洲國側が見、之は愛國條約及び河川に關する國際慣習による航行の自由を阻害する不法行為だから、滿洲國外交部はその即時撤回を要求し、八月十一日北滿特派員羅木氏をして抗議せしめた。八月十九日午前六時ころ東部南地區高安村南方にあり我軍砲兵に對し同地東側ソ領高地より四發の小銃彈を受けた。損害はなかつたが此方面屢々不法襲撃を爲す(二十一日日田大使よりこの報告に基き、有田外相は滿洲國東部附近におけるソ領側の不法襲撃につき駐蘇清國代理大使をして抗議せしめた)此方面に於ける六月以降の不法射撃 六月六日午前六時小銃連發(同十四日午後七時及八月五十分の二回)に真り機關銃射撃(同二十八日午前八時三十分小銃二發七月八日午後八時三十分前後に三回)に互り小銃射撃(同二十五日午前七時三十分小銃二發二十六日午前五時五十分より八時までの間に四回

に互つて小銃二十一發八月二日午前六時四十分小銃六發(同六日午前九時過ぎより十時三十分までに小銃十發) 蘇聯軍を襲す 八月二十五日蘇聯の東京駐劄ユレニエフ大使は有田外相を外務省に訪ひ、本國政府の訓令なりとて國境問題兩委員會に關し左の點につき蘇聯側の見解を披瀝して外相の考慮を求めた。即ち大使は日本側協定案によれば兩委員會は東部陸上國境即ち興凱湖以南阿穆河江に到る限に限定してゐる。蘇聯政府としては、この兩委員會を設置するに異存はないが、もと(一)紛争處理委員會は東部國境にのみ限定せず、北部西部などの全國境に互り設置する可きものであり、蘇聯政府が兩委員會設置の方針に同意せる際には、かゝる解釋のもとに交渉開始を受託したのである。

とて紛争委員會の全線的擴大を希望した。之れに對して外相は それは誤解である。兩委員會設置に就ては悉く之れを紛争の最も多き發生する東部陸上國境に限定することは當時兩國政府間に完全に見解一致せることである。今更之れを問題にする蘇聯の意思を疑はざるを得ない。 と反駁した。大使はその旨本國に報告すべき旨を陳べて辭去した。之れにて折角曙光が見えたと思はれた國境問題も再び混沌たる有様となつた。一旦同意した事を何故に翻へしたかは誠に不可解なことである。併しながら、蘇聯外交の變幻極まりなきは今

に始まつたことではない。内政又は歐米支那との外交關係の風向如何によつて、又或は日本の内政並に日本の對外關係の模様が

見て、陸續に變化させるのが慣用手段である。而して氣に入らぬ問題は何かとかかとか口實を構へて遷延させ、遂に思ふ意に持つて行かんとする。今度の事も或は何か彼國の内政か歐米外交かに關係するやも知れず、又或は何か日本の内政か外交かに感違ひして、日本は強硬に出られないと見たのかも知れない。兎に角彼國の政府には國境の不安を早く除去して雙方國民に安心させたといふ熱意がないと見ざるを得ず、誠に遺憾な情勢であると云はざるを得ない。

獨稅關跡舊烏蛇河なることを認めながら機會ある毎に國境を新烏蛇河岸に進めんとするものである。

即ち此の附近の國境は一八六〇年に露清間に締結された北京條約によつて大綱を示し、次で翌一八六一年の興凱湖界約で正式決定を行ひ、烏蛇河を以て國境となした。越えて一八八六年四月(光緒十二年)の理春界約では北京條約に準じて再び烏蛇河が露清兩國の國境線たることを再確認したが、その時東部東北方の烏蛇河合流點に於て一ヶ所と老龍河水源地に於て二ヶ所、二ヶ所の國境界線を設け、その間約百キロは専ら烏蛇河を以て國境と爲すことに定まつた。

かけて蘇聯側と誤合してゐる。以上によつて明なる如く一九〇三年の大洪水によつて生起した中洲はその全部が滿洲國領であるに拘らず、蘇聯側では不法にも既に數箇の中洲を自國領と稱して居り今更々屢々國境線の擴張を進め、その間の中洲を自國領と爲さんとする企圖の下に屢々越境し來り、遂に此の事件を起したものである。

△有田外相の抗議 右に關し、有田外相は二十七日正午外務省に對し日蘇聯大使ユレニエフ氏の來訪を求め、蘇聯兵の不法越境は遺憾に堪へない旨を述べてその反省を促した。

△蘇聯の逆盜抗議 蘇聯外務人民委員部極東部長カズロフスキー氏は八月二十七日帝國大使館酒匂參事官を人民委員部に招き、二十六日の烏蛇河事件につき逆盜的抗議を爲し事件の嚴重調査と犯人の處罰とを要求した。

貴參事官は既に今回の事件を發生した烏蛇河に近き東部にソウエト郡那根から小銃彈が落下して來た事實につき我が方に注意を喚起したが、我が方に嚴重調査の結果、ソウエト郡那根より發射した事實なきことが判明した。故に右の小銃彈落下事件は今回の烏蛇河事件を正當化せんとする滿洲國政府に同地方日本官廳の豫備と見る外なし。よつてソウエト政府は日本政府に對して烏蛇河事件の嚴重なる調査と犯人の處罰とを要求す。

其後の問題 八月三十一日種田大使より
の報告により我外務省より酒匂駐蘇代理大
使に訓令して警告を發せしめた事件左の如
し。

八月二十八日午前六時四十分頃滿東部國境東段附
近興安村南方丘陵にある日本軍警兵に向ひ機關銃彈
丸九發を射撃した。その方向より同村南方ソ聯
兵陣地から射撃されたことは同日午前八時
七時より九時までの間に興安村西方丘陵にある日
本軍警兵に對し十數發の小銃彈を射撃した者あり蘇
聯陣地より飛來せるもので之れが爲め滿人一名負傷
した。又同日午後三時半頃東東方より蘇聯軍用飛行機一機を撃墜せし、五百米の高さより日本軍陣地の偵察をなした。依つて我方も直ちに之れに向つて射撃を加へたので、蘇聯機は逃走した。

滿獨國交の接近

滿獨爲替交換實施 此一年間に於ける滿
獨國交の接近は極めて重要な意義がある。
滿洲國は康德二年十月一日から獨逸國
との間に郵便爲替の直接交換を開始した。
従來滿洲國は日本及び支那との間に直接交
換を爲してゐた外、諸外國は國際聯盟の滿
洲國不承認決議に拘束されて、事實上必要
に迫られながらも、公然表面化するを懼か
つてゐた折柄、獨逸は國際聯盟より脱退し
てゐるので斯る態度なく、滿洲國の事實的
承認と見らる可き直接交換に同意したもの

である。これで滿洲國と直接爲替の交換を
爲す國は日本、支那、獨逸の三國となり、
其の他日本の媒介によりて交換を爲しつゝ、
あるは、關領東印度、和蘭、波蘭の三國で
ある。國際聯盟の不承認決議は漸次影響を薄
くする。

滿獨貿易協定の成立 獨逸政府はナチス
ドイツの極東貿易進出の可能性を打診する
目的を以て、昭和十年十月三十日東洋經濟
觀察團として首席代表無任所公使キープ博
士、隨員クノール博士及びローゼンブルツ
クの三氏を派遣し、日滿獨三國間の貿易關
係調整、日獨經濟交渉等の諸問題に就き、
日滿兩當局との間に協議を行つた結果、我
が外務省松島通商局長の斡旋により、先づ
滿獨通商協定の締結につき、意見の一致を
見たので、十一月四月三十日駐日大使謝介
石氏と獨逸外國爲替管理局長オットー、キ
ープ博士との間に東京に於て調印し、更に
兩國政府の批准を経て六月一日その全文を
發表した。

△日滿獨の三角貿易關係 滿獨兩國の通商
關係は滿洲國の對獨輸出は五千三百萬圓に
對し獨逸國よりの輸入は一千二百萬圓(何
れも昭和九年度)と滿洲國に有利な片貿易
となつてゐるに反し、日獨通商關係は我が
對獨輸出一千九百萬圓に對し輸入一億九百

萬圓(十年度)と我國に不利な片貿易となつ
てゐる。右協定の締結により、日滿獨三國
間に三角貿易關係を結成し、三國相互の貿
易調整に一大効果を齎すものと期待されて
ゐる。蓋し獨逸は滿洲の大豆を是非共必要
とする。昨年は片貿易調整の爲めにその輸
入を制限した爲め、滿洲も困つたが獨逸自
身も困つた。ノールウエカ代用品として
豆油を輸入したがそれは油を得ても飼料
を得られない。それでどうしても滿洲の大
豆がほしい、その爲めに、代りに滿洲にて
鐵類、機械類を買つてくれといふも滿洲に
はその必要はない。そこで注意されたのは
日獨貿易である。之れは日本への輸入が非
常に多くなつてゐるので、その調整の爲め
に日本としてはもつと獨逸に買はしめるか
又は獨逸品を制限せねばならぬ。そこで、
日滿を一つにして獨逸に對するといふこと
になつて解決を見た。日本の犠牲によつて
滿獨兩國が満足を得たのである。尤も日
本としても滿洲國の利益たることは日本の
利益でもある。

△事實上の滿洲國承認 尙右の協定は獨逸
爲替管理局代表と滿洲國關係官廳の代表間
の業務協定といふ形式になつてゐるが、實
質上は獨逸政府の滿洲國承認となるもので
各國の注目を惹いてゐる。即ち之れに關し
構と思つてゐるといふことであつた。

伊國總領事西塞天に新設 イタリヤ政府
はかつて奉天に總領事館を新設すべく滿洲
國側と交渉を進めてゐたが諒解成り、六月
中旬商埠地英國領事館附近に開設した。

滿獨關係 滿洲國の經濟發展の爲め重要
な關係を持つシヤム國はかつて日本を介し
て滿洲國と友好親善の策を執つてゐたが、
最近では此傾向著しくなつた。即ち直接間
接にシヤムに輸入される滿洲特産品約百五
十萬圓とシヤム國産のチーク材、米等のバ
ーター取引を行はんとする機運を醸成し
た。七月十五日兩國經濟親善への第一歩と
して滿洲國外交部から大阪駐在商務官島松
氏を經濟觀察のため派遣した外、シヤム駐
在の大山兼光氏を經濟觀察員の囑託として
調査せしめた。

フランスの棄權 滿佛經濟提携問題は滿
洲國直後の懸案にして既にこの爲めに極
東企業公司、日佛對滿事業公司(日佛合辦
日本法人)の設立を見たるも従來滿佛經濟
關係の疎遠なりし爲め、佛國の對滿認識不
足と滿洲國側における準備不足の爲め、
今日まで具體化するに至らなかつたが、滿
佛の通商關係は康德二年度の貿易において
既に八百二十萬圓に達し、特に佛領印度支
那よりは四百十萬圓の米を輸入せるが如き

事實的承認と經濟的承認

概説 滿洲國に對する列國の承認はそ
の後表面的には進んでゐないが、滿洲國の
實質上の發達によりて、外交的にも經濟的
にも漸次各國の重視する所となり、是非共
承認せねばならぬ事情に迫られてゐる。そ
の經濟的並に政治外交的の重要性に鑑み
て、獨逸の如きは適早く貿易協定を結んだ。
滿洲の如きも例の羊毛に關する問題から滿

情勢にあり、將來滿洲經濟關係は相當重大であり期待されるに至つたので、豫て滿洲經濟提携を目的に設定せられたる滿洲企業銀行組合（印度支那銀行、パリ・オランダ銀行を中心とす）にては最近成立せる滿洲通商協定等に刺戟を受け、五月末パリ・オランダ銀行を代表せるアルフレッド・フランク・ツァー氏を東洋に派遣し、極東駐在の同財團代表及び印度支那銀行ならびに中法工商銀行等の現地側と上海において諸般の協議を行はしめた結果、日滿當局においても十分理解あること明瞭となつたので、新京に駐滿代表部を設けるに決し、取敢へず關東軍並に滿洲國の意向を話し同問題の基礎的検討を行ふと共に對滿協議を正確ならしむる意味において、同財團の極東駐在代表たるルユセン・メルレ氏を非公式使節として滿洲に派遣することとなり同氏一行は七月二十日上海より來連、二十一日入京、四日間滞在の上、各方面と懇談を遂げた。メルレ氏も語つてゐる通り、非公式のことでもあり下調べに來たのであるから、氏が何れ國の上、何等かの決定を見ることであらう。兎に角、佛國側が滿洲との通商的價値を重要視して來たことは争ふ可らざる事實である。

英米煙草會社の滿洲國法人登記 滿洲國

における煙草の七割五分を供給し居る世界的煙草會社たる英米煙草會社では多年來天に啓東煙草會社哈爾濱にロバート煙草會社を有し英國法人のまゝ今日に及んでゐたが、滿洲國帝業行政の統制進展を看取した同社首領部は、右會社を改組して滿洲國法人と爲すに決し、諸般の手續を経て、康徳三年八月一日を以て右兩會社は滿洲國法人となつた。啓東は資本金五千二百三十二萬圓（全額拂込）ロバートは三百五十萬圓（同上）で代表取締役には英國、米國、日本人が入つてゐる。今後海外の英米煙草會社と提携して高級煙草の輸入、滿洲國産煙草による製造販賣に當る。此事は世界的有力會社たる外國資本の滿洲國法人登記の嚆矢たる點に於て注意す可く、大資本國の滿洲國承認といふ點にて大に注意されるべきものである。

リトアニア領事職務執行の承認 哈爾濱

駐在のリトアニア領事事務取扱ムア・コフシヤス氏は滿洲國外交部にその職務執行につき正式手續を執り滿洲國から之を承認された（八月十一日）從來滿洲國に勤務する歐米各國の領事は、就任に當り滿洲國に對して何等の手續を取らないものが多い。滿洲國は暫行的に之を承認して來たが、今後は能く留へ正式手續を取らせることにし

滿洲國の行政

總説

建國以來國運いよく隆昌に向つてゐた滿洲國は、順天安民の天旨により昭和九年（康徳元年）三月一日をもつて帝制を實施し、執政溥儀氏が登極し第一代の皇帝となつた。同時に年號も大同より康徳と改元された。

一 般行政制度についていへば、近代的中央集權的國家を形成せんとする建國の根本方針には依然として濃りはないが、しかし急激なる變革を行つて民心に深刻なる打撃を與ふることを避くるために、在來の行政機構中の踏襲し得るものは存續する政策をとり漸々實行されて居る。即ち昭和九年三月一日臨時地方制度調査委員會が設置され地方行政の一大刷新について研究中だつたが成案を得たので康徳元年十二月一日より奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省を廢して新たに吉林、龍江、黑河、三江、濱北、間島、安東、奉天、錦州、熱河の十省を設けて舊弊を一新することに決した。

地方行政の刷新と共に地方自治の確立のために全國各縣又は旗に參事官、副參事官

並に警察指導官を配置し、更に公私社會事業の連絡統制のため社會事業聯合會を組織し、又は地方衛生機關の充實、阿片專賣制度の實施に伴ふ衛生方面の取締等に見るべきものが少くなかつた。

法制方面では帝制實施と共に、政府組織法を改めその他相當の改正があつたが、治外法權撤廢を前に司法整備の工作に準備を急ぎ暫期的法院組織法は康徳三年一月勅令第一號を以て公布され同施行法も同五月公布態より七月一日より實施されることとなつた。要するに滿洲國の政治は治安の恢復と共に目覚しき進展を見せ、獨立國の實を完備するに至り、殊に帝制實施によつて國基を萬代の下に固くしたので國運いよく昇りつゝある。而して現滿洲國に課せられた最重要問題としては治外法權撤廢問題があり即ち既に附屬地行政權の返還に就いても日本政府の聲明があり滿洲國政府では行政權、課稅權、司法權、警察權、營業法規等全般に互る調査が進められてゐたが康徳二年春各關係主體部を網羅する治外法權撤廢準備委員會を組織し關東軍、日本大使館、關東局、滿洲國、滿鐵の共同委員會たる現地委員會および中央日本政府委員會と協力これが準備を急ぎつゝあり、康徳三年六月（昭和十一年）治外法權一部撤廢に關する日

滿條約が締結され、即ち日本國民が帝國全領土において自由に居住往來し、農工業を始め公私一切の職務業に従事することを得せしめたること、及び土地所有權等に關する一切の權利を享受せしめたること及び日本國臣民に對して滿洲國の課稅、產業その他に關する行政法令を適用することを定めたもので右條約は同年七月一日から施行された。

組 織 法

康徳元年三月一日天意に依り溥儀執政が帝位に即かれ民主制國家が君主制となると同時に從來の政府組織法は廢止され新組織法が制定せられた。而してこの組織法は滿洲國家の組織及作用に關する成文の基礎法であり勿論近代的意義における憲法とは言ひ得ないが現在の國家の基礎法として所謂實質的な憲法を爲すと言ふべく、また本法は其制定の手續の上から欽定憲法でありその聖日本憲法と軌を一にすると言ひ得るものである。唯この組織法と雖暫行的のものであり、憲法制定の嚆には當然廢止されるべきものである。

左に帝制後の滿洲國と帝制前の滿洲國との法制上の主要なる差異を示せば
一、以前の民主制を廢して君主制となしたること。

憲 法

憲法は一國の據つて以て立つ根本法で國家の組織とその機能とを規定する。滿洲國は大同元年三月九日、國家成立のその日に敕令第一號政府組織法、敕令第二號人權保障法、敕令第三號「暫く從前ノ法令ヲ援用スルノ件」を發布した。しかして政府組織法の前文には、政府組織法を以て滿洲國を統治する國政の根本法となし、將來民意を採取し、滿洲國憲法を制定するを俟つて直に廢止すると明記した。

政府組織法は康徳元年三月一日帝制實施に當り廢止し、これに代つて組織法の制定發布を見、且つ人權保障法の全文が改められた。しかしこの代替及び改正は執政即位に伴ふ當然の處置で、從つて原法の根本精神は依然として踐つて居り、この二つの法が現在滿洲國の憲法の如き作用をなして居る。

しかし滿洲國が嚴然たる獨立國として内外に重きをなし、正常なる發展を遂ぐるために憲法制定は急務であるから溥儀執政

政治—滿洲國の行政

は執政就任に當り一箇年内に憲法を發布すべしことを表明した。しかるに右一箇年間に遂に發布するを得なかつたので大同二年三月一日建國一周年記念教書を出して草創の際にて政務多端、且つ匪害水災等のため實現し得ざりし所以を述べ、今後速に憲法の事宜を籌備修訂すべきことを宣し同日「憲法制度に關する教書」を以て憲法制度を調査するため憲法制度調査委員を置き鋭意準備中である。

皇帝及輔弼機關

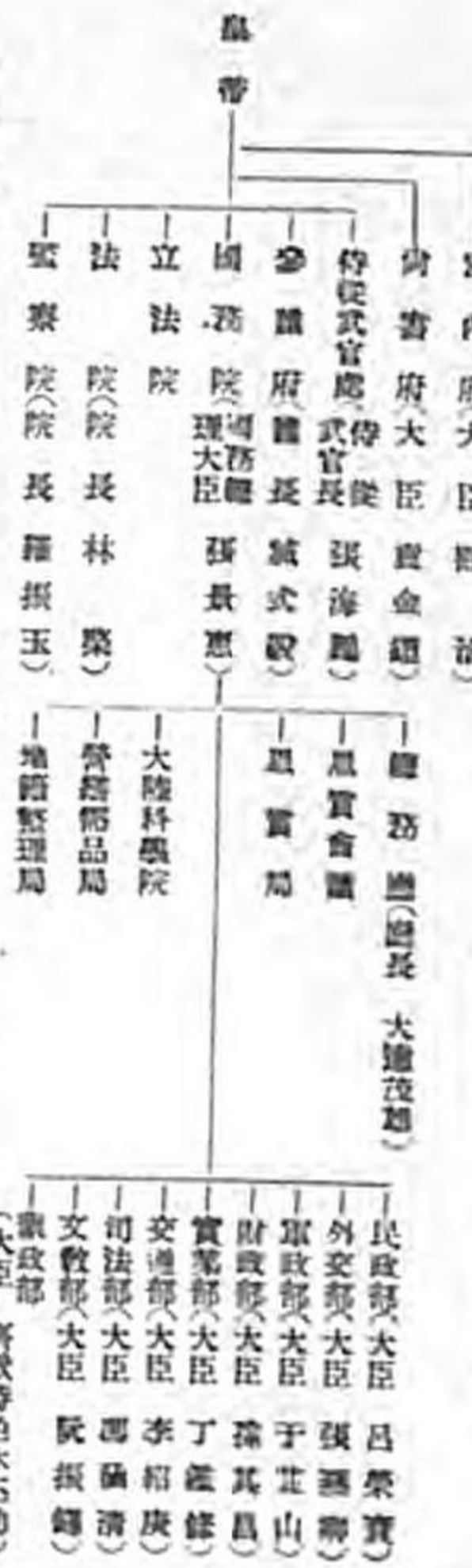
滿洲國は建國と同時に前清の廢帝たる溥儀氏を推挙して執政としたが、天命定つて唐德元年三月一日皇帝の位に即いた。執政と皇帝の相違は大同元年三月九日教令第一號「政府組織法」と、唐德元年三月一日發布の「組織法」とによつて明かである。即ち執政は全人民の推舉により統治權を總攬するものであつたが、皇帝は天命に據り至尊の地位に就き元首として統治權を總攬するもので、こゝに滿洲國の國體を確立して不動の道に就いたわけである。

中央政府

中央政府は皇帝の下に參議府、立法、國務、法、監察の各院を置く。參議府は參議を以て組織し(一)法律、(二)帝命令、(三)勅令、(四)豫算及豫算外約締結大權(第十條)、陸海空軍統率大權(第十一條)、榮典授與大權(第十二條)恩赦大權(第十三條)立法院召集及び會期延長大權(第二十一條)、法律豫算の裁可の公布施行を命ずる大權(第二十五條)等である。なほ皇位の繼承の方法については組織法上に「帝位の繼承は別に定むる所に依る」(第一條第二項)と規定し、今後別に規定に俟つことになつてゐる。皇帝の國務上の大權を輔弼し其の責に任ずる國家機關を國務總理大臣と言ふ。國務總理大臣は國務と關連せざる軍統率の大權及宮庭大權とを除く一切の國務に就き皇帝を輔弼其實に任ずる機關である。國務大臣を除き皇帝の輔弼機關として宮庭事務に關しては宮内府大臣、軍令事務に關しては軍政部大臣があるが國務に關し多數の國務大臣の輔弼制を認めず國務總理大臣なる單獨の機關を認めた事は滿洲國組織法の顯著な特徴である。なほ皇帝の輔弼機關としては他に參議府がある。

る。又滿洲資源に關する根本的調査研究をなす爲めに大陸科學院が設立され日本から各權威者を招聘研究中でその業績は多大の期待を持たれてゐる。このほか實業部には臨時實業調査局が設けられ實業に對する調査、特に滿洲國の大本たる農業に對する

政治統治組織一覽



調査に主力を注いで行はれてゐる。又三月一日の帝政實施後には宮内府及尙書府が宮中機關として置かれてゐる。現在の統治組織系統及首腦者氏名は次の如くである。(附表參照)

地方機關

滿洲國では中央政府機關の確立と共に地方行政制度の確立を期し建國以來、從來の地方制度の殘滓惡弊の廢除に努めてゐる。

政治—滿洲國の行政

即ち殘存の封建的行政權を廢して中央集權制度を根本方針として從來紊亂せる行政系統の統一、請負制度の廢止、冗官の整理を斷行し、又因習を變換し、善政の普遍化を圖るため參事官制度を採用し日本の純眞なる青年をして之に當らしめてゐる。又從來の傳統は充分尊重すると同時に諸先滿洲國の地方制度の長所を斟酌加味して省及北滿特別區、特別市、縣制度、市制度を確立した。省、市制度に就いては大同元年三月一日

國庫負擔となるべき契約を爲すの件、(五)列國交渉の條約東及び皇帝の名において行ふ對外宣言、(六)重要なる官吏の任免、(七)その他重要なる國務等に關し、皇帝の諮詢を承けてその意見を上奏する。立法院は法律、豫算案を議決する機關であるが未だ憲法の制定を見ないため立法院は召集されない。従つて法令の制定は現在は國務院で立案し、參議府の諮詢を経た後、皇帝の裁可をもつて公布してゐる。

國務院は諸般の行政を掌理する機關で國務總理大臣は輔弼の責に任ずる。國務院は民政、外交、軍政、實業、財政、交通、司法、文教及軍政の九部を以て組織し、各部に大臣を置く。國務院には秘書、企劃、法制、人事、主計、統計及情報の七處を直宰する總務處を置く。法院は法律により民事、刑事の訴訟を審判する。中央に最高法院及最高檢察廳を置き地方に高等法院、地方法院、高等檢察廳及地方檢察廳を置く。

監獄院は檢察事務及會計検査を行ふ。唐德二年十一月より國策審議及計劃立案機關として企劃處が國務院總務處内の機關に設置せられ同時に總務處内の機關が右の七處に擴大されたが滿洲國の行政は總務處の強化擴大によつて益々中央集權的實を擧げて

獨立政府組織と共に第一次改正を行ひ、四省制度から軍政、財政の權を奪つて封建的特質を脫落したが、なほ四省制度には舊軍閥餘孽を殘してゐた爲め、唐德元年(昭和九年)十二月一日地方制度の劃期的改革が施され、從來の四省を十省として地方機關としての適切な活動に便ならしめ中央集權の實を擧げた。地方制度改革の理由は從來の省公署は地方行政の最高機關で封建的政府を形成し舊軍閥の私的勢力の根據であつたといふこと、省區劃は政治的であつてそのまゝ行政區劃とするには廣きに失し、上は中央政令の下達必ずしも萬全ならず、又縣の指導も及び難いといふ缺點もあり、もう一つは滿洲國の成立に伴ふ異常な交通、通信網の完成並に政治、經濟、治安關係の變化が擧げられる。新省制の概要は次の如くである。

一、組織 省公署の組織は舊省公署の組織と同様、國務、民政、警務、教育、實業の五部から成り舊省別に比して一層統制に留意し、總務處を中核として各機關の統制を計る爲め各處の重要事項を明確ならしめ、更に地方事情並に事務の繁閑により、民政部長は省公署を指定制實業廳及教育廳はその一を置かざることを得せしめ並らに形式に置けることを廢止しめてゐる。

政治—滿洲國の行政

は執政就任に當り一箇年内に憲法を發布すべしことを表明した。しかるに右一箇年間に遂に發布するを得なかつたので大同二年三月一日建國一周年記念教書を出して草創の際に政務多端、且つ匪害水災等のため實現し得ざりし所以を述べ、今後速に憲法の事宜を籌備修訂すべきことを宣し同日「憲法制度に關する教書」を以て憲法制度を調査するため憲法制度調査委員を置き鋭意準備中である。

皇帝及輔弼機關

滿洲國は俄國と同時に前清の廢帝たる溥儀氏を推舉して執政としたが、天命定つて康徳元年三月一日皇帝の位に即いた。執政と皇帝の相違は大同元年三月九日教令第一號「政府組織法」と、康徳元年三月一日發布の「組織法」とによつて明かである。即ち執政は全人民の推舉により統治權を總攬するものであつたが、皇帝は天命に據り至尊の地位に就き元首として統治權を總攬するもので、こゝに滿洲國の國體を確立して不動の道に就いたわけである。

皇帝の大權は廣く統治權の總攬であるが組織法に特記されたものは、命令制定大權(第七條、第八條)官制制定、官吏任免及び(第九條)宣戰、講和及び條約締結大權(第九條)、宣戰、講和及び條約締結大權(第九條)等である。

中央政府

中央政府は皇帝の下に參議府、立法、國務、法、監察の各院を置く。參議府は參議を以て組織し(一)法律、(二)帝室令、(三)勅令、(四)豫算及豫算外

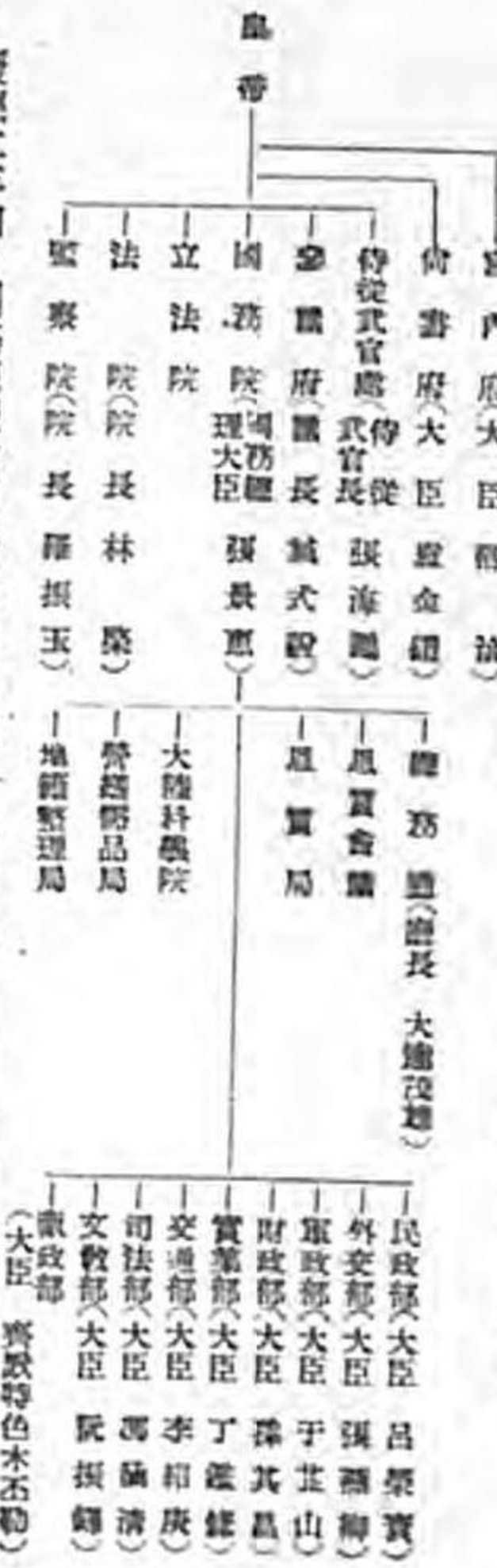
國庫負擔となるべき契約を爲すの件、(五)列國交渉の條約東及び皇帝の名において行ふ對外宣言、(六)重要なる官吏の任免、(七)その他重要な國務等に関する、皇帝の諮詢を承けてその意見を上奏する。

立法院は法律、豫算案を議決する機關であるが未だ憲法の制定を見ないため立法院は召集されない。従つて法令の制定は現在國務院で立案し、參議府の諮詢を経た後、皇帝の裁可をもつて公布してゐる。

國務院は諸般の行政を掌理する機關で國務總理大臣は輔弼の責に任ずる。國務院は民政、外交、軍政、實業、財政、交通、司法、文教及軍政の九部を以て組織し、各部に大臣を置く。國務院には秘書、企劃、法制、人事、主計、統計及情報の七處を直宰する總務廳を置く。

る。又滿洲資源に關する根本的調査研究をなす爲めに大陸科學院が設立され日本から各權威者を招聘研究中でその業績は多大の期待を持たれてゐる。このほか實業部には臨時產業調査局が設けられ産業に對する調査、特に滿洲國の大本たる農業に對する

政治統治組織一覽



(康徳三年(昭和十一年)十月一日現在)

廢徳二年四月國務總理大臣鄭孝胥氏は病氣の故を以て骸骨を乞ひたるを以て皇帝陛下は之を聽許遊ばされ參議府議長張景惠氏を後任にして國務の變理に任せしめられた。

地方機關

滿洲國では中央政府機關の確立と共に地方行政制度の確立を期し建國以來、従来の地方制度の殘滓惡弊の廢除に努めてゐる。

政治—滿洲國の行政

調査に主力を注いで行はれてゐる。又三月一日の帝政實施後には宮内府及尙書府が宮中機關として置かれてゐる。現在の統治組織系統及首腦者氏名は次の如くである。(附表参照)



即ち殘存の封建的の地方政權を廢して中央集權制度を根本方針として從來紊亂せる行政系統の統一、請負制度の廢止、冗官の整理を斷行し、又因習を變遷し、善政の普遍化を圖るため參事官制度を採用し日本の純眞なる青年をして之に當らしめてゐる。又從來の傳統は充分尊重すると同時に諸先滿洲國の地方制度の長所を斟酌加味して省及北滿特別區、特別市、縣制度、市制度を確立した。省、市制度に就いては大同元年三月一日

政治—滿洲帝國協和會

最大縣 最少縣 全縣平均
面積 人口 總人口
(一) 第一期協和會時代
(二) 第二期協和會時代
(三) 第三期協和會時代

旗は法人として國の監督を受け法制的範圍内で公共事務及法制によつて旗に關しての事務を處理する。旗は國の行政區劃たる旗を以て區域とする。旗内に住所を有するものは旗住民として、旗住民は均しく本令に依つて權利を享有し義務を負担する。旗は住民の權利義務及び自治事務に關して旗條例及び旗規則を制定することが出る。旗條例及び旗規則の改訂は旗長が旗民の認可を受け且つ一定の公告式を以て告示する。旗には旗長、事務官、技正、警正、警佐等の職員を置く。旗には部令を以つて指定された旗自治會を置くことが出来る。旗自治會は部令の指定に基き五名乃至二十一名の委員を以て組織する。旗の歳出入豫算及び決算、旗費及び使用料、手数料、夫役ならびに現品の賦課徴収、豫算外の支出、旗條例の制定及び改訂、基本財産及び備置施設管理及び處分の事項は旗自治會の議決を経ることを要する。旗自治會は毎年少くとも一回旗長これを召集する。旗は旗住民に對して旗税、夫役及び現品を賦課徴収することを得。旗は貨物若しくは公共の用に供したる貨物の使用に對して使用料を徴収し、特定人のためにする事務に對して手数料を徴収することが出来る。旗の歳出入豫算は旗長が旗民の認可を受けることを要する。然しながら本旗制は現在の旗の組織上完全に行はざればならぬ。旗制は縣制と同様のものを持つ旗において施行は性質の異つたものを持つ旗において施行は困難な點があるためこの改正については目下旗部において鋭意研究中であり、從つて大部分は舊制による行政を行つてゐる状態である。

滿洲帝國協和會

協和會生成發達の過程
協和會は政府と表裏一體となり五族の協和、百業の振興を圖るために建國と同時に國家機關として之

四省各旗

Table with columns for provinces (興安東省, 興安南省, 興安西省, 興安北省) and their respective flags (旗). Lists names like 喜扎嘎爾, 阿榮, 莫力達瓦及巴彥, etc.

の結成を見たのであるが、その母胎となり前身をなしたものは自治指導部である。自治指導部は滿洲事變の數年前より滿洲及東亞の諸問題を解決すべく結成された日滿人有志の大團體で、事變前には關東軍の影響下に滿洲獨立の機運促進に力め、事變當時より滿洲國の創建に際しては軍の軍事工作と相呼應して政治的工作を擔當し、大業に重要な役割を果した歴史的な組織である。此の自治指導部は建國後二つに分れ一は滿洲國政府を組織し他の一つが即ち民間團體としての協和會に轉化發展し遂に大同元年七月二十五日その結成を見るに至つたのである。爾來協和會は幾多の障害と戦ひながら滿洲國の發展と共に成長の一途を辿つて來たのであるがその歩んで來た過去は大體三つの時期に區分することが出来る。

(一) 第一期協和會時代
(二) 第二期協和會時代
(三) 第三期協和會時代

以上の三つの經過を辿り、又辿りつゝある協和會はその飛躍的發展を期するために康徳三年機構の大改革を断行し新たな情勢に備へることになつた。舊制度は改革前と機構改革後とは正に隔世の感がある。

新機構の確立

協和會の再成への準備
協和會は何故に機構の全面的改革を断行せねばならなかつたか、これについては當面の二つの情勢を考へなければならぬ。一つは治外法權の撤廢により在滿日本國民は形式内容共に滿洲國民の實をとり、所謂五族中の最も中核的分子として進んで民族協和の本道に入らねばならなくなつたこと、もう一つは對外情勢の重大化である。滿洲帝國は日本帝國と共同國防の大任を負つて居るが國防は單に干戈を取つての戰爭のみを意味せず滿洲國を馬蹄形に包圍せるソウエートロシアの赤化思想に對し、或は南京政府による滿洲國擾亂の絶えざる思想戰等に對して強力な防禦陣を敷かねばならぬ。かくして協和會は右の如き新たな情勢に備へるために康徳三年二月十三日先づ過渡的臨時機關として新京特別工作委員會を協和會中央事務局内に設置し、又五月二十日同じく中央事

務局内に臨時調査委員會を設置して機構改革への研究調査を行はしめ飛躍的發展への準備を進めたのである。
新京特別工作委員會
新京特別工作委員會は新設に於ける軍需、官廳、會社、民間に分會を組織し、新京に於ける協和會の組織を確立するために過渡的に設置せられたものである。新京には中央政府機關その他重要諸機關集中してゐるので日本人官吏、會社員、組織が最も緊要であることが認められ本工作の重點もそこに置かれたのである。本委員會の委員長には大同學院の教授で當時中央事務局委員であつた半田敏治氏が當り、古市春彦、幸田武雄、井上實、中村寧、里見良作、竹内節雄、平田九郎、武岡嘉一、田村敏雄、島谷寅雄、永井定、本間有三の十二氏が委員となり康徳三年二月十三日を第一回とし爾後七月機構の改革まで毎週月曜に委員會を開いてその使命の達成に邁進したのであるが言ふまでもなく關東軍の内面的指導下にあつたのである。
臨時調査委員會
これも新京特別工作委員會と同じく機構改革までの過渡的機關で五月二十日にその結成を見、専ら會の擴大強化を要請する内外の狀態に順應して會組織の擴充及び諸工作の徹底を期し、その根本方針に關する調査研究をなすことを任務

とし、治外法權撤廃前後に備へ日系工作の根本方針を調査して中央事務局委員に答申しその決議に従つて新京特別工作委員會が實施機關となつたものである。構成は組織、思想、厚生、三部よりなつてゐる。

新機構の概要 従来の綱領章程、工作方針等に徹底的検討を加へ著しく擴大強化して明日の飛躍的活動に備へる姿勢を完全に整へ別項の如き綱領、章程、中央本部機構首都本部機構を整理し、創立第五年記念日たる康德三年七月二十五日を期し一齊に實現したものであるが新機構の要點を列記すれば次の如くである。

- (イ) 新に綱領を作り、從來不明の點多かつた本會の本質を明確にし、又時運に對照して最も重大なりと思はれる項目を加へたこと。
- (ロ) 工作方針の決定 綱領に基き本會工作の根本方針を明確ならしめ、從來の多岐なる工作要綱を整理統一し、又必要なるものを加へ、會の諸工作を盡く精神工作、厚生工作、宣傳準備工作、組織工作、興業工作の六項目に包括したること。
- (ハ) 章程の改正を行ひ、又中央本部、首都本部機構より地方に至る迄一貫せる組織方針を徹底せることの特長とするところは、
- (ニ) 組織系統と事務系統との完全なる合一を圖り、從來事務的色彩のみ濃厚なるを止めて、本會の指導力を機構内に確立したること。
- (三) 民主主義的思想を根絶し、眞に王道國家に相應せる方針を明確ならしめ、民衆の集合意志による會

役員は任務、或は議決を拂し盡く真正なる民意を調査する途徑をとる故に役員も上級國民の推薦任命の形をとり、その聯合協議會もそれを以て議決権を有せしめず深く民衆の眞正なる意思を調査するを本會とす、宣傳準備と民主主義、共進主義と全く思想的根柢を異にする所以を明らかならしたること。

滿洲帝國協和會綱領 滿洲帝國協和會は唯一永久、固執一致の實踐組織として政府と表裏一體となり、建國精神を鼓舞し、民族協和を實現し、國民生活を向上し、宣傳準備を徹底し、國民運動員を養成し、以て建國理想の實現、道義世界の領地を期す。

工作方針 本會は綱領に基き次の工作方針を定む。

- 一、精神工作 東方道徳の復興、日滿不可分關係の眞實を全國民に理解仰せしめ建國精神を徹底し國民思想を統一す。
- 二、協和工作 國民中に核心的指導力を確立し是に依り民族相互間の軋軋、摩擦を根絶し、各民族を以て各民族の協和を得しめ、以て其の協和を促進し、國民的融合を期す。
- 三、厚生工作 建國の精神理想を經濟生活、社會生活の上に實現化せしめ、百業の振興、國民生活の安定向上を期す。
- 四、宣傳準備工作 國民の眞意を調査して之を上述し、上意を下達して國民をして衷心より國政に悦服せしむ。
- 五、組織工作 全國民を動員し訓練し組織し、官民

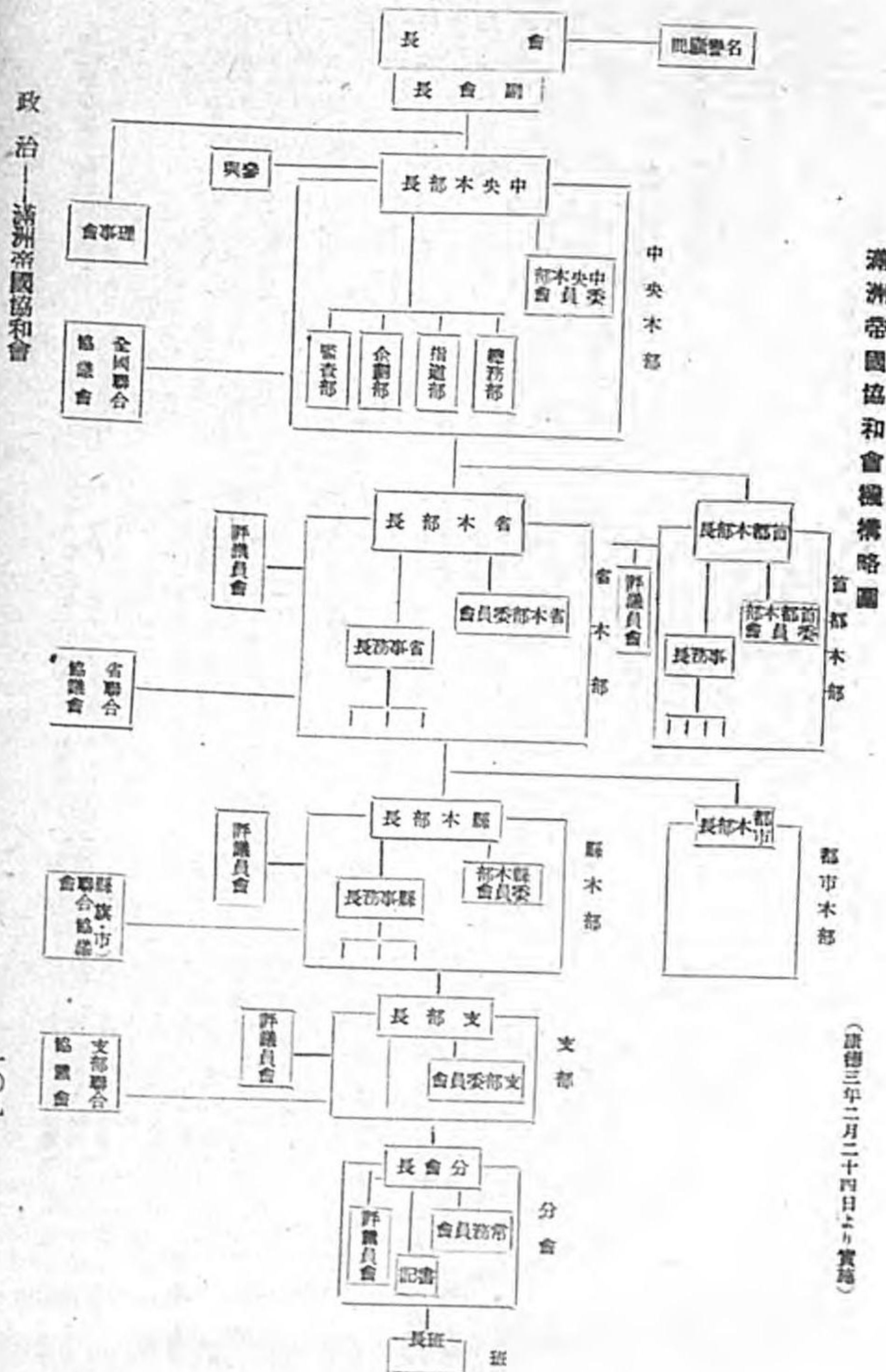
一致上下一體の激然たる國民的組織體を結成す。六、興業工作 建國精神を擴充して況く東亞に及ぼし、原動力國民族を覺醒興起せしむ。

分會宣言 本分會は、同體國民の誓書を奉懸し滿洲帝國協和會綱領に基き行動し、本分會の理想の遂行先實を期し、以て帝國國運の隆昌と滿洲帝國協和會の向上發展に努むべきことを宣言す。

分會宣言書 本分會員は滿洲帝國協和會綱領に基き、章程に遵ひて行動し、滿洲帝國協和會たる本分會を建し、一致結束して本分會の發展に献身すべきことを宣言す。

協和會の組織 滿洲帝國協和會の中央機關と地方機關とより成つてゐるが、同會章程の沿革左の如し。

- 一、同會は政府と表裏一體となつて建國理想の達成、道義世界の領地を期するを目的とし、滿洲帝國國民及同會の目的を達成せんとするものを會員とし、會に會長(國務總理)これに當る 副會長及理事を置き、理事會を組織す。
- 一、新京に中央機關を置き、中央部長一名、中央本部委員、參與各若干名を置き中央本部委員會を組織す。
- 一、省に省本部を置き、新京に首都本部を置く。
- 一、縣(旗)に縣(旗)本部、省公署所在地及特定都市には都市本部を置く。
- 一、會の組織單位を分會とし分會は省、縣、旗、都市の各本部に直屬、その下に班を設くることを得る。
- 一、全國、省、縣(旗)の各級聯合協議會及び支那聯合協議會を置く。
- 一、會の經費は、會員の會費、國庫補助金、事業收益等をもつて充てる。



滿洲帝國協和會機構略圖

(康德三年二月二十四日より實施)

政治 滿洲帝國協和會

康德三年度全國聯合協議會 康德三年度全國聯合協議會は各省代表百十七名を集めて七月二十三日より五日間新東京紀念公會堂において開催された。

協和會の精神

協和會對する執政訓詞 民ヲシテ國ヲ成ス、民ハ國ノ本ナリ、衆志齊一ナレハ強ク、人心離レバ弱ク、我カ滿洲國ハ大地ニシテ物産豊ク、風ニ天

其タコレヲ讀ミテ、健ムラクハ無氣無備、誠ヲ以テシ、思想ハ一致ニ趨キ、生業ハ相扶ヲ爲シ國家ノ前途ヲ進メリニ利ヲ得コトヲ

協和會創立宣言

滿洲ハ古來東亞ノ天府ト稱セラル、土地廣大ニシテ住民亦多シナラス、若シ在任諸民ニシテ資源開發ニ協力シテシニハ必スモノアリ

勅語

勅語 朕國運興隆イレ初メ朕親新ニ立ツ乃チ首トシテ協和會ヲ組織シ朕政ヲ以テ其ノ大綱ヲ撰リ政府内外ト相輔ケ供ニ建國ノ精神ヲ宣揚シテ民衆ヲ道義

行徳ス以テ朕カ平康協和ノ化ヲ建ケ水々萬方ヲ綏ンセヨ之レ欽メ

協和會創立五年記念日に際して發表された植田閣東軍司令官訓示

記念日ヲ迎フルニ當リ國勢ノ飛躍的進展ニ伴ヒ協和會ノ創始的強化ヲ見ルニ至レルハ寔ニ欣悦ニ堪ヘザルトコトナリ本會員カ建國ノ初期ヨリ諸君ノ熱心

植田軍司令官の指示

康德三年九月十八日植田閣東軍司令官は左の如き滿洲帝國協和會の根本精神に關する重大な指示を發した。

政治 滿洲帝國協和會

首腦部役員

Table listing members of the Executive Department (首腦部役員) including positions like 中央本部部長 and names like 井上、中野、結城, etc.

省縣本部名花に管轄區域

Table listing provincial and county departments (省縣本部名花に管轄區域) with columns for 所在地, 管轄區域, and 開設年月日.

政治—關東州の行政

所屬官署 關東州廳、警察廳(州外)高等法院、地方法院、高等法院檢察廳、地方法院、檢察廳、通信局(貯金管理所、郵便局、出張郵便取扱所)、刑務所、支所、海務局、支局專賣局、工科大学、警察官練習所、觀測所、支所、取引所(大連、奉天、新京)奉天救療所。



所屬官署 民政署(旅順、大連、金州、普蘭店、雙子窩)警察署、大連消防局、中興校、高等女學校、旅順高等女學校、大連工業學校、家政女學校、大連商業學校、金州農業學校、大連盲啞學校、旅順醫院、婦人醫院、大連救療所、農事試驗場、補馬所、水產試驗場、職業試驗場、博物館、圖書館、體育研究所。

歷代關東都督、長官及全權大使

Table listing the names and terms of office for various officials in the Kwantung Province, including Governors, Military Officers, and Ambassadors.

地方行政

概況 關東州の地方行政は州内を大連、旅順、金州、普蘭店、雙子窩の五民政署において司り地方自治制度は市制及び會

制で、州内行政區劃を二市六十九會に分つ。昭和九年末における各民政署別の市、區、會、街、屯の数は次の如し。

Table showing the number of municipalities, districts, and assemblies in the Kwantung Province as of the end of 1924.

市 明治四十年二月都督府は衛生組合規則を設け大連、旅順、金州に衛生組合を設立せしめた。その後旅順大連には實業會、町内會、聯合町内會などの私設團體相繼いで起り大正四年九月大連及び旅順市規則制定され衛生組合を設けて市を置き同年十月一日より實施した。大正十三年に至り勅令をもつて關東州市制公布され、同年八月一日より實施され今日に及んで居る。

滿鐵行政の現況

附屬地に對して滿鐵が政府より命ぜられたる行政上の義務は「土木、教育、衛生等」であるが、滿鐵が現実に實施して居る行政内容を項目により細分すれば次の如くなる。

- List of administrative activities implemented by the Manchurian Railway Company, including land management, urban planning, medical research, and education.

旅順二名は官選としてその市住民中、學識名望ある者に就き民政署をして選任せしむ。現任はすべて滿洲人中より選任して居る。又市には市參事會を置き、市長、助役の外に市會議員中より選びたる名譽參事會員を以て成る。

滿鐵附屬地

滿鐵附屬地は左の各種の土地より成る。

Table showing the population and land area of various territories under the Manchurian Railway Company's administration from 1914 to 1924.

政治—法務・警察

經費の負擔 附屬地經營に要する經費はこれを二分し

一、附屬地經營に要する經費はこれを二分し
二、附屬地經營に要する經費はこれを二分し

附屬地地方部 附屬地行政は滿鐵地方部これを擔當

附屬地地方部 附屬地行政は滿鐵地方部これを擔當
附屬地地方部 附屬地行政は滿鐵地方部これを擔當

負擔その他一定の條件を具備する者に選挙權を與へ、その公選により選出せしむるものとす

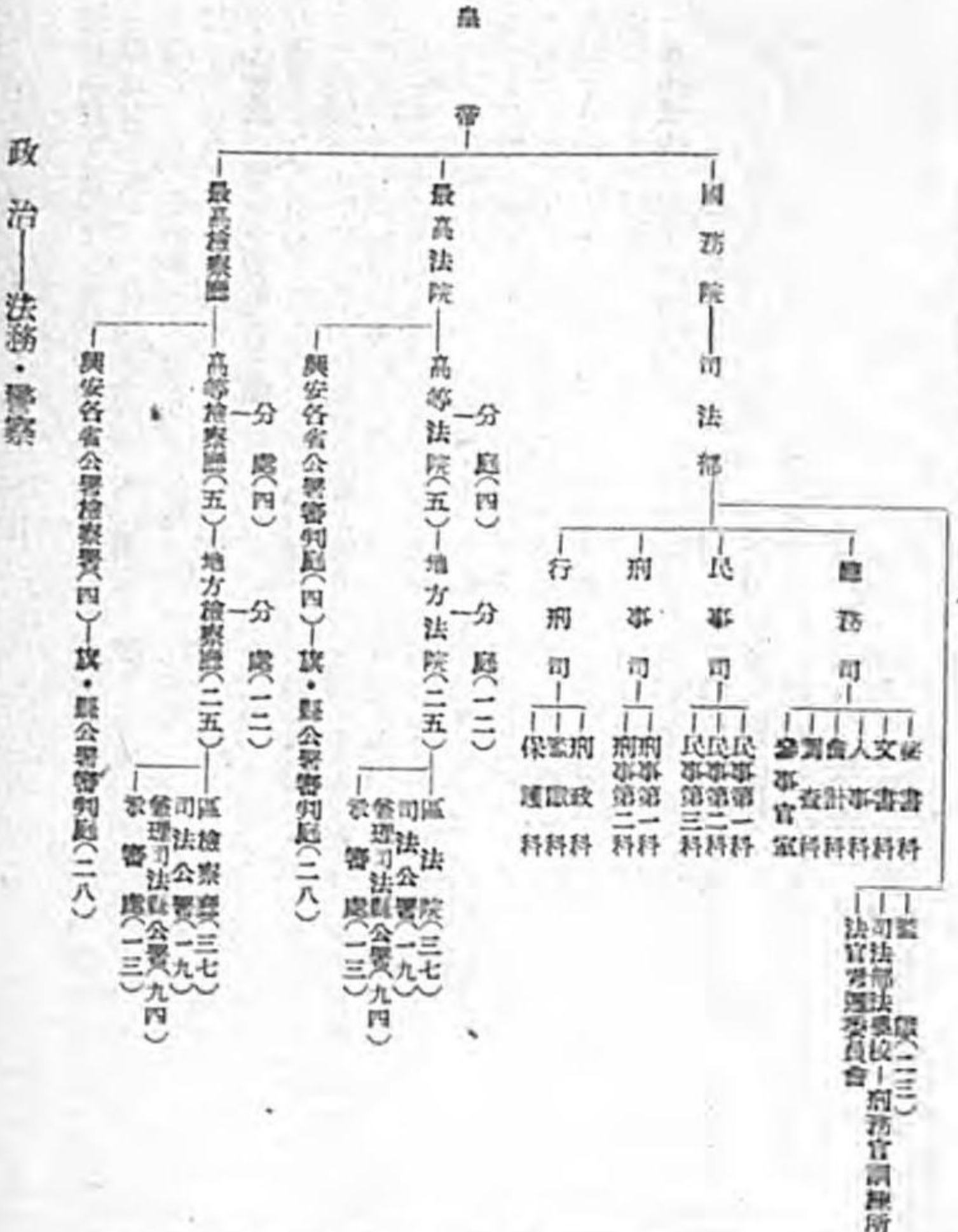
法務・警察

滿洲國の法務

司法總長 治外法權の廢止に當り司法總長
司法總長 治外法權の廢止に當り司法總長
司法總長 治外法權の廢止に當り司法總長

生活を保障するとともに他面彼等の罪惡に對しては容赦なく之を剔抉し革正の實をあげて民衆の法に對する信頼を深めることに努めた、この目的で地方司法職員分庭以上

司法機關の組織系統



の委員官の傳給是正を斷行したのである、更に注目すべきは法院組織法が唐德三年一月、同施行法が五月夫々公布せられ七月一日よりこれが實施を見たことである。

司法部

司法部大臣は法院及び檢察廳を監督し、民事刑事訴訟事件及び其の他司法行政に關する事項を掌理し、大臣の下には次長があつて大臣を輔佐する、部に總務司、民事司、刑事司、行刑司を置く。

政府組織法第七條には、「皇帝ハ

法律ニ依リ法院ヲシテ司法權ヲ行ハシム」と規定してある。これ滿洲國が司法の獨立を認め、且つ行政權との嚴然たる分離を所期してゐることを物語するもので、法治國たる滿洲國の理想を表明する鐵則である。この獨立した司法權を行ふために特に組織された機關が法院である。法院は法律により民事及び刑事の訴訟を審判する。

法院の構成は法律を以て定むることを以て政府組織法上の要件として居る。これまた司法權の獨立を確保せんとする用意より來たものである。現在の法院制度は康徳三年七月一日より實施せられたる法院組織法によるものである。

最高法院 新法院組織法によれば法院は區、地方、高等、最高の四級に分れて居り、最高法院は日本の大法院に相當する最高審判機關で、地方官制案件の第三審、高等法院の決定又は命令に不服を提起する案件に於ては、最高法院の特別機關に屬する案件を五人の推事(内一名は庭長)を以て合議庭において審理することになつてゐる。

高等法院 高等法院は日本の控訴院に該當し、内務部、外務部、國交部、警務部、農林部、衛生部、商工部、地方官制案件の第二審、初級官制案件の第三審長官執行官治

監理法の根據、提審、覆判を掌り、審理に際しては、三人の推事(内一名は庭長)を以て組織する合議庭に於て行ふが、第三審の審理に際しては、臨時に五人の推事を以て合議庭を組織することもある。

地方法院 地方法院は日本の地方裁判所に該當する。従来の地方法院は折衷制の裁判機關で、その事物の管轄は日本の區裁判所に公布された法院組織法によれば従来の折衷制を廢止して地方法院の事物管轄を民事訴訟事件として(一)區法院の管轄に屬せざる訴訟事件(二)破産事件の第一審、刑事訴訟事件として(三)死刑無期又は短期一年以上の刑に當り且情節繁雜なる事件の第一審を管轄する(四)區法院の判決に對する控訴事件(五)區法院の判決以外の裁判に對する控訴事件(但最高法院に屬するものを除く)の二審を掌る、裁判權は第一審事件に付し、審判官三名(内一名庭長)の合議組織である。

區法院 従來法院の事務は地方法院に於て管轄してゐたが、新法に於てはこれを分離し、新に區法院制度を設けたものである。區法院の第一審は民事訴訟事件として(一)訴訟物の價格二千圓を超過せざる訴訟事件

立してその職務を執行するものである。又檢察廳の審級の關係並に事物の管轄は略々法院と同様である。

縣司法公署 縣司法公署は法院の設置なき縣の縣公署内に設けられ、審判事務は審判官により檢察事務は縣長又は檢察官により初級及地方官制案件の第一審を審理し、審判事務に關しては審判官において總ての責任を負ひ檢察事務に關しては縣長において責任を負ふことになつてゐる。

兼理司法公署 兼理司法公署は「縣知事兼理司法事務暫行條例」により、法院設置前に於ける過渡的辦法として地方法院、地方分廳又は縣司法公署の設けなき各縣の縣公署内に置き、縣知事に委任して初級及地方の兩管轄の第一審を審理してゐる。なほ兼理司法公署には承審官の設けあり、縣知事の監督を受けて審判事務を助理してゐる。

承審官 熱河省内の各縣承審官は「熱河省各縣承審官暫行規定」により各縣の縣公署内に設置され、審判事務は承審官により檢察事務は縣長によつて兼理せられてゐる。又吉林省における承審官は地勢、交通其他事件の關係等により既に一つの司法機關を有する縣内の一區域に便宜的に承審官を派遣して該地域における裁判事務を處理せ

(二)禮物の質貨債權に基づく訴訟事件を掌り(三)占有權に基づく訴訟事件を掌る。刑事訴訟事件としては「他の法院の管轄に屬せざる刑事訴訟事件の第一審」を管轄することになつてゐる。而して區法院の審判權は單獨の審判官により行使せられる。

檢察廳 檢察廳は従來最高、高等、地方の三級のみであつたが新に區檢察廳を置くことになつた。檢察制度は民國初年各級審判廳に均しく檢察廳を併置し、更に京師に總檢察廳を置いて統轄したに初まる、其の後民國十六年に至り、檢察制度に專設機關の必要なしといふ理由により、「裁撤各級檢察廳並改定檢察廳名稱令」なるものが公布せられ、従來の檢察廳は新たに檢察署(又は處)として法院に附置せしめられた。然るに滿洲國においては非國と同時に再び法院より分離せしめて廳名を稱するに至つた。が刑事訴訟法及其の他法令の定むるところに遵ひ捜査處分を執行し公訴を提起し、公訴を實行し、判決の執行を監視し、茲に司法警察を管理し、民事其他公共の利益又は風教に關する事件に對しては民事訴訟條例及其他の法令の定むるところに遵ひ訴訟當事人或は公益の代表者として特定の事項を實行するといふ點に於ては舊と異なるところはない。即ち檢察廳は法院に對し獨

しめてゐる。

監獄及看守所 監獄は既決犯を收容し、看守所は未決犯を收容する。監獄看守所共に新舊あり、新監獄は「前清法部籌備清單」によつて建設されたものを言ひ、然らざるものを舊監獄と呼稱してゐるが、看守所における新舊呼稱の法的根據は審かでない。監獄の監督は司法部の直轄となつてゐるが、監獄官制第一條により高等檢察廳長にその監督を委任し、新監獄には典獄長を置き、舊監獄には管獄員を置き、その所管事務を總括せしめてゐるが舊監獄管獄員の多くは專任者を置かず縣長によつて代行せられてゐる。又看守所は看守所暫行規則第三條により高等法院長の監督下に置かれ、高等法院長は更に高等法院分院長、地方法院院長に委任せしめ得ることになつてゐるが、滿洲國に於ては檢察廳の分離により其の監督

權は高等檢察廳長に移され高等檢察廳長は更に此の監督權を地方司法機關の檢察部に委託してゐる。新看守所には所長を置き、舊看守所は所管によつて管理せられてゐるが、吉林省の如く監獄と看守所を併設して監所と稱してゐる箇所には所管を置かず管獄員をして兼務せしめてゐる。

法院廳數一覽表

- (據德三年八月現在、熱河内は舊監獄下地)
- 司法部 廳數は廳數、民は民等、刑は刑事
- 最高法院 三、刑三(新京民一、刑一)吉林民二
- 吉林高等法院 三、刑三(新京民一、刑一)吉林民二
- 吉林高等法院 吉林分廳民一(延吉民一、刑一)
- 奉天高等法院 六、刑五(奉天民四、刑三、遼陽民二、刑一、撫順民一、刑一、鐵嶺民一、刑一、開原民一、刑一、營口民一、刑一、西安民一、刑一、復遼民一、海龍民一、遼寧民一)
- 奉天高等法院 安東分廳民一、刑一(安東民一、刑一、通化民一、刑一)
- 哈爾濱高等法院 四、刑二(哈爾濱民四、刑二、呼蘭民一、綏化民一、海龍民一)
- 哈爾濱高等法院 依蘭分廳民一(依蘭民一)
- 錦州高等法院 民一、刑一(錦州民一、刑一)
- 錦州高等法院 義縣分廳民一(義縣民一、刑一)
- 齊齊哈爾高等法院 民一、刑一(齊齊哈爾民一、刑一、拜泉民一、洮南民一)
- 興安省公署 警務部
- 興安省公署 警務部
- 興安省公署 警務部
- 興安省公署 警務部
- 興安省公署 警務部

政治—法務・警察

檢察廳一覽表

(民國三年八月現在、括弧内は設置管轄下地方檢察廳)

- 最高檢察廳(所在地新京特別市)
- 吉林高等檢察廳(新京、吉林)
- 奉天高等檢察廳(奉天、遼陽、撫順、鐵嶺、開原、營口、西安、桓仁、海龍、遼寧)
- 奉天高等檢察廳安東分廳(安東、通化)
- 哈爾濱高等檢察廳(哈爾濱、呼蘭、鐵嶺、海倫)
- 哈爾濱高等檢察廳依蘭分廳(依蘭)
- 錦州高等檢察廳(錦州)
- 錦州高等檢察廳承德分廳(承德)
- 齊齊哈爾高等檢察廳(齊齊哈爾、拜泉、洮南)
- 興安省公署檢察廳
- 興安省公署檢察廳
- 興安省公署檢察廳
- 興安省公署檢察廳

領事裁判權撤廢準備

司法權の獨立 司法權は舊軍閥時代は屢々行政權の不當な壓迫を蒙り歪曲され勝ちであつたが司法部當局は司法權獨立に工作の重點を置き設法改革に當つてゐる。

日系司法官の任用 従来の滿人司法官の素質向上を計るとともに、大いに新人の起用を行ひつゝある。先づ日本より厚給經驗ともに豊富な現任司法官を任用し各主要地の法院檢察廳に配置し現地に於て直接誘掖指導に當らせつゝある。康德三年七月末日

系司法官の任用數は左の如し。

- 審判官前任官九、前任官一〇、○檢察官前任官六、前任官九、○書記官前任官八、前任官七、○書記官前任官五、前任官五〇、○學務法官二四、○合計一九八

司法部法學校 司法權の獨立のために優秀なる司法官を必要とすることは言を得たるところであるが、優秀なる司法官を得るには之が訓練養成が先決問題である。こゝに於て司法部は司法官養成を目的として司法部法學校を開設し廣く人材を國內に求めこれに對して王道國家に即した法學教育を施し法治國としての基礎の確立を計つてゐる。同校は第一部を甲類と乙類に區別し、甲類は修業年限三年とし、年齡三十歳以下の高級程度以上の法文學校を卒業した者、乙類は修業年限二年とし、年齡二十歳以下の專門學校程度以上の法文學校を卒業した者の及年齡三十歳以下で現に屬官書記官の現職にある者より入學せしめることになつてゐる。

行刑制度の改善 司法部では行刑制度の改善方法として先づ設備の改良を計り、人的方面の充實向上を企圖し第一次獄政訓練所を開設し日滿人各二十名を入所せしめた。僅か三箇月の短期講習にも拘らず成績甚だ良好である。なほ法學校には刑務官訓練所が附設されて居り刑務官の養成に努めてゐる。

法典の改正 従來滿洲國の法令は中華民國の法令をそのまま採用してゐるものが多いため滿洲國の國是と相容れないものも従つて多く國是に即した法典の制定は刻下の急務となつてゐるところから、各種施設の充實と相俟つていよいよ本格的に法典の制定に着手し、康德二年度より民法、商法、民事訴訟法等の重要法令を三箇年計畫で完成することになつてゐる。

會計組織の改善 舊軍閥時代の請負制度の殘滓を完全に清掃し、明朗な會計制度を布くために建國以來多大の努力を拂ひ會計事務を完全に中央の統制の下に統一し、中央集權主義の實をあげ、會計事務の公正なる運用を期するため、新に支出官制度を設け康德元年七月より實施し、舊來の恩弊である上官と會計係との因果關係を完全に遮斷した。

律士法(辯護士法)及推事檢察官登用試驗制度の制定 司法官の素質向上と共に民間律士の向上を計らんとするもので既に成案を得て目下司法部内で慎重審議中であるが康德三年末頃には公布の見込である。

參事官制度司法部顧問制度の制定 康德元年末參事官制度を設け日系五名の參事官を採用し、刑法、刑訴法、民法、商法の五

部門に別つて新法の立法中でありかつ康德二年六月法規の萬全を期するうへから顧問制度を設け松本憲治、田中耕太郎(商法)泉仁新(刑法)我妻榮、棚田重義(民法)池田寅二(民訴法)小野清一郎(刑訴法)村上貞吉(法學)の諸氏を顧問にした。

提存法(供出法)及提存局官制の制定 従來滿洲國の提存規定は舊法を援用したため亂斷を極め何等統制されたるものが無かつたため康德二年八月二十二日提存法及提存局官制を公布これを統制した。

中央廳舎新築 既に康德三年二月司法部廳舎は順天廣場に竣工したが引きつゞき堂々たる最高法院、最高檢察廳を新築中である。その他地方監獄法院等の新築改革も積極的進捗を見つゝある。

滿洲國の警察

沿革 建國以前に於ては中國古來傳統たる極端な地方分權主義により中央官廳との間には何等の階級的連鎖なく従つて中央官廳の監督權も間接的な微弱なものに留り地方官廳たる省は省政府と稱して財政權は勿論軍政權まで掌握し加へて若干の外交權を有する宛然一國家の如き觀を呈し、其の地方分權の弊甚しかつたのに鑑み建國と共に中央行政組織を確立し可能の範圍に於

て中央集權主義を採り全國的に國家統制を行ひ中央官廳と地方官廳の分野權限を明確に獨立した。それと同時に在來の全滿警察機構にも大いに改革を加へてこれを統制し現在に至つてゐる。

警察機關 (一) 中央機關 國務院各部官制に依り全國の警察に關する事務は民政部大臣之を掌理し(但し興安省を除く)警務司に於てこれを管理してゐる。

(二) 省都警察廳及哈爾濱警察廳 國都新京は其の重要性に依り、哈爾濱は北滿唯一の大都市で政治、外交、經濟、交通の中心であるに鑑み此の兩地には民政部直轄の警察廳を設け前者は新京特別市及長春縣、後者は哈爾濱特別市に於ける警務を掌ることになつてゐる。

(三) 特殊警察廳 滿洲國建國後國境及海邊に於ける警備、不正入國、密輸取締はその重要性に鑑み急速に充實し且つ運用上に於て全國的統制を必要とするため、國境及海邊の樞要地に民政部直轄の警察廳を新設し如上の目的に備へてゐる。又國內匪賊の警戒及討伐に威力なる各縣警察廳を援助し急速なる主要地區の治安恢復を計らしむるため民政部直轄の強力な警察廳を新設し時宜に應じ管内を游動警戒してゐる。

(四) 省公署警察廳 建國後中央組織の

確立と共に従來の全省警務廳を廢止し、省公署に警務廳を置き全省の警務を管理してゐるが康德元年十二月一日地方行政の大改革に際し従來の警務廳の統制改革を行ひ新に警務廳に警正、警佐なる警察官吏を配置し治安關係に於ける敏捷果斷な連絡統一ある警務事務の執行を期してゐる。

(五) 省直轄の警察廳 奉天、齊齊哈爾、安東、錦州、延吉、撫順、黑龍江の各都市には都市の政治經濟の中心で治安政策上の重要性であるに鑑み省直轄の警察廳を設けた。

(六) 縣の警察機關 縣公署に警務局を置き縣の警務を掌り、各區に警備隊を置き、治安に任じてゐる。なほ縣には討匪等の特殊事情に基き警察隊を存置してゐる。

(七) 北滿特別區の警察 北滿特別區に於ける警察は従來東省特別區警務管理廳之を掌つてゐるが大正二年七月北滿特別區官制公布と同時にこれを廢止し、特別區公署警務處を置くやうになつた。而して管内樞要地十二箇所に警察署を置き警務を掌つてゐるが、康德元年十二月一日の省機構の改正に伴ひ北滿特別區公署は新設の濱江省の各廳と合併兼務の形式を採り事實上警務は僅かに名稱を存するに止まつた。

(八) 舊法採用の警察機關 舊法採用に

政治—法務・警察

依る警察機關としては現在水上警察局及鐵場警察局の二つがある。水上警察機關は奉天省に鴨渾遼河の二水上警察局がある。鴨渾水上警察局の管轄中鴨渾江は安東下流の大江により上流長白八道溝に達する區域を、遼河は下流同江口より上流通化八道江に至る間の區域を管轄し、遼河水上警察局は其

全滿警察組織大要



の下流田莊臺より上流羅家船口に至る區域の水上警察の任に當つてゐる。なほ吉林省には松花江上流、下游の二水上警察局あり、上游は哈爾濱より上流及び扶餘縣の支流における區域を管轄し、下游は哈爾濱より同江に至る區域の水上警察の任に當つてゐる。

警察官吏 滿洲國ではまづ警察官吏そのもの向上改善によつて警察行政の肅正を圖ることになつた。

警察官の採用條件 警士の採用條件を左の如く定め、(1)年齢十八歳以上三十歳以下の者、(2)身體強壯、品行方正、思想堅實なる者、(3)高級小學校卒業し又は同等以上の學力を有する者、(4)身長一米六〇以上の者。

で現職警察下級幹部(警佐、巡官)中優秀なるものを選抜し、修業年限を六個月とす、(2)警察官講習所、新任警士は例外なく本校に收容して警察官として必要な警察、消防、衛生等に關する學術及び運用を習得せしむる。その講習期間は四個月とす、(3)留學生の選定、警察制度の發達した日本の最高警察教育機關たる内務省警察講習所に一年間留學せしむるもので大同元年二十五名、大同二年三十名、康徳元年三十名、同二年三十名と年々留學生を漸進令後もこれ繼續することになつてゐる。

△待遇の改善 舊政權時代には給與低劣なるのみならず、その支給不確實で上官の私腹を肥すものが多かつたため、下級警察官の生活苦しく、勤むが故に退官等が行はれた。故に滿洲國に於いてはこの點を最も改良して修正ならしめて居る。

△制服の改正統一 舊政權時代は各種の名稱が行はれ、官制も混淆してゐるが、滿洲國ではこれを改正統一し、警正、警佐、巡官、警長、警士の五階級に分ち他の官更との區別を明かにした。

△服裝の改正統一 従前は公安局、鐵道警察、北滿特別區警察、水上警察等々異なりたる制服を服用し、團體統制上また紀律威儀保持上缺くるところがあつたので警察官制服を施行して統一した。

△身分保護及び服務 警察官の身分を保護すると共にその服務規律を厳正ならしむるの最も重大な點なので、不正行為あるものや國民政府、憲法に内通する者を除いては濫りに懲罰することなく、且つ服務規則を公布してこれに準らしめてゐる。

治安維持策 別記の如く日本軍隊を始め滿洲國軍、日滿警察協働力これが討伐を圖り目覺ましい好成績をあげてゐるが更に左の如き民間團體を組織してこれの徹底を圖つてゐる。

△治安維持會 大同二年熱河討伐終り、軍隊が分散配置に入るや、これを好機として日滿兩國の治安工作に關係を有する諸團體を打つて一九二〇とし、全能力を發揮すべく治安維持に關する最高機關として、中央に中央治安維持會を、又その下に各省、各縣治安維持會を設置した。治安維持會の主な仕事に掃蕩作戦、警察の強化、銃器彈藥の調査回収、戸口調査、保甲制度の確

立、交通機關の整備、宣傳工作、その他保甲制度、職權、演習等による宣傳等といつても相當の成績を収めてゐる。

各國警察現勢總括表

Table with columns for country (e.g., 吉林省, 遼寧省, 山東省), police type (警正, 警佐, 巡官, 警長, 警士), and counts. Includes a summary row at the bottom.

はしむると共に自衛團の如きも純然たるその地住民中より選出した團員を以つて組織した義務的の自衛團を組織して警察の補助機關たらしむべく、大同二年暫行保甲法を制定公布した。

甲長副甲長は甲の隊長が、保長副保長は保の甲長が互選する。

(康徳三年四月一日現在)

